彦根市高齢福祉施設適正管理計画

平成３０年8月

彦　　根　　市

－目　次－

１　はじめに 1
1-1　背景と目的 1
1-2　計画の対象施設 2
1-3　計画の期間 3
1-4　計画の位置づけ 3

２　高齢福祉施設を取り巻く動向 4
2-1　高齢福祉、介護保険等の施策に関する状況 4
2-2　人口動向 10

３　高齢福祉施設の現状 13
3-1　老人福祉センターの概要 13
3-2　デイサービスセンター・グループホームの概要 16
3-3　施設の立地状況 18
3-4　施設の利用状況 29
3-5　施設の管理運営状況 37
3-6　施設の保全状況 44
3-7　管理運営に係るコスト情報の把握 51

４　老人福祉センターに関する市民意向の把握 57
4-1　市民アンケート調査の実施概要 57
4-2　アンケート結果 58
4-3　その他関連するアンケート結果 68
4-4　アンケートを踏まえた課題整理 70

５　高齢福祉施設に関する課題の整理 71
5-1　老人福祉センターに関する課題 71
5-2　デイサービスセンター・グループホームに関する課題 72

６　高齢福祉施設の方向性 73
6-1　老人福祉センターの方向性 73
6-2　デイサービスセンター・グループホームの方向性 74

７　施設の保全計画 75
7-1　施設の保全に関する基本的な考え方 75
7-2　保全計画 76

1　はじめに

1-1　背景と目的

昨今、全国において、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっている中、今後、人口減少や少子高齢化等により、公共施設の利用需要が変化していくことが予想されます。さらには、税収の減少や社会保障関連経費等の増加が見込まれることから、財政状況はますます厳しいものとなることが予想されます。

本市においても、所有する公共施設のうち、建物の 4 割以上が建築後 30 年以上経過しており、今後、大量に更新時期を迎えることとなります。

このような状況の中、本市では、今後も必要な市民サービスを提供していくため、公共施設全体を把握し、計画的な更新、統廃合、長寿命化を検討するとともに、財源の確保や効率的・効果的な施設運営等によって、コストと便益が最適な状態で保たれた上で、安全・安心な公共施設マネジメントを確立するための骨子となる計画として、平成 27 年度に「彦根市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」という）を策定しました。

総合管理計画では、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針」を定めており、個別の施設については、施設類型ごとの特性を踏まえ、個別計画を策定することとしています。

これらの背景を踏まえ、高齢福祉施設に係る今後の管理、運営のあり方を検討し、より効率的に活用していくための方針を示すため、「高齢福祉施設適正管理計画」を策定します。

1-2　計画の対象施設

本計画では、下表に示す高齢福祉施設を対象とします。

＜表　計画の対象施設＞

No.	対象施設	開設年月	経過年数	延床面積（㎡）	備考
1	北老人福祉センター	平成 11 年 4 月	19 年	1,169.00	北デイサービスセンターとの複合施設
2	中老人福祉センター	昭和 59 年 6 月	34 年	1,135.00	複合施設
3	屋内ゲートボール場	平成 2 年 2 月	28 年	948.00	
4	南老人福祉センター	平成 4 年 10 月	26 年	613.00	南デイサービスセンターとの複合施設（同一建物）
5	北デイサービスセンター	平成 11 年 5 月	19 年	739.80	北老人福祉センターとの複合施設
6	南デイサービスセンター	平成 4 年 10 月	26 年	—	南老人福祉センターとの複合施設（同一建物）
7	佐和山デイサービスセンター	平成 12 年 9 月	18 年	545.86	
8	ふたばデイサービスセンター	平成 15 年 3 月	15 年	399.53	
9	デイサービスセンターきらら	平成 13 年 12 月	17 年	653.64	複合施設
10	グループホームゆうゆう	平成 13 年 12 月	17 年	326.65	

北老人福祉センター

中老人福祉センター

屋内ゲートボール場

南老人福祉センター
南デイサービスセンター

北デイサービスセンター

佐和山デイサービスセンター

ふたばデイサービスセンター

デイサービスセンターきらら

グループホームゆうゆう

1-3　計画の期間

総合管理計画では、今後 30 年間を見通した中で、社会経済情勢の変化に的確に対応するため、10 年を単位に計画を策定することとし、平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を計画期間としています。これを踏まえ、本計画においても今後 30 年間を見通しつつ、10 年間の計画期間とします。

計画期間　：　平成 30 年（2018 年）～平成 39 年（2027 年）の 10 年間

1-4　計画の位置づけ

本計画は、公共施設等総合管理計画に基づく施設類型ごとの個別計画として位置づけられます。

公共施設等総合管理計画では、高齢福祉施設を含む保健・福祉施設に関する基本方針として、施設の長寿命化、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備、他施設との複合化、効率的かつ効果的な運営などの方向性を示しています。

本計画では、これらの基本方針を踏まえながら、施設のあり方に関するより具体的な方向性を示すものです。

＜図　計画の体系＞

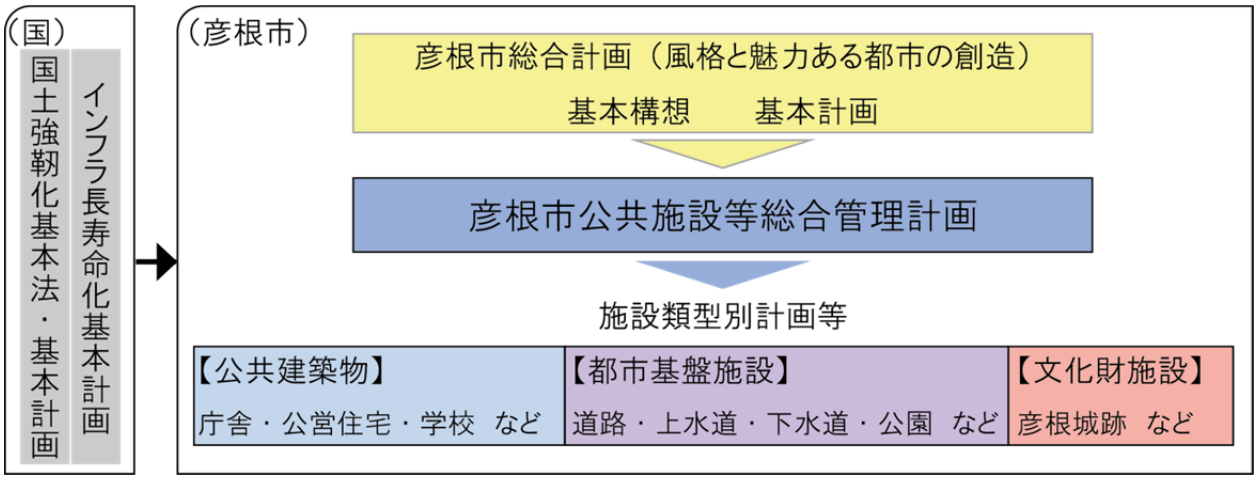

＜表　高齢福祉施設に関する基本方針（公共施設等総合管理計画より）＞

彦根市公共施設等総合管理計画 （施設類型ごとの管理に関する基本的な方針）	⑥保健・福祉施設 ・保健・福祉施設については、利用者の安全を確保するため、計画的な修繕・改修により長寿命化を図るとともに、障害のある人や高齢者等をはじめ誰もが安全・安心に施設の利用ができるよう、ユニバーサルデザインに最大限配慮した施設整備に努めます。 ・ 老朽化が著しく、大規模改修に多額のコストがかかるものや、建替えが必要な場合は、利用状況等を分析し、幅広く需要があると判断されるものについてのみ、可能な限り他施設との複合化による整備を行います。 ・ 利用状況と維持管理コストのバランスを意識し、必要に応じて指定管理者制度の導入や、先進自治体の成功事例等に倣うなど、効率的かつ効果的な運営を心がけます。

2　高齢福祉施設を取り巻く動向

2-1　高齢福祉、介護保険等の施策に関する状況

(1) 上位計画及び関連計画

上位計画や関連計画をもとに、本市の高齢福祉に関する施策の概要を整理します。

本市の最上位計画である「彦根市総合計画」では、高齢者支援の推進として、「1.高齢者の活動支援の充実」「2.介護予防等の推進」「3.介護保険事業の運営」の3つの取組方向を示しています。

また、高齢福祉分野の個別計画として「彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を定めており、高齢者の支援や介護予防、サービスの提供などについての基本目標や施策を示しています。

■彦根市総合計画

（後期基本計画：第３章　3-4-3　高齢者支援の推進）

1. 高齢者の活動支援の充実

・援護を必要とする高齢者等の在宅での生活を容易にするため、安全、安心な暮らしができるよう支援施策の充実に努めます。

・高齢者が個々の知識と技能を生かして、地域づくり、地域支えあいの重要な担い手として、健康で生き生きと活動できるよう、その支援と仕組みづくりに努めます。

2. 介護予防等の推進

（1）介護予防の推進

・国が進める介護保険制度の中で、介護が必要となることを防止し、介護が必要となった場合においても状態が悪化しないようにするとともに、できる限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

（2）認知症対策の推進

・地域社会の認知症に対する正しい理解を高めるために認知症サポーターを養成するとともに、認知症の予防、重度化の防止、適切な介護および介護者など周囲への助言等の支援を行います。

3. 介護保険事業の運営

・国の定める方針に基づく高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画により、介護保険サービス施設の整備に努めます。

・国の定める指針に基づき、不足する介護職の人材確保と入職者の定着率向上に努めます。

・介護保険法に基づく介護保険制度の安定運営のため、保険料の収納率向上、給付の適正化を図り、財政運営の健全化に努めます。

■第７期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2018 年度～2020 年度）

基本目標１　　総合的な介護予防・生活支援の推進

・市民の健康に対する意識を高め、生活習慣病の予防を推進するとともに、すべての高齢者に対して要介護状態にならないための介護予防を推進します。
・また、専門職によるサービスに加えて、多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの推進によって、要支援者の自立支援・重度化防止を図ります。

【重点課題】

◎連続的で一貫性を持ったマネジメントに基づく介護予防の実施（介護予防・日常生活支援総合事業の推進等）
◎身近で日常的な介護予防の体制づくり（地域介護予防活動支援事業の推進等）
◎多様な担い手による介護予防・生活支援サービスの推進

基本目標２　　地域での自主的な活動の支援

・住み慣れた地域で、高齢者がいきいきと暮らすために、地域での支え合い活動を支援し、地域住民による自主的な健康づくり活動を推進します。
・また、これらの活動を支える支援体制を構築し、安心で健康長寿の地域づくりをめざします。
・さらに、高齢単身世帯や高齢者のみ世帯の増加により生活支援の必要性が高まっている中、地域住民を主体として、生活支援コーディネーターおよび地域包括支援センターが支援しながら、見守り合い、集いの場づくり、移動支援や家事援助など生活支援体制整備の充実・強化を図ります。

【重点課題】

◎ボランティア活動等の促進
◎地域共生社会の実現をめざした地域福祉活動の推進（地域福祉計画における取組の推進等）
◎住民主体による生活支援の仕組みづくり

基本目標３　　サービスの確保と提供

・高齢者が住み慣れた地域で、良質な介護保険サービスを受けることができ、介護者も仕事と介護の両立を図れるようサービス基盤の充実を進めるとともに、介護保険サービスとそのほかの生活支援サービスを組み合わせながら、生活の継続を支援する体制を整備します。
・また、要介護度が悪化しないために自立支援・重度化防止を重視したサービス提供の充実に努めます。
・さらに、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修・福祉用具購入・貸与の点検、医療情報との突合・縦覧点検、介護給付費通知など、介護給付の適正化に努めます。

【重点課題】

◎需要の拡大に応じた施設・居住系サービスの整備（新たな介護老人福祉施設の整備等）
◎認知症になっても住み慣れた地域で介護を受けられるよう、地域密着型サービスの整備（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護等の整備）

基本目標４　　生きがいづくりとまちづくり

・就労や生涯学習、スポーツをはじめ、さまざまな社会参加活動の推進を通じて、高齢者が自己の能力を十分発揮し、活躍できる場づくりを進め、生きがいを持って暮らすための環境づくりをめざします。

【重点課題】

◎高齢者の就業支援（シルバー人材センターへの支援等）
◎高齢者にやさしい交通環境の確保
◎災害時避難行動要支援者対策の推進（「彦根市災害時避難行動要支援者制度実施要綱」に基づく取組の推進等）

◎福祉避難所の確保

■基本目標４の中で示す、老人福祉センターに関する記載内容（抜粋）

高齢者の増加により、生涯学習やスポーツをはじめ、高齢者の活動の場の充実が一層求められています。また、昼間独居の高齢者が増加する中で、閉じこもりの予防や、住民同士の交流の機会を確保するよう、高齢者の生きがい対策を推進します。

老人福祉センター運営事業

高齢者の生きがい対策として、健康の増進、教養の向上およびレクリエーションのための便宜を図るとともに、各種相談に応じます。また、地域で新たな交流を生み出すため、広報への記事掲載やチラシの全戸配布、介護支援専門員などへの周知を行い、利用者の増加を図ります。

基本目標５　　安心して暮らせる地域包括ケア体制の強化

・地域包括支援センターをはじめ高齢者を取り巻く関係者のネットワークにより、一人ひとりの生活状況が把握できる体制とともに、高齢者が地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者やその家族に生活上の不安が生じた場合に相談を受け付け、適切に対応できる体制づくりを進めます。

【重点課題】

◎高齢者に対する介護・保健・福祉の総合相談体制の充実等、地域包括ケアシステムの深化・推進（総合相談支援、地域ケア会議の充実等）

◎在宅医療・介護連携の推進（ことう地域チームケア研究会等）、虐待防止や権利擁護の充実（権利擁護サポートセンター等）、認知症施策の推進（認知症初期集中支援チーム、彦根市認知症HOTサポートセンター等）

（2）地域包括支援センター

彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の５つのサービスを一体的に提供し、介護や支援を必要とする状態となっても、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進することを基本方針としています。

この地域包括ケアシステムにおいて中核的な役割を担うのが、介護保険法に基づき設置されている地域包括支援センターであり、高齢者の日常生活、栄養、環境等の包括的な管理のため、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士等が連携して相談業務やサービスのコーディネートを行っています。

本市では中学校区単位で７つの日常生活圏域を設定し、各地域のデイサービスセンター、老人福祉センター等の施設内に地域包括支援センターを設置しています。

＜図　彦根市地域包括支援センター担当圏域図＞

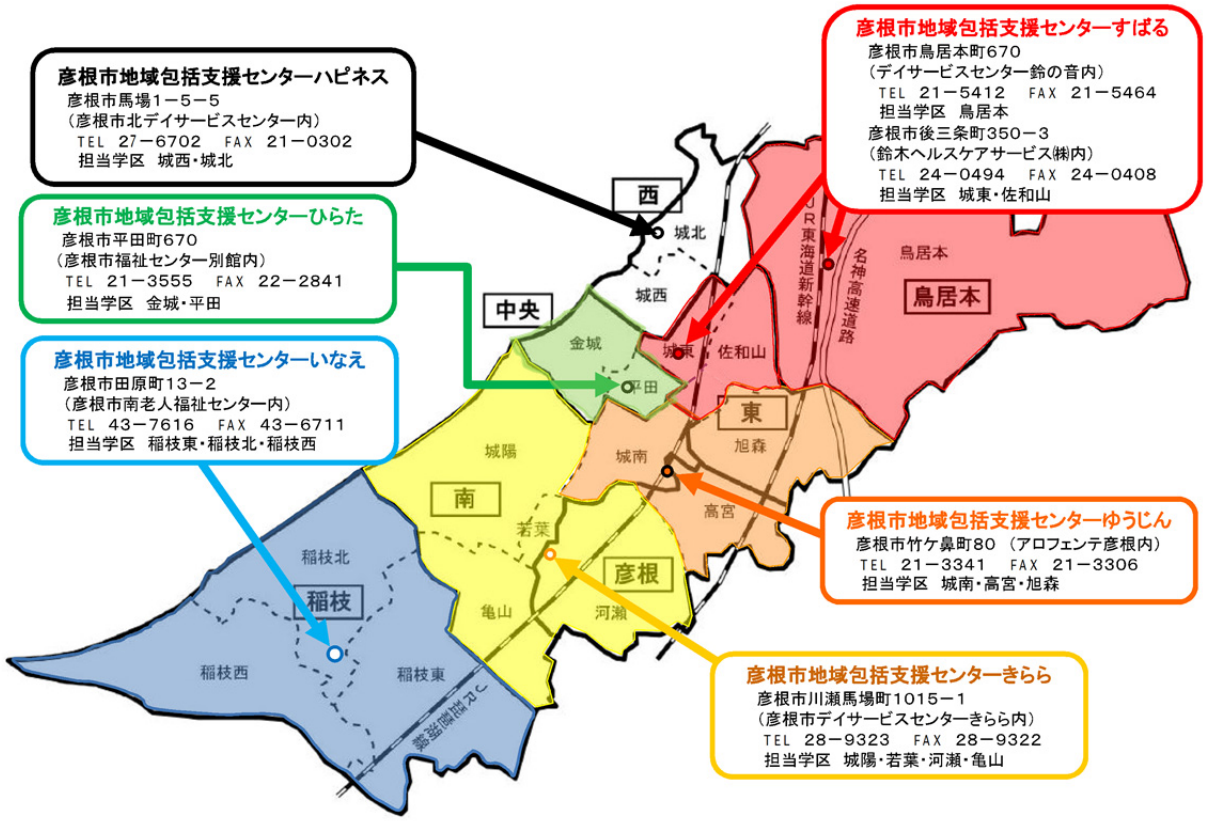

(3) 老人クラブ

老人クラブは、主に自治会単位の地域を基盤とする概ね 60 歳以上の高齢者による自主的な組織であり、友愛活動（ 独居高齢者や寝たきり高齢者の訪問等)、奉仕活動（地域清掃等)、健康・スポーツ・レクリエーション活動、地域支え合い、防災・安全活動、学習活動、サークル活動などを実施しています。老人福祉センター等の施設は、これらの活動の拠点となっています。

老人クラブのクラブ数と会員数は、年々減少する傾向にあります。

＜図　老人クラブ数・会員数の推移＞

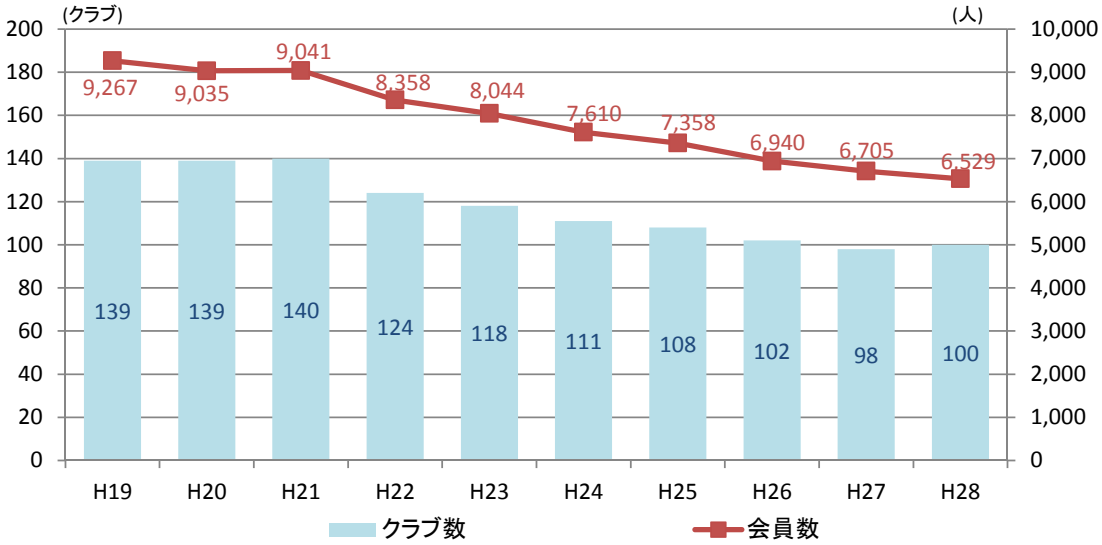

※クラブ数および会員数は、彦根市単位老人クラブ活動補助金の交付を受けたクラブの数を示す

資料：彦根市統計書

(4) 要介護等認定者数

本市における要介護（要支援）認定者は平成 22 年以降増加が見られます。特に要支援や要介護 1 の認定者数が増加する傾向にあります。

＜図　要介護度別認定者数の推移＞

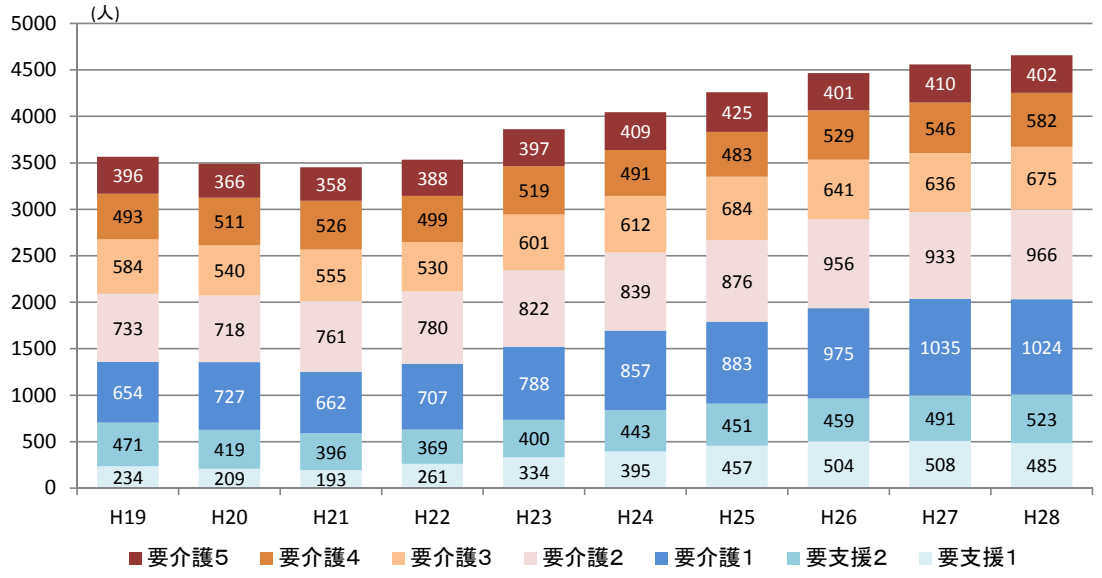

資料：彦根市統計書

(5) 施設の設置数の推移

デイサービス施設の設置数は、平成 18 年度から 19 年度にかけて一時的に減少していますが、長期で見ると増加傾向にあります。グループホームについては平成 13 年度にグループホームゆうゆうが設置されて以降、増加傾向にあります。

＜図　デイサービス施設、グループホームの設置数の推移＞

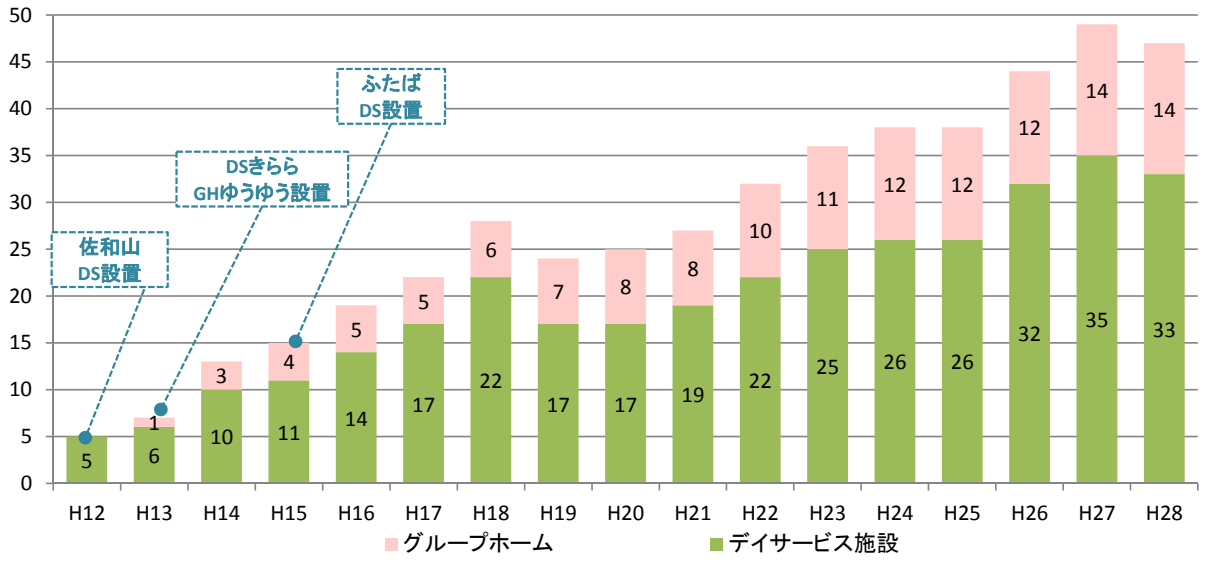

資料：介護福祉課、湖東健康福祉事務所

(6) 施設の定員数

市のデイサービス施設は通所介護事業（介護予防通所介護事業を含む）を行っており、定員数は民間施設に比べて規模の大きいものが見られます。

民間のデイサービス施設には、通所介護事業（介護予防通所介護事業を含む）のほか、地域密着型通所介護事業を行っている施設もあります。地域密着型通所介護施設は定員 19 名以下となっており、定員 10 名または 15 名の施設が多く見られます。

グループホームについては市の施設、民間施設ともに、いずれも定員は 9 名となっています。

＜表　デイサービス施設の定員数（平成 29 年 3 月現在）＞

デイサービス施設 区分	定員数											計	
	5 人	10 人	15 人	16 人	20 人	23 人	25 人	28 人	30 人	35 人	40 人	施設数	定員数
通所介護施設 （介護予防通所介護含む）	—	—	—	—	2	2	2	1	6	5	3	21	639
うち市の施設数						1	1				3	5	168
うち民間施設数					2	1	1	1	6	5		16	471
地域密着型通所介護施設 （介護予防通所介護含む）	1	9	7	1	—	—	—	—	—	—	—	18	216
うち市の施設数												0	0
うち民間施設数	1	9	7	1								18	216

※地域密着型通所介護とは、施設の利用が当該市町村の居住者に限られるものをいう

資料：介護福祉課、湖東健康福祉事務所

2-2　人口動向

(1) 人口の推移と将来見通し

本市の人口はこれまで増加傾向にありましたが、今後は減少に向かうものと見込まれています。

年齢層別に見ると、14 歳未満の年少人口と 15-64 歳の生産年齢人口は既に減少に転じており、65 歳以上の老年人口は増加傾向にあります。老年人口の割合は、2035 年頃には約 30%の水準となることが見込まれており、その後は次第に増加のペースが緩やかになると予想されます。

＜図　人口の推移と将来見通し＞

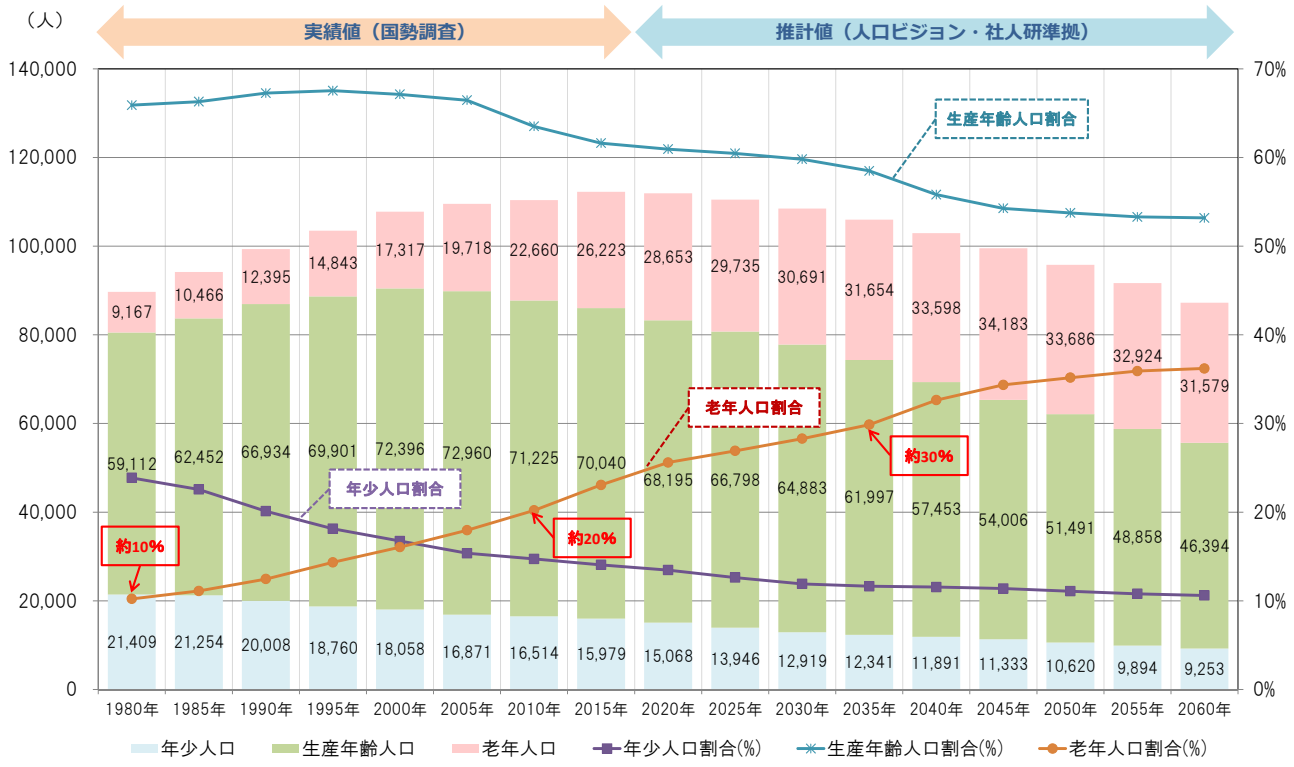

資料：2015 年までは国勢調査実績値、2020 年以降は彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョン編の社人研準拠による推計値

（2）40 歳以上の人口の推移と将来見通し

40 歳以上の人口について見ると、40 歳代から 60 歳代までの人口が減少に向かう一方で、特に 70 歳代や 80 歳以上の層が今後大きく増えることが見込まれています。

また、これらの変化により介護保険制度の運営が今後さらに厳しい状況に置かれることも予想されます。

＜図　40 歳以上の人口の推移と将来見通し＞

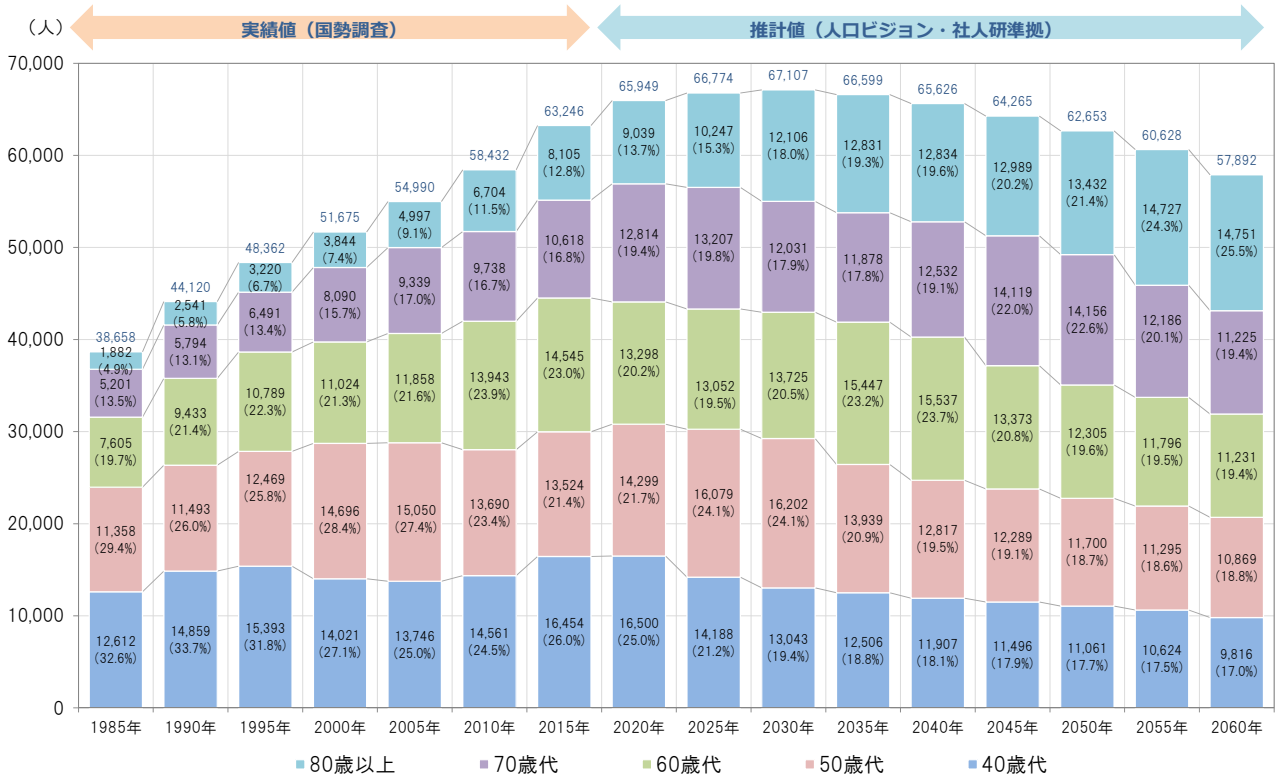

資料：2015 年までは国勢調査実績値、2020 年以降は彦根市まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョン編の社人研準拠による推計値

（3）高齢者の状況

65 歳以上人口は増加傾向にあり、それに伴ってひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦の数も増加する傾向にあります。

＜図　ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦の推移＞

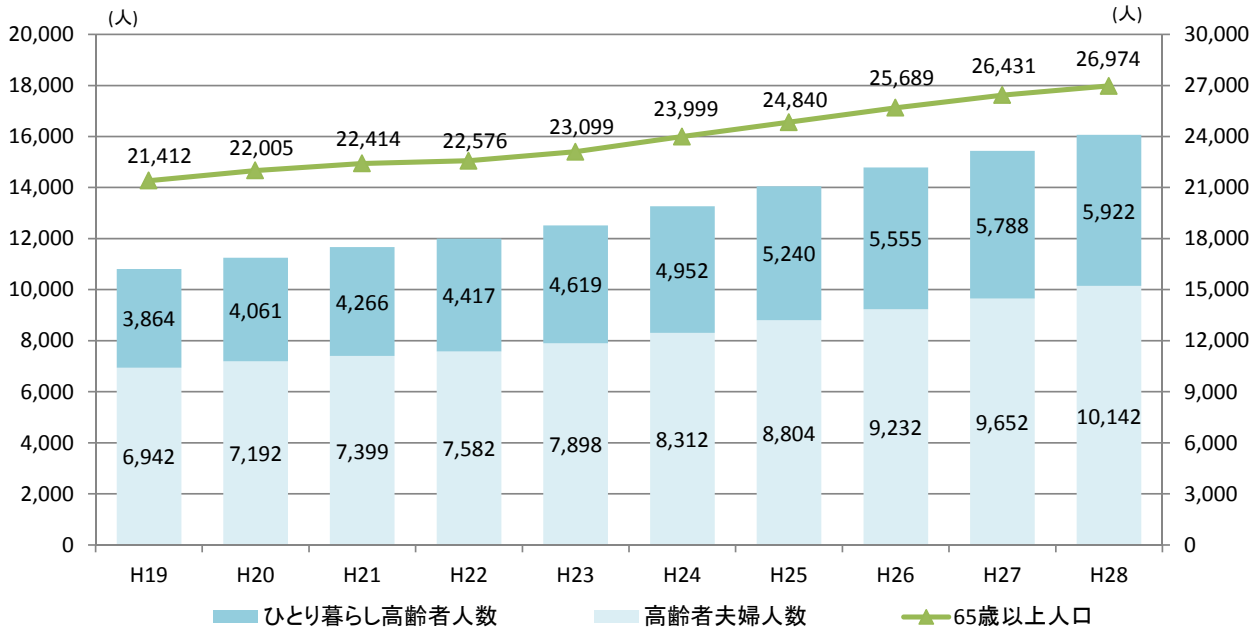

資料：彦根市統計書

3　高齢福祉施設の現状

3-1　老人福祉センターの概要

(1) 設置目的等

老人福祉センターは、老人福祉法に基づいて設置されており、60 歳以上の市民を主な利用対象として、高齢者等の福祉の増進に係る様々な事業を行っています。以下に、老人福祉センターの設置に関する条例、要綱を整理します。

■彦根市老人福祉センターの設置および管理に関する条例　（※抜粋要約）

第 1 条　老人福祉法第 15 条第 5 項の規定に基づき、高齢者等の福祉の増進を図るため、老人福祉センターを設置する。

第 3 条　センターは、次の事業を行う。

(1)　生活、身上、健康等の相談および指導に関すること。
(2)　後退機能の回復訓練および指導に関すること。
(3)　教養の向上およびレクリエーション等の指導に関すること。
(4)　生業および就労の相談に関すること。
(5)　老人クラブへの支援に関すること。
(6)　その他市長が高齢者福祉の増進に必要と認める事業に関すること。

第 5 条　センターを使用することができる者は、市内に居住する満 60 歳以上の者とする。ただし、市長が適当と認める者については、この限りでない。

■老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について
(昭和五二年八月一日　社老第四八号　各都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省社会局長通達)

別紙１　老人福祉センター設置運営要綱

第１　総則

１　目的

老人福祉センターは、地域の老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もつて老人に健康で明るい生活を営ませることを目的とする。

２　種別

老人福祉センターの種別は、老人福祉センター(特 A 型)、老人福祉センター(A 型)及び老人福祉センター(B 型)とし、その設置される場所、目的等を考慮して種別を決定するものとする。

３　運営主体

老人福祉センター(特 A 型)は、市(区)町村が、その他にあつては地方公共団体又は社会福祉法人が運営することを原則とする。

４　利用料

老人福祉センターの利用は、原則として無料とする。ただし、必要により費用を徴収する場合にあっては、当該利用に直接必要な経費以下の額とし、地方公共団体が運営する場合にあっては、条例において規定し、その他の団体が運営する場合にあっては、運営規程等において規定するものとする。

第２　老人福祉センター(特Ａ型)

１　事業

老人福祉センター(特Ａ型)においては、次に掲げる事業を行うものとする。

(1)　各種相談

ア　生活相談

老人の生活、住宅、身上等に関する相談に応じ、適当な援助、指導を行うこと。

イ　健康相談

老人の疾病の予防、治療に関する相談に応じ、適当な援助、指導を行うこと。

(2)　健康増進に関する指導

老人の健康増進を図るための栄養、運動等の指導を行うこと。

(3)　生業及び就労の指導

老人の生業及び就労等について指導を行い、必要に応じ授産事業を行うこと。

(4)　機能回復訓練の実施

老人の後退機能の回復訓練を行うこと。

(5)　教養講座等の実施

老人の教養の向上及びレクリエーション等のための事業を行い、又はそのために必要な便宜を提供すること。

(6)　老人クラブに対する援助等

老人クラブの運営について援助を行うとともに、老人に対する調査、研究、広報等の事業を行うこと。

２　建物等

(1)　建物の構造、規模

ア　老人福祉センター(特Ａ型)の建物の構造は、利用者の便、防災等について十分配慮したものとし、その規模は 800 ㎡以上とする。

イ　老人福祉センター(特Ａ型)には、もっぱら当該施設の用に供する次の設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等と設備の一部を共用すること等により、当該施設の運営上支障が生じない場合にはこの限りでない。

所長室、事務室、生活相談室、健康相談室、診察室、検査室、栄養指導室、保健資料室、機能回復訓練室、集会及び運動指導室、教養娯楽室、図書室、浴場、便所

(2)　立地条件

老人の利用上の便宜を図ることが可能であり、かつ、事業を円滑に行うことのできる場所に設置するものとする。

３　職員

老人福祉センター(特Ａ型)には、施設の長、相談・指導を行う職員、その他必要な職員をおくものとする。ただし、施設の運営に支障がない場合には、他の社会福祉施設等の職員との兼務は差し支えないものとする。

(2) 北老人福祉センター

開設年月	平成 11 年（1999 年）4 月
面積	敷地面積：4,293.00 ㎡　　延床面積：1,169.00 ㎡
主要構造	鉄筋コンクリート造（本館）、鉄骨造（車庫等）
開館時間	9 時～17 時(土日祝日、年末年始は休館)、入浴日：月曜及び木曜（11 時～14 時）
備考	北デイサービスセンターとの複合施設

■諸室の内訳

室名	収容人員		備考
1 階　世代交流室	約 30 人	50 人	約 70 ㎡
1 階　健康相談室	約 10 人	利用可	

2階　集会所（洋室）	約100人	150人	約107㎡、ステージ
2階　教養娯楽室（洋室）	約50人	利用可	（照明、ﾏｲｸ一式備付）
浴室	2室		男女各1槽
おもちゃ図書館、食事コーナー、応接スペース等			
渡り廊下・駐車場・駐輪場・中庭			北デイサービスセンターと共用

(3) 中老人福祉センター・屋内ゲートボール場

開設年月	昭和59年（1984年）6月（中老人福祉センター） 平成2年（1990年）2月（屋内ゲートボール場）
面積	敷地面積：4,284.00㎡ 延床面積：1,135.00㎡（中老人福祉センター）、 948.00㎡（屋内ゲートボール場）
主要構造	鉄骨造（中老人福祉センター）、鉄筋コンクリート造（屋内ゲートボール場）
開館時間	9時～17時(土日祝日、年末年始は休館)、入浴日：火曜及び金曜（11時～14時）

■諸室の内訳（中老人福祉センター）

室名	収容人員		備考
1階　談話室（洋室）	約60人		
1階　小会議室（洋室）	約20人		
1階　教養娯楽室1（和室）	約20人	約40人	
1階　教養娯楽室2（和室）	約20人	利用可	
1階　機能回復訓練室（洋室）	約10人		
1階　軽作業室（洋室）	約20人		
2階　大集会室（和室）	約170人		84畳敷、ステージ有り
浴室、脱衣室	約5人		男女各1室
機械室、自転車置き場、駐車場、中庭等			

(4) 南老人福祉センター

開設年月	平成4年（1992年）10月
面積	敷地面積：1,150.00㎡　　延床面積：613.00㎡（南デイサービスセンターとの合計）
主要構造	鉄骨造
開館時間	9時～17時(土日祝日、年末年始は休館)
備考	南デイサービスセンターとの複合施設（同一建物）、地域包括支援センターに指定

■諸室の内訳

室名	収容人員		備考
集会場（洋室）	約50人		老人福祉センター専用
教養娯楽室（洋室）	約50人		〃
軽作業室（洋室）	約20人		〃
機能回復訓練室	約20人		デイサービスセンター専用
生活健康相談室	約10人	一体利用可	〃
図書室	約10人		〃
食堂（洋室）	約25人		老福・デイ兼用
ロビー・事務室			老福・デイ兼用

3-2　デイサービスセンター・グループホームの概要

(1) 設置目的等

デイサービスセンターは老人福祉法に基づいて設置されている施設であり、介護保険法に規定する通所介護事業（介護予防通所介護事業を含む）を行っています。

グループホームは老人福祉法に基づいて設置されている施設であり、介護保険法に規定する認知症対応型共同生活介護および介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行っています。

施設の利用ができるのは、介護保険制度において要介護または要支援の認定を受けた方などに限られます。

■彦根市デイサービスセンター等の設置および管理に関する条例　　（※抜粋要約）

第1条　日常生活において介護を要する高齢者等の生活の助長、健康の保持等を図るとともに、その介護者の負担の軽減を図るため、彦根市デイサービスセンターおよび彦根市認知症高齢者グループホームを設置する。

第3条　センターは、次の事業を行う。

(1)　介護保険法（以下「法」という）第8条第7項に規定する通所介護事業および法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護事業

(2)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(総合支援法)第5条第7項に規定する生活介護事業

2　グループホームは、法第8条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護および法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う。

第5条　センターを利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1)　法第19条の規定により要介護または要支援の認定を受けた者

(2)　総合支援法第21条の規定により障害支援区分3以上の認定を受けた者

2　グループホームを利用することができる者は、法第19条の規定により要介護または要支援2の認定を受けた者で法第8条第16項に規定する認知症であるものとする。ただし、その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。

(2) 北デイサービスセンター

開設年月	平成11年（1999年）5月
構成諸室	日常動作訓練室、浴室、厨房、事務室　他
面積	敷地面積：4,293.00㎡　　延床面積：739.80㎡
主要構造	鉄筋コンクリート造（本館）、鉄骨造（渡り廊下等）
開館時間	9時～16時40分(日曜日、年末年始は休館)
備考	北老人福祉センターとの複合施設、地域包括支援センターに指定

(3) 南デイサービスセンター

開設年月	平成4年（1992年）10月
構成諸室	機能回復訓練室、生活健康相談室、図書室、大浴室　他
面積	敷地面積：1,150.00㎡　　延床面積：613.00㎡（南老人福祉センターとの合計）
主要構造	鉄骨造
開館時間	9時～16時40分(日曜日、年末年始は休館)
備考	南老人福祉センターとの複合施設（同一建物）

(4) 佐和山デイサービスセンター

開設年月	平成12年（2000年）9月
構成諸室	日常動作訓練室、浴室、厨房、事務室　他
面積	敷地面積：604.46㎡　　延床面積：545.86㎡
主要構造	鉄骨造
開館時間	9時50分～15時10分(日曜日、年末年始は休館)

(5) ふたばデイサービスセンター

開設年月	平成15年（2003年）3月
構成諸室	日常動作訓練室、浴室、厨房、事務室　他
面積	敷地面積：1,167.97㎡　　延床面積：399.53㎡
主要構造	鉄骨造
開館時間	9時50分～15時10分(日曜日、年末年始は休館)

(6) デイサービスセンターきらら

開設年月	平成13年（2001年）12月
構成諸室	日常動作訓練室、浴室、厨房、事務室　他
面積	敷地面積：3,100.00㎡　　延床面積：653.64㎡
主要構造	鉄骨造
開館時間	8時30分～16時50分(日曜日、年末年始は休館)
備考	グループホームゆうゆうとの複合施設、地域包括支援センターに指定

(7) グループホームゆうゆう

開設年月	平成13年（2001年）12月
構成諸室	居室（9室）、食堂・台所、居間、和室、事務室　他
面積	敷地面積：3,100.00㎡　　延床面積：326.65㎡
主要構造	鉄骨造
開館時間	24時間　（無休）
備考	デイサービスセンターきららとの複合施設

3-3　施設の立地状況

（1）高齢福祉施設の位置等

各施設の位置は下図に示す通りです。北老人福祉センターと北デイサービスセンター、中老人福祉センターと屋内ゲートボール場、南老人福祉センターと南デイサービスセンター、デイサービスセンターきららとグループホームゆうゆうについては複合施設であり、同じ所在地となっています。

＜図　高齢福祉施設の位置＞

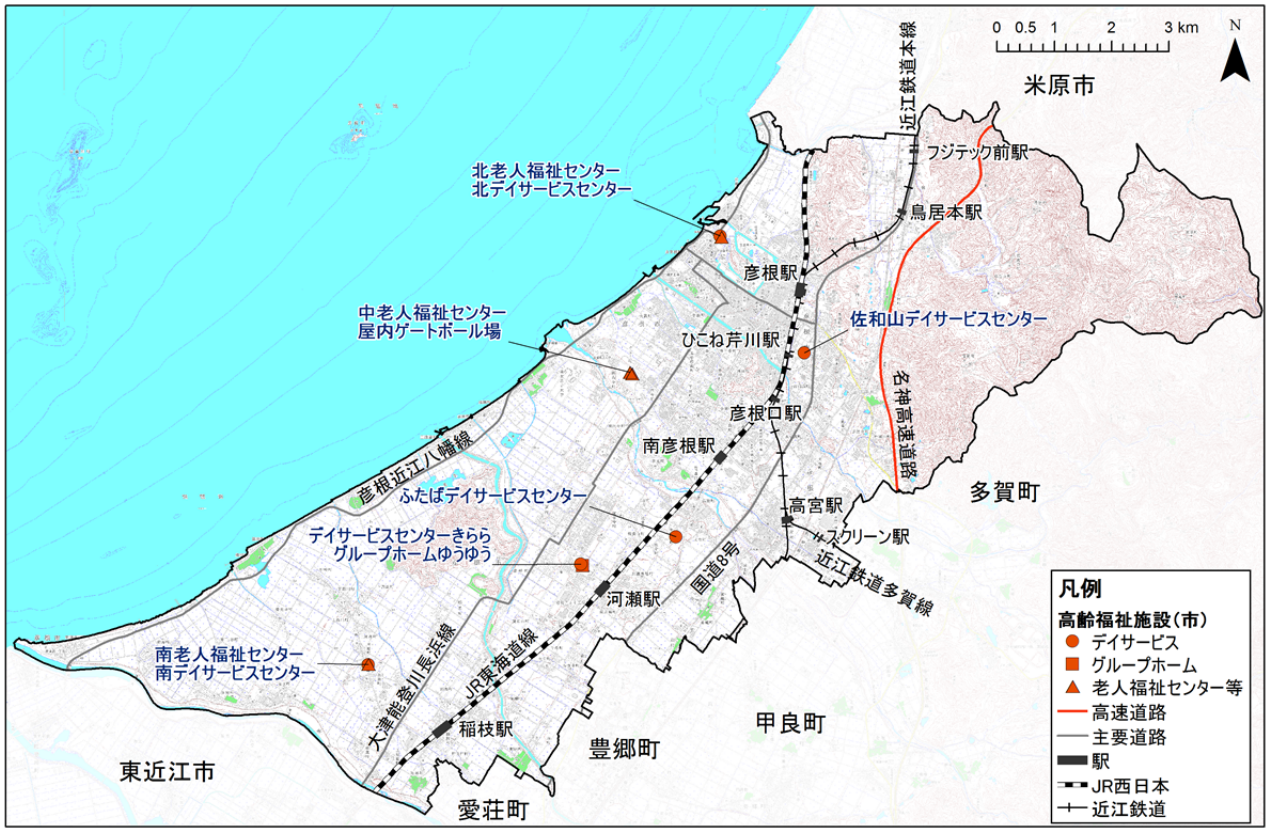

施設名称	所在地
北老人福祉センター、北デイサービスセンター　※複合施設	彦根市馬場 1 丁目 5 番 5 号
中老人福祉センター、屋内ゲートボール場　※複合施設	彦根市開出今町 1361 番地 1
南老人福祉センター、南デイサービスセンター　※複合施設	彦根市田原町 13 番地 2
佐和山デイサービスセンター	彦根市芹川町 484 番地 4
ふたばデイサービスセンター	彦根市金剛寺町 95 番地 1
デイサービスセンターきらら、グループホームゆうゆう　※複合施設	彦根市川瀬馬場町 1015 番地 1

（2）民間のデイサービス施設、グループホームの立地状況

民間事業者等が設置・運営するデイサービス施設、グループホームは市域全域に広く立地しており、市の施設の周辺にも見られます。

都市計画に定める「市街化区域」、「市街化調整区域」の区分で見ると、施設の立地は主に市街化区域に集中しています。

＜図　民間のデイサービス施設、グループホームの立地状況＞

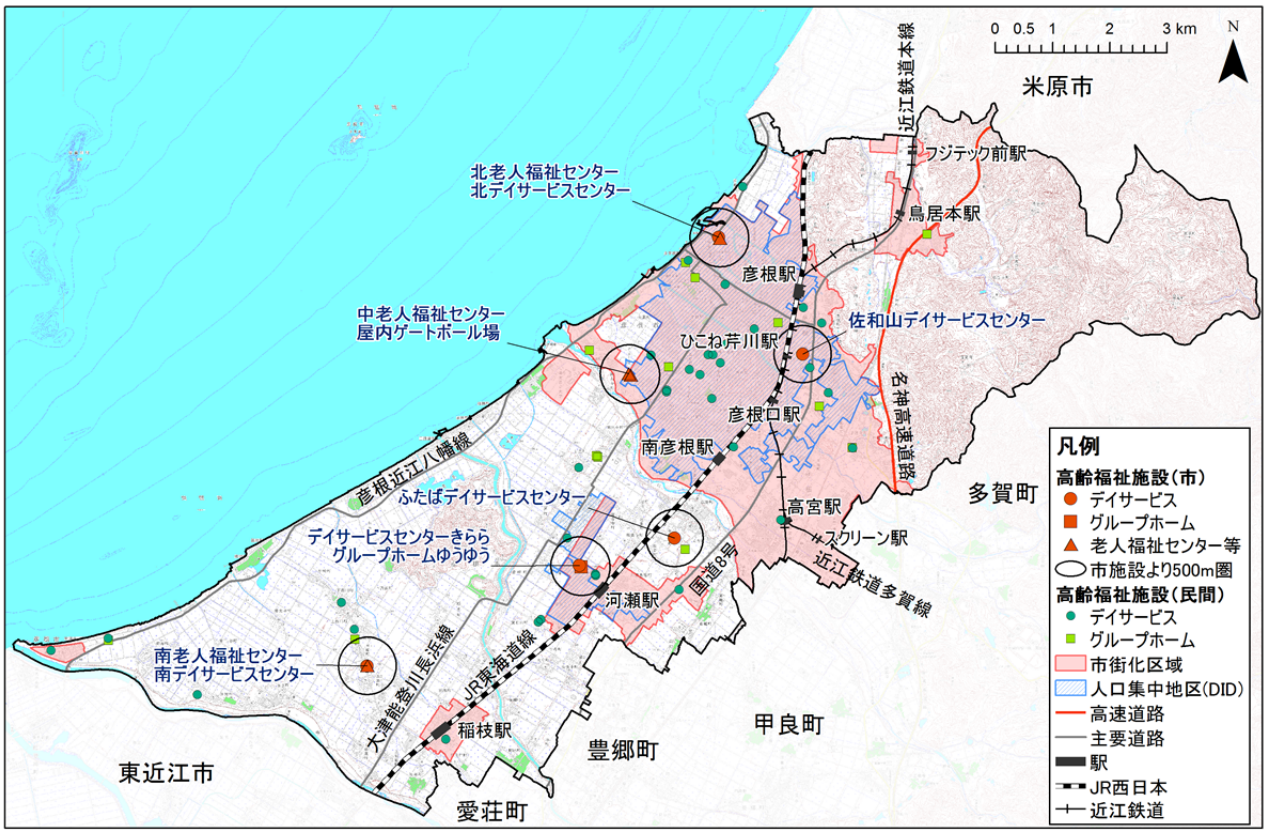

資料：国勢調査

※通所介護事業（介護予防通所介護事業を含む）、認知症対応型共同生活介護事業を提供する事業所を抽出し表示。
※市域のうち、市街化区域以外の部分はすべて市街化調整区域である。
※人口集中地区（DID）については平成 27 年国勢調査時点のエリアを表示。

＜表　立地する地域（市街化区域/市街化調整区域）ごとの施設数＞

	市街化区域内	市街化調整区域内	総計
市の施設	4	2	6
デイサービス	3	2	5
グループホーム	1		1
民間施設	34	14	48
デイサービス	26	9	35
グループホーム	8	5	13
総計	38	16	54

※市街化区域とは、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。市街化調整区域とは、市街化を抑制すべき区域をいう。市街化調整区域での建築物等の建築は都市計画法により厳しく制限されることから、同区域内においてデイサービス施設等の建設を行う際には、開発許可基準（都市計画法第 33 条、第 34 条）に適合するものとして許可を受ける必要がある。

（3）人口集積状況

市街化調整区域では人口密度が低く、また、老年人口割合も高い地区が多く見られます。また、彦根駅西側一帯においても老年人口割合の高い地区が見られます。

＜図　町字別の人口密度＞

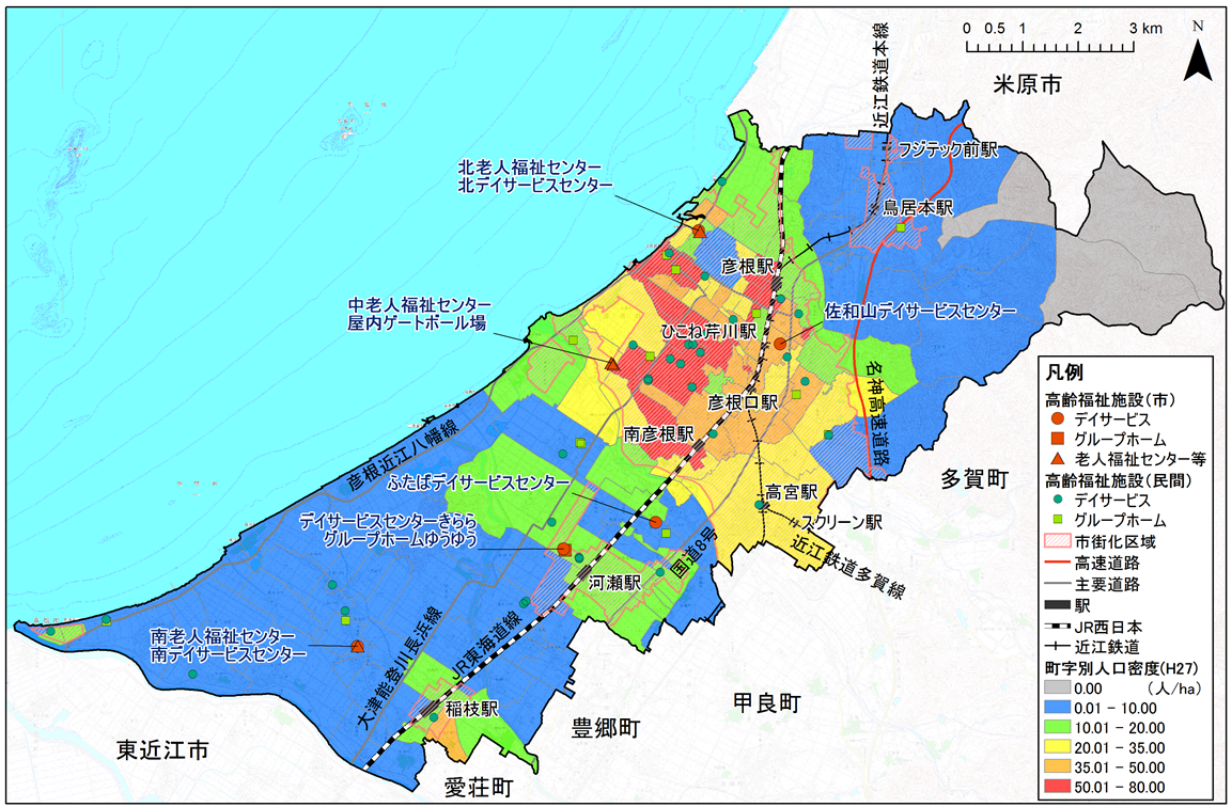

＜図　町字別の老年人口割合＞

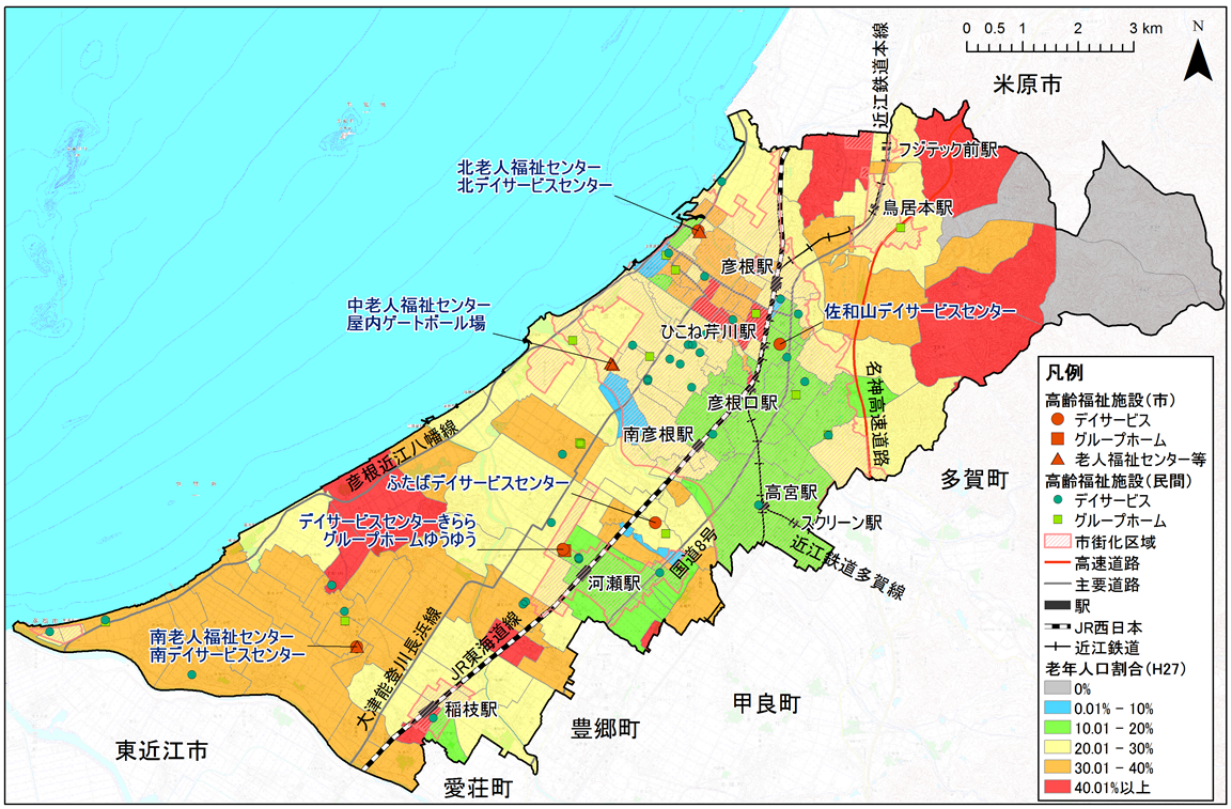

資料：国勢調査

（4）公共交通によるアクセス環境

本市の公共交通体系は、鉄道および路線バス・コミュニティバスを中心として形成されており、交通需要の低い地域については予約型乗合タクシーが運行されています。市の施設は、ふたばデイサービスセンターを除くすべての施設が公共交通（鉄道駅または路線バス停）の徒歩圏にあります。

＜図　公共交通ネットワーク（平成 27 年 4 月現在）＞

資料：湖東圏域地域公共交通網形成計画

＜図　公共交通（鉄道・路線バス・コミュニティバス）によるアクセス環境＞

資料：国土数値情報

(5) 災害リスク等

JR 東海道線や国道 8 号の以西地域を中心に豪雨時の浸水が想定されており、市の施設、民間施設ともに浸水想定区域に含まれるものが多く見られます。

北老人福祉センターと中老人福祉センターについては、指定緊急避難場所に指定されており、地域における防災の面で重要な施設となっています。

＜図　施設の災害リスク＞

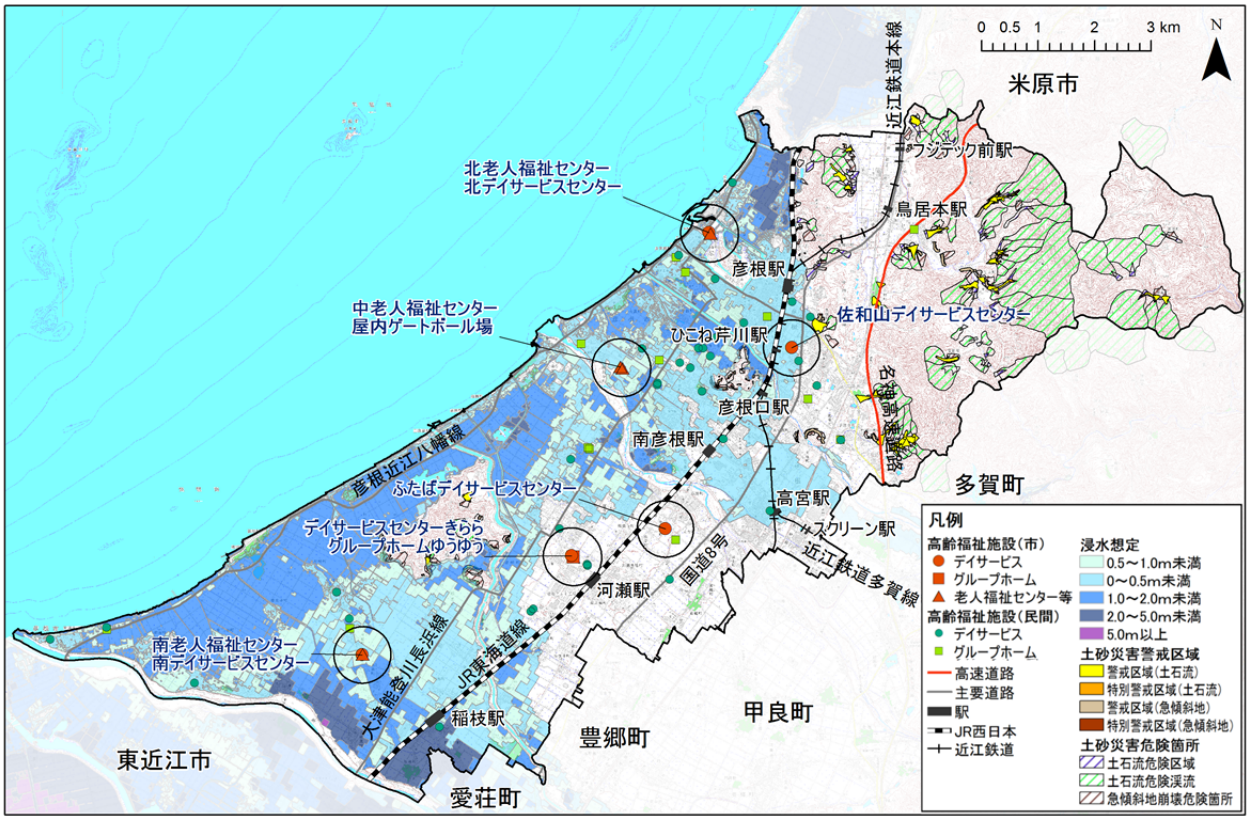

資料：国土数値情報

＜表　指定緊急避難場所となっている施設＞

施設	学区	災害種別ごとの使用可能場所		
		地震	土砂災害	水害
北老人福祉センター	城北	施設、駐車場	施設	施設（1 階の一部、2 階）
中老人福祉センター	金城	施設、ゲートボール場、駐車場	施設	施設（2 階）

（6）各施設周辺の状況

ア．北老人福祉センター、北デイサービスセンター

周辺には民間のデイサービス施設とグループホームが各 1 施設あるほか、西中学校、滋賀大学、県立彦根総合運動場などの公共施設があります。

＜図　北老人福祉センター、北デイサービスセンター周辺の状況＞

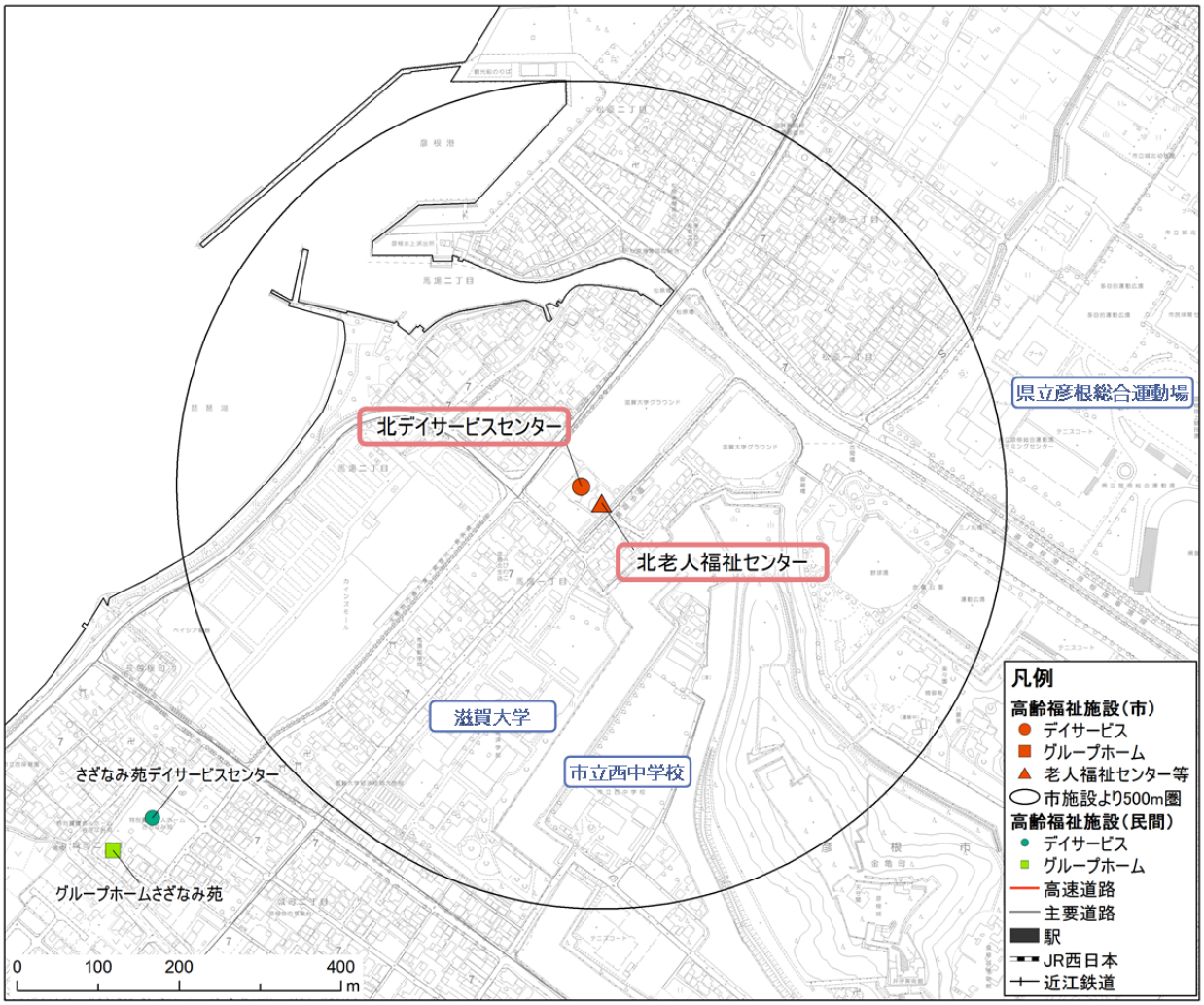

施設名称	サービス種類	運営法人	定員
さざなみ苑デイサービスセンター	通所介護(介護予防通所介護含む)	社会福祉法人さざなみ会	35
グループホームさざなみ苑	認知症対応型共同生活介護	社会福祉法人さざなみ会	9

イ．中老人福祉センター、屋内ゲートボール場

周辺には民間のデイサービス施設が１施設、グループホームが２施設あるほか、彦根市立病院、ひこね市文化プラザ、中地区公民館、彦根市シルバー人材センターなどの公共施設があります。

＜図　中老人福祉センター、屋内ゲートボール場周辺の状況＞

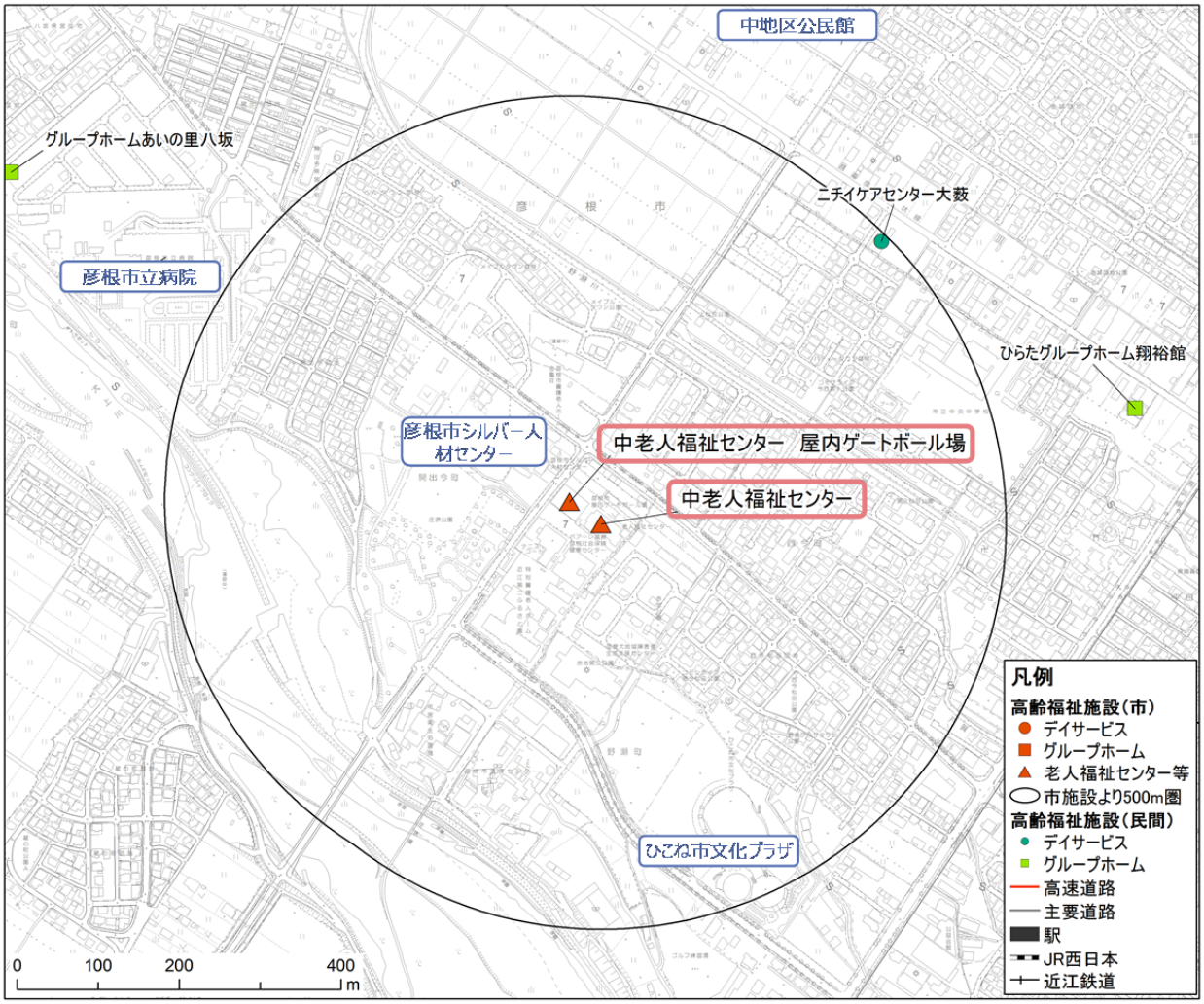

施設名称	サービス種類	運営法人	定員
ニチイケアセンター大藪	通所介護(介護予防通所介護含む)	株式会社ニチイ学館	30
ひらたグループホーム　翔裕館	認知症対応型共同生活介護	株式会社関西サンガ	9
グループホームあいの里八坂	認知症対応型共同生活介護	有限会社渚タクシー	9

ウ．南老人福祉センター、南デイサービスセンター

農地に囲まれた集落の一角に位置しており、隣接して彦根市稲枝支所、稲枝中学校、みずほ文化センター、稲枝地区公民館、稲枝地区体育館などの公共施設が集積しています。また、周辺には民間のグループホームが１施設あります。

＜図　南老人福祉センター、南デイサービスセンター周辺の状況＞

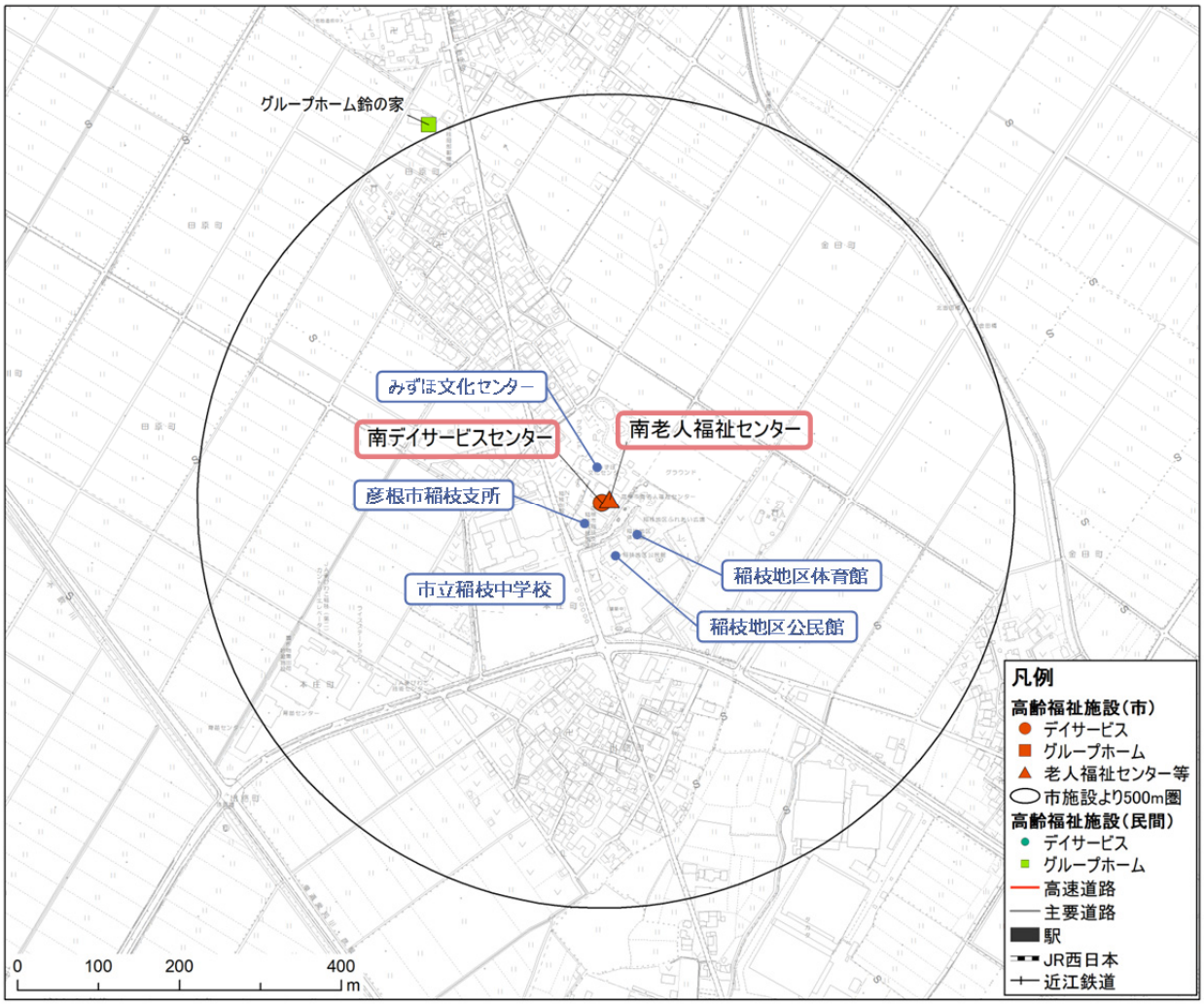

施設名称	サービス種類	運営法人	定員
グループホーム鈴の家	認知症対応型共同生活介護	鈴木ヘルスケアサービス株式会社	9

エ．佐和山デイサービスセンター

周辺には民間のデイサービス施設が 2 施設、グループホームが 1 施設あるほか、佐和山小学校、東中学校などの公共施設があります。

＜図　佐和山デイサービスセンター周辺の状況＞

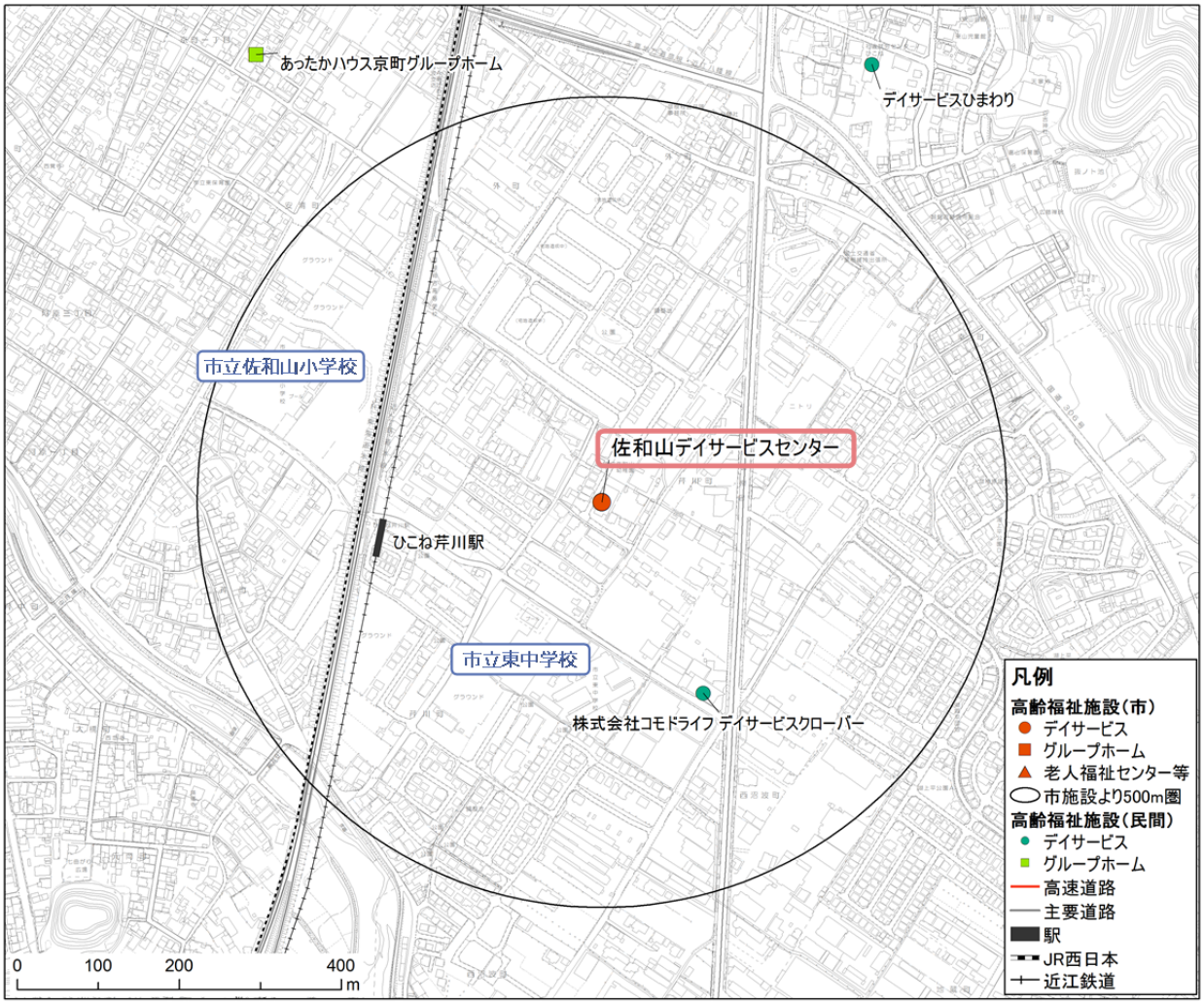

施設名称	サービス種類	運営法人	定員
デイサービスひまわり	地域密着型通所介護	ソワン株式会社	10
株式会社コモドライフ　デイサービスクローバー	地域密着型通所介護	株式会社コモドライフ	10
あったかハウス京町グループホーム	認知症対応型共同生活介護	株式会社アイズケア	9

オ．ふたばデイサービスセンター

隣接して市立ふたば保育園があるほか、周辺には民間のグループホームが１施設あります。

＜図　ふたばデイサービスセンター周辺の状況＞

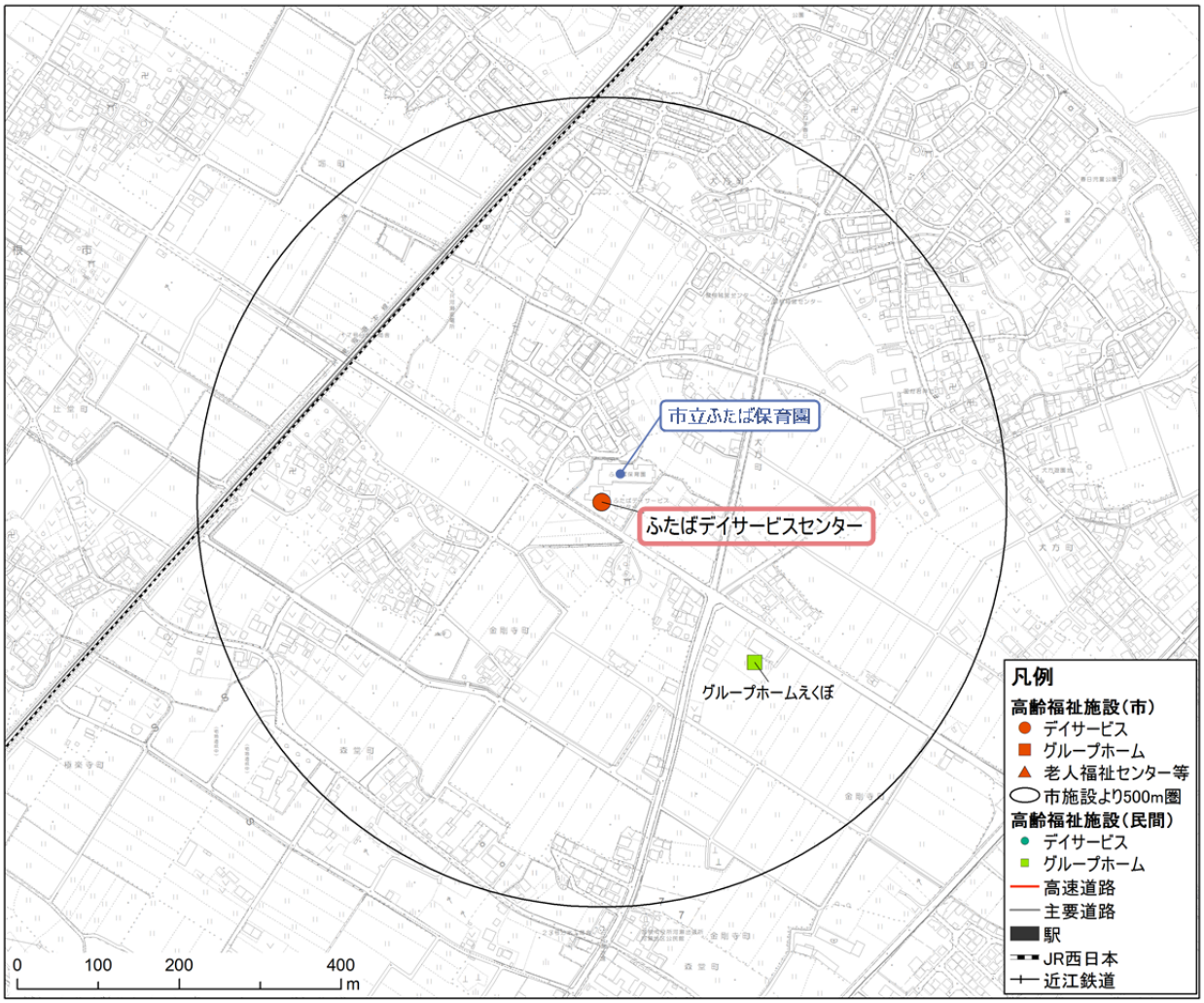

施設名称	サービス種類	運営法人	定員
グループホームえくぼ	認知症対応型共同生活介護	株式会社まごころ住宅	9

カ．デイサービスセンターきらら、グループホームゆうゆう

周辺には民間のデイサービス施設が 3 施設あるほか、若葉小学校などの公共施設があります。

＜図　デイサービスセンターきらら、グループホームゆうゆう周辺の状況＞

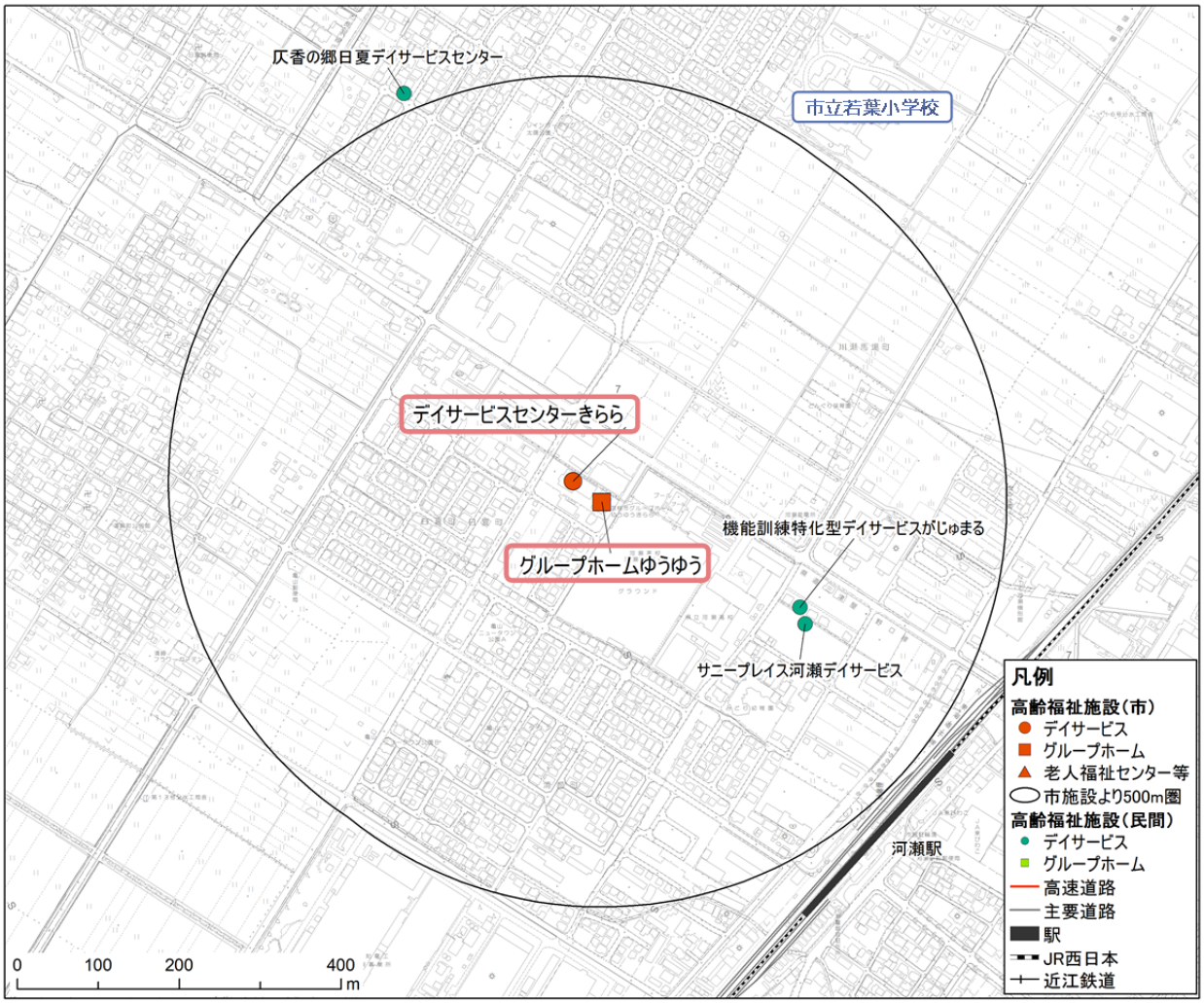

施設名称	サービス種類	運営法人	定員
仄香の郷日夏デイサービスセンター	通所介護(介護予防通所介護含む) 地域密着型通所介護	株式会社アイズケア	28 16
サニープレイス河瀬デイサービス	地域密着型通所介護	株式会社ひなた	15
機能訓練特化型デイサービスがじゅまる	地域密着型通所介護	医療法人　玄一会	15

3-4　施設の利用状況

（1）老人福祉センター等の利用状況

開館日数 1 日あたり利用者数を見ると、中老人福祉センターが 154 人ともっとも多く、次いで北老人福祉センターが 82 人、南老人福祉センターが 30 人となっています。

屋内ゲートボール場については、年間利用者数を見ると、約 7,000 人から 8,000 人程度の利用があります。

個人利用、団体利用の区分で見ると、個人利用に比べ団体利用の人数が多い傾向にあります。

＜表　老人福祉センター等の利用状況（平成 26 年度～29 年度）＞

施設	項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	4ヶ年度平均
北老人福祉センター	開館日数	251日	247日	243日	244日	246日
	個人利用人数	9,699	10,427	11,573	7,328	9,757
	団体利用人数	10,899	10,894	9,067	10,814	10,419
	利用者数計	20,598	21,321	20,640	18,142	20,175
	1日あたり利用者数	82	86	85	74	82
中老人福祉センター	開館日数	244日	243日	243日	244日	244日
	個人利用人数	9,129	8,647	8,037	8,408	8,555
	団体利用人数	28,832	29,969	27,592	29,788	29,045
	利用者数計	37,961	38,616	35,629	38,196	37,601
	1日あたり利用者数	156	159	147	157	154
南老人福祉センター	開館日数	247日	243日	244日	243日	244日
	個人利用人数	1,916	2,518	2,833	2,721	2,497
	団体利用人数	5,586	4,784	4,419	4,693	4,871
	利用者数計	7,502	7,302	7,252	7,414	7,368
	1日あたり利用者数	30	30	30	31	30
屋内ゲートボール場	利用団体数	193	213	187	254	212
	利用者数	7,155	7,419	6,553	8,302	7,357

資料：各施設の指定管理者事業報告書等（以下同じ）

（2）北老人福祉センターの利用内訳

部屋別の利用者数（開館日 1 日あたり）を見ると、世代交流室が 22 人、集会室が 15 人などとなっています。また、生活健康相談室は 3 人、教養娯楽室は 2 人などとなっており、利用は少ない状況です。

入浴利用は年間 90 日あまりの開設日数があり 1 日 26 人程度の利用となっています。学区別の利用状況では、城北、城西、城東、佐和山、金城などの学区からの利用が多く見られます。

＜表　部屋別の利用状況（北老人福祉センター）＞

■年間利用者数

部屋	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	4ヶ年度平均
世代交流室	5,627	5,602	4,525	6,264	5,505
生活健康相談室	806	757	619	781	741
集会室	4,191	4,159	3,578	3,132	3,765
教養娯楽室	275	376	345	637	408
入浴利用	2,412	2,552	2,296	2,368	2,407
計	13,311	13,446	11,363	13,182	12,826
開館日数	251日	247日	243日	244日	246日
入浴開設日数	93日	93日	91日	95日	93日

■1日あたり利用者数

部屋	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	4ヶ年度平均
世代交流室	22	23	19	26	22
生活健康相談室	3	3	3	3	3
集会室	17	17	15	13	15
教養娯楽室	1	2	1	3	2
入浴利用	26	27	25	25	26
計	69	72	63	69	68

＜表　学区別の利用状況（北老人福祉センター）＞

学区	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	4ヶ年度平均
城東	1,404	1,216	884	586	1,023
城西	1,667	2,345	2,319	1,963	2,074
城南	190	369	384	338	320
平田	300	333	331	332	324
城北	1,958	2,111	2,683	1,540	2,073
佐和山	1,087	1,522	1,252	763	1,156
旭森	566	348	478	447	460
城陽	166	107	166	243	171
若葉	61	27	32	6	32
金城	1,312	1,047	1,620	580	1,140
鳥居本	179	186	216	51	158
河瀬	220	226	224	95	191
亀山	34	5	0	2	10
高宮	333	346	438	117	309
稲枝東	36	7	11	138	48
稲枝西	117	114	407	51	172
稲枝北	6	32	4	5	12
その他	63	86	124	71	86
計	9,699	10,427	11,573	7,328	10,566

（3）中老人福祉センター・屋内ゲートボール場の利用内訳

部屋別の利用者数（開館日 1 日あたり）を見ると、大集会室とゲートボール場がそれぞれ 30 人程度となっています。このほか、教養娯楽室、小会議室、軽作業室が各 10 人程度となっています。入浴利用は年間 100 日近い開設日数があり 1 日 36 人程度の利用となっています。

学区別の利用状況では、金城のほか、城南、平田などの学区からの利用が多く見られます。

＜表　部屋別の利用状況（中老人福祉センター）＞

■年間利用者数

部屋	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	4ヶ年度平均
大集会室	7,174	7,686	7,025	6,667	7,138
教養娯楽室	2,294	2,519	2,138	2,092	2,261
小会議室	2,889	3,078	3,312	3,299	3,145
軽作業室	2,515	2,684	2,529	2,583	2,578
ゲートボール場	7,155	7,419	6,553	8,302	7,357
入浴利用	3,448	3,705	3,549	3,616	3,580
計	25,475	27,091	25,106	26,559	26,058
開館日数	244日	243日	243日	244日	244日
入浴開設日数	98日	99日	99日	99日	99日

■1日あたり利用者数

部屋	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	4ヶ年度平均
大集会室	29	32	29	27	29
教養娯楽室	9	10	9	9	9
小会議室	12	13	14	14	13
軽作業室	10	11	10	11	11
ゲートボール場	29	31	27	34	30
入浴利用	35	37	36	37	36
計	125	134	125	131	129

＜表　学区別の利用状況（中老人福祉センター）＞

学区	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	4ヶ年度平均
城東	435	504	494	513	487
城西	211	240	225	304	245
城南	1,656	1,374	1,525	1,679	1,559
平田	761	905	1,007	1,046	930
城北	436	129	108	109	196
佐和山	28	31	130	176	91
旭森	315	265	149	170	225
城陽	1,364	1,086	668	723	960
若葉	99	41	3	18	40
金城	2,925	3,223	2,866	3,078	3,023
鳥居本	2	0	3	2	2
河瀬	571	449	479	30	382
亀山	123	149	107	352	183
高宮	16	16	28	11	18
稲枝	187	235	242	183	212
その他	0	0	3	14	4
計	9,129	8,647	8,037	8,408	8,555

（4）南老人福祉センターの利用内訳

部屋別の利用者数（開館日 1 日あたり）を見ると、集会室・教養娯楽室の利用が 15 人程度、軽作業室が 8 人程度となっています。入浴については、平成 27 年度までで廃止となっています。

学区別の利用状況では、稲枝の各学区からの利用が多く見られます。

＜表　部屋別の利用状況（南老人福祉センター）＞

■年間利用者数

部屋	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	4ヶ年度平均
集会室・教養娯楽室	3,940	4,259	2,961	3,139	3,575
軽作業室	1,633	3,501	1,458	1,541	2,033
食堂	31	0	0	13	11
入浴利用	30	36	－	－	33
計	5,634	7,796	4,419	4,693	5,636
開館日数	247日	243日	244日	243日	244日
入浴開設日数	148日	140日	－	－	144日

■1日あたり利用者数

部屋	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	4ヶ年度平均
集会室・教養娯楽室	16	18	12	13	15
軽作業室	7	14	6	6	8
食堂	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
入浴利用	0.2	0.3	－	－	0.2
計	23	32	18	19	23

＜表　学区別の利用状況（南老人福祉センター）＞

学区	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	4ヶ年度平均
城東	41	40	28	2	28
城西	2	15	5	8	8
城南	15	37	93	92	59
平田	2	30	57	68	39
城北	0	17	0	1	5
佐和山	7	3	7	4	5
旭森	23	23	59	31	34
城陽	46	49	62	40	49
若葉	23	39	54	28	36
金城	10	39	22	25	24
鳥居本	2	0	10	15	7
河瀬	64	41	71	77	63
亀山	39	102	225	170	134
高宮	6	6	4	38	14
稲枝東	414	839	835	929	754
稲枝西	428	601	675	632	584
稲枝北	438	495	514	454	475
その他	356	136	112	107	178
計	1,916	2,512	2,833	2,721	2,496

(5) デイサービスセンター・グループホームの利用状況

開所日数1日あたり利用者数（延べ人数）を見ると、北デイサービスセンター、佐和山デイサービスセンター、デイサービスセンターきららでは30人前後、南デイサービスセンターとふたばデイサービスセンターでは20人前後となっています。

グループホームゆうゆうについては、入所定員が9名であり、1日あたり利用人数も9人となっています。

＜表　デイサービスセンター等の利用状況（平成26年度～28年度）＞

施設	項目	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	4ヶ年度平均
北デイサービスセンター	開所日数	310日	310日	312日	312日	311日
	3月末現在登録者数	969	916	854	894	908
	利用者数（延べ人数）	8,357	8,231	7,699	7,940	8,057
	1日あたり利用者数	27	27	25	25	26
南デイサービスセンター	開所日数	312日	311日	311日	312日	312日
	3月末現在登録者数	691	716	750	690	712
	利用者数（延べ人数）	5,780	5,946	6,319	5,780	5,956
	1日あたり利用者数	19	19	20	19	19
佐和山デイサービスセンター	開所日数	308日	310日	307日	309日	309日
	3月末現在登録者数	1,220	1,204	1,199	1,169	1,198
	利用者数（延べ人数）	9,771	10,469	10,547	10,686	10,368
	1日あたり利用者数	32	34	34	35	34
ふたばデイサービスセンター	開所日数	360日	361日	361日	360日	361日
	3月末現在登録者数	884	784	736	701	776
	利用者数（延べ人数）	7,079	7,038	7,023	6,245	6,846
	1日あたり利用者数	20	19	19	17	19
デイサービスセンターきらら	開所日数	306日	309日	307日	310日	308日
	3月末現在登録者数	1,043	1,040	1,111	1,111	1,076
	利用者数（延べ人数）	9,846	9,860	9,936	10,257	9,975
	1日あたり利用者数	32	32	32	33	32
グループホームゆうゆう	開所日数	365日	366日	365日	365日	365日
	3月末現在登録者数	110	108	109	109	109
	利用者数（延べ人数）	3,168	3,240	3,194	3,211	3,203
	1日あたり利用者数	9	9	9	9	9

※3月末現在登録者数および利用者数は、要支援1、2および要介護1～5以外の区分も含む総数

資料：各施設の指定管理者事業報告書（以下同じ）

■各施設の定員

北デイサービスセンター	40人
南デイサービスセンター	23人
佐和山デイサービスセンター	40人
ふたばデイサービスセンター	25人
デイサービスセンターきらら	40人
グループホームゆうゆう	9人

（6）北デイサービスセンターの利用状況（登録者数、利用者数）

要介護 2、要介護 1 の認定者がそれぞれ 2～3 割程度を占めています。

＜表　要支援・要介護度別の利用者数等（北デイサービスセンター）＞

区分	3月末現在登録者数（人）				比率			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	55	63	67	33	6%	7%	8%	4%
要支援2	128	112	108	64	13%	12%	13%	8%
要介護1	246	208	208	198	25%	23%	25%	25%
要介護2	254	260	237	230	26%	29%	28%	30%
要介護3	178	156	94	119	18%	17%	11%	15%
要介護4	80	71	101	89	8%	8%	12%	11%
要介護5	28	28	24	44	3%	3%	3%	6%
計	969	898	839	777	100%	100%	100%	100%

区分	利用者数（延べ人数）				比率			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	216	255	266	135	3%	3%	4%	2%
要支援2	691	751	860	501	8%	9%	11%	7%
要介護1	2,074	1,769	1,930	1,919	25%	22%	25%	27%
要介護2	2,323	2,443	2,377	2,506	28%	30%	31%	35%
要介護3	2,040	1,941	980	1,017	24%	24%	13%	14%
要介護4	816	720	940	656	10%	9%	12%	9%
要介護5	197	203	235	436	2%	3%	3%	6%
計	8,357	8,082	7,588	7,170	100%	100%	100%	100%

（7）南デイサービスセンターの利用状況（登録者数、利用者数）

要介護 3 から要介護 1 の認定者がそれぞれ 2～3 割程度を占めています。

＜表　要支援・要介護度別の利用者数等（南デイサービスセンター）＞

区分	3月末現在登録者数（人）				比率			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	44	53	24	17	6%	7%	3%	2%
要支援2	59	64	85	37	9%	9%	11%	5%
要介護1	162	188	168	110	23%	27%	23%	16%
要介護2	185	188	195	232	27%	27%	26%	34%
要介護3	122	93	148	142	18%	13%	20%	21%
要介護4	57	58	76	92	8%	8%	10%	13%
要介護5	62	65	50	57	9%	9%	7%	8%
計	691	709	746	687	100%	100%	100%	100%

区分	利用者数（延べ人数）				比率			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	168	243	90	53	3%	4%	1%	1%
要支援2	423	455	550	247	7%	8%	9%	4%
要介護1	1,393	1,651	1,377	775	24%	28%	22%	13%
要介護2	1,498	1,510	1,672	1,941	26%	26%	27%	34%
要介護3	1,217	990	1,497	1,470	21%	17%	24%	26%
要介護4	666	609	803	848	12%	10%	13%	15%
要介護5	415	445	301	419	7%	8%	5%	7%
計	5,780	5,903	6,290	5,753	100%	100%	100%	100%

(8) 佐和山デイサービスセンターの利用状況（登録者数、利用者数）

要介護２の認定者が最も多く、次いで要介護１の認定者が多く見られます。

＜表　要支援・要介護度別の利用者数等（佐和山デイサービスセンター）＞

区分	3月末現在登録者数(人)				比率			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	88	98	71	69	7%	8%	6%	6%
要支援2	46	26	23	26	4%	2%	2%	2%
要介護1	210	272	323	311	17%	23%	27%	27%
要介護2	383	390	408	376	31%	32%	34%	32%
要介護3	268	201	170	156	22%	17%	14%	13%
要介護4	125	109	117	129	10%	9%	10%	11%
要介護5	100	108	87	102	8%	9%	7%	9%
計	1,220	1,204	1,199	1,169	100%	100%	100%	100%

区分	利用者数(延べ人数)				比率			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	346	391	253	253	4%	4%	2%	2%
要支援2	307	200	146	163	3%	2%	1%	2%
要介護1	1,505	2,245	2,720	2,891	15%	21%	26%	27%
要介護2	3,430	3,677	3,898	3,783	35%	35%	37%	35%
要介護3	2,309	1,972	1,570	1,565	24%	19%	15%	15%
要介護4	1,062	1,080	1,216	1,239	11%	10%	12%	12%
要介護5	812	904	744	792	8%	9%	7%	7%
計	9,771	10,469	10,547	10,686	100%	100%	100%	100%

(9) ふたばデイサービスセンターの利用状況（登録者数、利用者数）

要介護２の認定者が最も多く、次いで要介護３の認定者が多く見られます。

＜表　要支援・要介護度別の利用者数等（ふたばデイサービスセンター）＞

区分	3月末現在登録者数(人)				比率			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	22	–	–	–	2%	–	–	–
要支援2	17	21	40	23	2%	3%	5%	3%
要介護1	192	234	169	142	22%	30%	23%	20%
要介護2	227	247	244	256	26%	32%	33%	37%
要介護3	273	186	203	173	31%	24%	28%	25%
要介護4	103	61	61	49	12%	8%	8%	7%
要介護5	50	35	19	58	6%	4%	3%	8%
計	884	784	736	701	100%	100%	100%	100%

区分	利用者数(延べ人数)				比率			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	81	–	–	–	1%	–	–	–
要支援2	103	155	294	195	1%	2%	4%	3%
要介護1	1,482	1,999	1,388	1,122	21%	28%	20%	18%
要介護2	2,267	2,514	2,584	2,365	32%	36%	37%	38%
要介護3	2,296	1,612	2,026	1,864	32%	23%	29%	30%
要介護4	595	510	640	411	8%	7%	9%	7%
要介護5	255	248	91	288	4%	4%	1%	5%
計	7,079	7,038	7,023	6,245	100%	100%	100%	100%

（10）デイサービスセンターきららの利用状況（登録者数、利用者数）

要介護２の認定者が４割程度を占め最も多くなっています。

＜表　要支援・要介護度別の利用者数等（デイサービスセンターきらら）＞

区分	3月末現在登録者数（人）				比率			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	28	38	31	21	3%	4%	3%	2%
要支援2	58	85	130	76	6%	8%	12%	7%
要介護1	263	202	245	248	25%	19%	22%	22%
要介護2	412	408	386	425	40%	39%	35%	38%
要介護3	183	153	164	186	18%	15%	15%	17%
要介護4	49	92	91	103	5%	9%	8%	9%
要介護5	50	62	64	52	5%	6%	6%	5%
計	1,043	1,040	1,111	1,111	100%	100%	100%	100%

区分	利用者数（延べ人数）				比率			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	107	147	128	90	1%	1%	1%	1%
要支援2	401	587	947	542	4%	6%	10%	5%
要介護1	2,369	1,750	2,060	2,130	24%	18%	21%	21%
要介護2	4,332	4,491	4,084	4,426	44%	46%	41%	43%
要介護3	1,618	1,533	1,454	1,959	16%	16%	15%	19%
要介護4	598	836	728	713	6%	8%	7%	7%
要介護5	421	516	535	397	4%	5%	5%	4%
計	9,846	9,860	9,936	10,257	100%	100%	100%	100%

（11）グループホームゆうゆうの利用状況（登録者数、利用者数）

要介護１、要介護２の認定者がそれぞれ４割程度、要介護３の認定者が約２割となっています。

＜表　要支援・要介護度別の利用者数等（グループホームゆうゆう）＞

区分	3月末現在登録者数（人）				比率			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	－	－	－	－	－	－	－	－
要支援2	－	－	－	－	－	－	－	－
要介護1	34	46	44	24	31%	43%	42%	22%
要介護2	28	38	41	61	26%	35%	39%	57%
要介護3	42	24	21	8	39%	22%	20%	7%
要介護4	4	－	－	14	4%	－	－	13%
要介護5	－	－	－	－	－	－	－	－
計	108	108	106	107	100%	100%	100%	100%

区分	利用者数（延べ人数）				比率			
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	－	－	－	－	－	－	－	－
要支援2	－	－	－	－	－	－	－	－
要介護1	1,001	1,381	1,317	730	32%	43%	42%	23%
要介護2	797	1,127	1,186	1,810	25%	35%	38%	57%
要介護3	1,240	732	599	215	40%	23%	19%	7%
要介護4	100	－	－	397	3%	－	－	13%
要介護5	－	－	－	－	－	－	－	－
計	3,138	3,240	3,102	3,152	100%	100%	100%	100%

3-5　施設の管理運営状況

(1) 指定管理者の指定状況等

いずれの施設においても指定管理者制度を導入しており、指定管理者の指定を受けた社会福祉法人、医療法人等の団体が施設の管理運営を行っています。

老人福祉センターは、市が指定管理者に支払う指定管理料等により管理運営されています。

デイサービスセンター、グループホームについては利用料金制を採用しており、指定管理者は利用者からの利用料金収入等によって管理運営を行っています。また、利用料金収入のうち一定額を納付金として市に収めることとなっています。

＜表　各施設の指定管理状況＞

施設	指定管理者	指定期間
北老人福祉センター 北デイサービスセンター	社会福祉法人　彦根市社会福祉協議会	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
中老人福祉センター 屋内ゲートボール場	彦根市老人クラブ連合会	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 35 年 3 月 31 日まで
南老人福祉センター 南デイサービスセンター	社会福祉法人　彦根市社会福祉協議会	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
佐和山デイサービスセンター	医療法人　友仁会	平成 28 年 4 月 1 日から 平成 33 年 3 月 31 日まで
ふたばデイサービスセンター	医療法人　友仁会	平成 30 年 4 月 1 日から 平成 35 年 3 月 31 日まで
デイサービスセンターきらら グループホームゆうゆう	公益財団法人　豊郷病院	平成 29 年 4 月 1 日から 平成 34 年 3 月 31 日まで

＜表　指定管理料と市納付金の状況＞

施設	市が支払う指定管理料	指定管理者が市に収める納付金
北老人福祉センター	12,213,200 円／年	―
中老人福祉センター･屋内ゲートボール場	10,600,000 円／年	―
南老人福祉センター	7,764,000 円／年	―
北デイサービスセンター	利用料金制(※)のため指定管理料なし	1,188,600 円／年
南デイサービスセンター	同上	578,800 円／年
佐和山デイサービスセンター	同上	1,041,000 円／年
ふたばデイサービスセンター	同上	597,700 円／年
デイサービスセンターきらら	同上	1,173,700 円／年
グループホームゆうゆう	同上	614,100 円／年

■利用料金制について

一般的に、施設の利用料金は「使用料」として市の収入となる。指定管理者制度における利用料金制は、市ではなく、その施設の指定管理者の収入とする制度。この制度では、利用したときにかかる料金の額を、条例に定められた範囲内で、指定管理者が設定する。利用者が支払った料金は、指定管理者が自分の収入として受け取り、施設の運営に充てられる。また、利用料収入のみでは運営コストが賄えない場合に、不足分を公共が補てんする場合もあるが、本市のデイサービスセンター・グループホームでは、事業者が得る利用料収入のみで運営コストを賄っている。

(2) 施設等の維持管理に係る業務（デイサービスセンター、老人福祉センター共通）

指定管理者が行う維持管理業務の内容については､各施設の管理業務仕様書に定められています。施設等の維持管理に係る具体的な業務としては、電気・機械設備の保守点検、清掃、衛生管理、駐車場等敷地内の管理業務などがあります。

＜表　維持管理業務の概要（管理業務仕様書）＞

区分	業務内容
電気・機械設備の保守点検	電気設備、空調機器、消防用設備等の保守点検
清掃等	日常清掃、定期清掃、植栽管理
衛生管理	害虫駆除
駐車場等敷地内の管理	除雪、植栽・外溝・外灯等の管理

(3) 施設運営に係る業務（老人福祉センター）

老人福祉センターでは、老人福祉法の規定に基づく各種相談事業、健康の増進、教養の向上・レクリエーションに関する事業および世代間交流に関する事業を行っており、それらの業務内容については各施設の管理業務仕様書に定められています。

＜表　老人福祉センターの運営業務（管理業務仕様書）＞

業務項目	北老人福祉センター	中老人福祉センター	南老人福祉センター
（ア）高齢者に対する健康相談、生活相談、就労相談､助言等の実施に関すること。	○	○	○
（イ）後退機能の回復訓練および回復指導の実施に関すること。	○	○	○
（ウ）教養の向上・レクリエーション指導・仲間づくりの実施に関すること。	○	○	○
（エ）老人クラブ活動への支援の実施に関すること。	○	○	○
（オ）子育て親子に対する事業および子育て親子と高齢者の世代間交流事業の計画・実施に関すること。	○	―	―
（カ）自主事業の計画・実施に関すること。	○	○	○
（キ）文化祭等の行事の実施に関すること。	○	○	○
（ク）介護予防・日常生活支援総合事業の計画・実施および高齢者支援に関するボランティア育成に関すること。	○	―	―
（ケ）会議室等各部屋の利用に供すること。	○	○	○
（コ）利用統計および報告に関すること。	○	○	○

（4）施設の保守点検業務

各施設の管理業務仕様書に記載されている、設備の保全に係る業務内容について以下に示します。

■北老人福祉センター

区別	業務	内容	頻度	根拠等
電気・機械設備	電気設備保守点検	月次点検	隔月１回	電気事業法の規程に基づく点検 関西電気保安協会等による委託
		年次点検	年１回	
	ガスヒーポン保守点検（ＧＨＰ）	定期点検	３年または6,000 時間	別途、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく簡易点検・定期点検
	自動ドア点検	定期点検	年２回程度	
	給湯ボイラー保守点検	定期点検	年２回	
	エレベーター保守点検	定期点検	年４回	
		遠隔点検	月１回	
	消防用設備点検	定期点検	年２回	消防法の規程に基づく点検 消防設備点検資格業者による点検
	保安警備	常時監視	毎日	

■中老人福祉センター、屋内ゲートボール場

区別	業務	内容	頻度	根拠等
電気・機械設備	電気設備保守点検	月次点検	月１回	電気事業法の規程に基づく点検
		常時監視	常時	
	空調自動制御装置点検	定期点検	年１回	
	ソーラーシステム等保守点検	定期点検	毎月	
	冷温水ユニット等保守点検	定期点検	年２回	
	真空式温水器保守点検	定期点検	年２回	
	消防用設備点検	定期点検	年２回	消防法の規程に基づく点検 消防設備点検資格業者による点検

■南老人福祉センター・南デイサービスセンター

区別	業務	内容	頻度	根拠等
機械設備	空調機器保守点検	定期点検	年２回	
	自動ドア点検	定期点検	年４回程度	
	温水ボイラー保守点検	定期点検	年１回	
	ろ過循環装置保守点検	定期点検	年２回	
	消防用設備点検	定期点検	年２回	消防法の規定に基づく点検 消防設備点検資格業者による点検

■北デイサービスセンター

区別	業務	内容	頻度	根拠等
電気・機械設備	電気設備保守点検	月次点検	隔月１回	電気事業法の規定に基づく点検 関西電気保安協会等による委託
		年次点検	年１回	
	ガスヒーポン保守点検	定期点検	３年または6,000 時間	
	自動ドア点検	定期点検	年４回程度	
	給湯ボイラー保守点検	定期点検	年２回	

	ろ過循環装置保守点検	定期点検	年２回	
	消防用設備点検	定期点検	年２回	消防法の規定に基づく点検 消防設備点検資格業者による点検

■佐和山デイサービスセンター

区別	業務	内容	頻度	根拠等
電気･機械設備	空調機器保守点検	定期点検	年２回	
	自動ドア点検	定期点検	年４回程度	
	温水ボイラー保守点検	定期点検	年１回	
	ろ過循環装置保守点検	定期点検	年２回	
	消防用設備点検	定期点検	年２回	消防法の規定に基づく点検 消防設備点検資格業者による点検

■ふたばデイサービスセンター

区別	業務	内容	頻度	根拠等
電気･機械設備	空調機器保守点検	定期点検	年１回	
	自動ドア点検	定期点検	年２回程度	
	温水ボイラー保守点検	定期点検	年２回	
	ろ過循環装置保守点検	定期点検	年２回	
	消防用設備点検	定期点検	年２回	消防法の規程に基づく点検 消防設備点検資格業者による点検

■デイサービスセンターきらら

区別	業務	内容	頻度	根拠等
電気・機械設備	ガスヒーポン保守点検	定期点検	３年または 6,000 時間	別途、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく簡易点検・定期点検
	自動ドア点検	定期点検	年４回程度	
	給湯ボイラー保守点検	定期点検	年２回	
	ろ過循環装置保守点検	定期点検	年２回	
	消防用設備点検	定期点検	年２回	消防法の規程に基づく点検 消防設備点検資格業者による点検

■グループホームゆうゆう

区別	業務	内容	頻度	根拠等
電気･機械設備	ガスヒーポン保守点検 (GHP)	定期点検	３年または 6000 時間	別途、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく簡易点検・定期点検
	消防用設備点検	定期点検	年２回	消防法の規定に基づく点検 消防設備点検資格業者による点検

(5) 必要経費に関する負担区分

施設や設備の修繕、光熱水費、保守点検など、施設を管理する上で発生する費用の負担区分については、各施設の管理業務仕様書に定められています。

また、管理業務における市と指定管理者のリスク分担についても別途定められています。

＜表　必要経費に関する負担区分（老人福祉センター）＞

項　　目	甲（市）負担	乙（指定管理者）負担
建物・設備・市備品	修繕等の費用が 1 事業年度の累積で 20 万円(※)を超えた場合	修繕等の費用が 1 事業年度の累積で 20 万円(※)以下の場合
事業運営に要する経費	なし（指定管理料に含まれる）	ガス代、電気代、水道代、人件費、消耗品等全ての事業運営に要する経費
施設維持のための経費	なし（指定管理料に含まれる）	警備、消防設備保守点検、電気設備保守点検、空調機器保守点検、害虫駆除、清掃、給湯設備保守点検等に要する経費

※備品については 1 万円を負担区分の境界値としている。

＜表　必要経費に関する負担区分（デイサービスセンター　※ふたば、きららを除く）＞

項　　目	甲（市）負担	乙（指定管理者）負担
建物	・主体構造(屋根・基礎・骨組)部分の取替え、補強(改良) ・内壁・床・天井等の取替え	・耐用年数を維持するための維持補修(雨漏りの修繕・破損・ガラス等の修理)
設備	・空調設備・電気設備・給排　水設備等の取替え	・空調設備・電気設備・給排水設備等の修理
備品	なし	・現備品の修理・更新(現備品は無償貸与)
車両	なし	・車両は乙で用意 ・車両の維持経費
事業運営に要する経費	なし	・ガス代、電気代、水道代、人件費、消耗品等すべての事業運営に要する経費
施設維持のための経費	なし	・警備、消防設備保守点検、電気設備保守点検、空調機器保守点検、害虫駆除、清掃、浄給湯設備保守点検等に要する経費

＜表　必要経費に関する負担区分（※）＞

※ふたばデイサービスセンター・デイサービスセンターきらら・グループホームゆうゆう

項　　目	甲（市）負担	乙（指定管理者）負担
建物・設備	・修繕等に 1 件 20 万円以上の費用を要するもの	・1 件 20 万円未満であるもの
備品	なし	・現備品の修理・更新(現備品は無償貸与)
車両	なし	・車両は乙で用意 ・車両の維持経費
事業運営に要する経費	なし	・ガス代、電気代、水道代、人件費、消耗品等すべての事業運営に要する経費
施設維持のための経費	なし	・警備、消防設備保守点検、電気設備保守点検、空調機器保守点検、害虫駆除、清掃、給湯設備保守点検等に要する経費

＜表　市と指定管理者のリスク分担表（老人福祉センターの例）＞

リスク分担表（老人福祉センター用）

No.	区分	内容	負担者	
			市	指定管理者
1	物価変動	人件費、物件費など物価変動による経費の増		○
2	金利変動	金利の変動による経費の増		○
3	地域・市民および利用者への対応	地域との協調		○
		施設管理や業務内容に対する市民および利用者からの要望、苦情への対応		○
		上記以外 （市と指定管理者とで個別に協議）	○	○
4	法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更	○	
		指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
5	税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更	○	
		一般的な税制変更		○
6	政治、行政的な理由による事業変更	政治、行政的な理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情による経費増加分の負担	○	
7	不可抗力 ※施設の管理運営の停廃止は、その理由の如何に関わらず、市と指定管理者との協議事項になる。	不可抗力に伴う施設・設備の修復による経費の増加および施設の管理運営の停廃止 ※不可抗力＝暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市や指定管理者の責めに帰すことができない自然的または人為的な現象	○	
		不可抗力に伴う業務の変更、中止、延期		○
8	書類の誤り	管理業務仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
9	資金調達	指定管理料の支払遅延（市→指定管理者）によって生じたもの	○	
		経費の支払遅延（指定管理者→業者等）によって生じたもの		○
10	施設や設備の損傷	点検（建築士による専門点検）	○	
		点検（日常点検）		○
		指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
		経年劣化によるもの（修繕等の1事業年度の累積額が20万円以下の場合）		○
		経年劣化によるもの（上記以外）	○	
		第三者行為によるもので相手方が特定できないもの（修繕等の1事業年度の累積額が20万円以下の場合）		○
		第三者行為によるもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
11	備品の損傷	経年劣化によるもの（買い替えに要する費用が1万円以上の備品）	○	
		経年劣化によるもの（上記以外）		○
12	第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
		上記以外の理由により損害を与えた場合 （市と指定管理者とで個別に協議）	○	○
13	保安	警備の不足による情報漏洩や犯罪の発生		○
14	指定管理終了時の費用	指定管理期間が終了したときまたは期間の途中において業務を停廃止した場合における指定管理者の撤収費用（原状復帰経費を含む。）		○

＜表　市と指定管理者のリスク分担表（デイサービスセンター・グループホームの例）＞

リスク分担表（デイサービスセンター・グループホーム用）

No.	区分	内容	負担者	
			市	指定管理者
1	物価変動	人件費、物件費など物価変動による経費の増		○
2	金利変動	金利の変動による経費の増		○
3	地域・市民および利用者への対応	地域との協調		○
		施設管理や業務内容に対する市民および利用者からの要望、苦情への対応		○
		上記以外（市と指定管理者とで個別に協議）	○	○
4	法令の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす法令変更（市と指定管理者とで個別に協議）	○	○
		指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
5	税制度の変更	施設の管理運営に影響を及ぼす税制変更（市と指定管理者とで個別に協議）	○	○
		一般的な税制変更		○
6	政治、行政的な理由による事業変更	政治、行政的な理由から、施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費およびその後の維持管理経費における当該事情による経費増加分の負担（市と指定管理者とで個別に協議）	○	○
7	不可抗力 ※施設の管理運営の停廃止は、その理由の如何に関わらず、市と指定管理者との協議事項になる。	不可抗力に伴う施設・設備の修復に係る経費および施設の管理運営の停廃止 ※不可抗力＝暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他市や指定管理者の責めに帰すことができない自然的または人為的な現象	○	
		不可抗力に伴う業務の変更、中止、延期		○
8	書類の誤り	管理業務仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
9	資金調達	経費の支払遅延（指定管理者→業者等）によって生じたもの		○
10	施設や設備の損傷	点検（建築士による専門点検）	○	
		点検（日常点検）		○
		指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
		経年劣化によるもの（施設の主体構造部分の取替・補強や設備の取替）	○	
		経年劣化によるもの（上記以外）		○
		第三者行為によるもので相手方が特定できないもの（施設の主体構造部分の取替・補強や設備の取替）	○	
		第三者行為によるもので相手方が特定できないもの（上記以外）		○
11	備品や消耗品の損傷	指定管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
		第三者行為によるもので相手方が特定できないもの		○
12	第三者への賠償	指定管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
		上記以外の理由により損害を与えた場合（市と指定管理者とで個別に協議）	○	○
13	保安	警備の不足による情報漏洩や犯罪の発生		○
14	指定管理終了時の費用	指定管理期間が終了したときまたは期間の途中において業務を停廃止した場合における指定管理者の撤収費用（原状復帰経費を含む。）		○

3-6　施設の保全状況

(1) 建物に関する基本情報

各施設内にある建物等の状況について以下に整理します。

建築基準法に定める定期点検については、平成27年度から平成29年度にかけて実施しています。

＜表　各施設の建物等一覧＞

棟名称	主要構造・階数	建築年月日	延床面積（㎡）	定期点検実施状況
■北老人福祉センター				
本館	RC造　地上2階	平成11年3月1日	1,078.00	実施（H27年度）
自転車置場	鉄骨造　地上1階	平成11年3月1日	40.00	〃
公用車庫	鉄骨造　地上1階	平成11年3月1日	51.00	〃
■中老人福祉センター・屋内ゲートボール場				
本館	鉄骨造　地上2階	昭和59年5月1日	1,035.00	実施（H27年度）
機械室	鉄骨造　地上1階	平成6年1月1日	63.00	〃
自転車置場	鉄骨造　地上1階	平成6年1月1日	16.00	〃
倉庫兼便所	鉄骨造　地上1階	昭和59年5月1日	21.00	〃
屋内ゲートボール場	RC造　地上2階	平成2年1月1日	948.00	実施（H27年度）
■南老人福祉センター・南デイサービスセンター				
本館	鉄骨造　地上1階	平成4年7月1日	613.00	実施（H29年度）
LPG庫	CB造　地上1階	平成4年7月1日	4.00	〃
自転車置場	鉄骨造　地上1階	平成4年7月1日	9.00	〃
浴室	鉄骨造　地上1階	平成12年10月1日	12.00	〃
■北デイサービスセンター				
本館	鉄骨造　地上1階	平成11年3月1日	662.80	実施（H27年度）
回廊	鉄骨造　地上1階	平成11年3月1日	67.00	〃
渡り廊下	鉄骨造　地上1階	平成11年3月1日	10.00	〃
■佐和山デイサービスセンター				
通所介護施設	鉄骨造　地上1階	平成12年9月1日	545.86	実施（H28年度）
■ふたばデイサービスセンター				
通所介護施設	鉄骨造　地上1階	平成15年3月1日	399.53	実施（H27年度）
■デイサービスセンターきらら				
通所介護施設	鉄骨造　地上1階	平成13年12月1日	653.64	実施（H28年度）
■グループホームゆうゆう				
認知症対応型共同生活介護施設	鉄骨造　地上1階	平成13年12月1日	326.65	実施（H28年度）

RC造：鉄筋コンクリート造　　CB造：コンクリートブロック造

（2）改修・修繕等の実績

建物や設備の改修・修繕等に係る支出状況（平成 19 年度～平成 28 年度の 10 年間）を見ると、老人福祉センターでは、中老人福祉センターが約 1,100 万円、北老人福祉センターが約 590 万円、南老人福祉センターが約 500 万円となっています。

デイサービスセンターについては、佐和山デイサービスセンターが約 460 万円、北デイサービスセンターが約 364 万などとなっています。

なお、各施設ともに設備に係る費用が高い割合を占めています。

＜表　改修・修繕等の実績（平成 19 年度～平成 28 年度の 10 年間）＞

■老人福祉センター

単位：千円

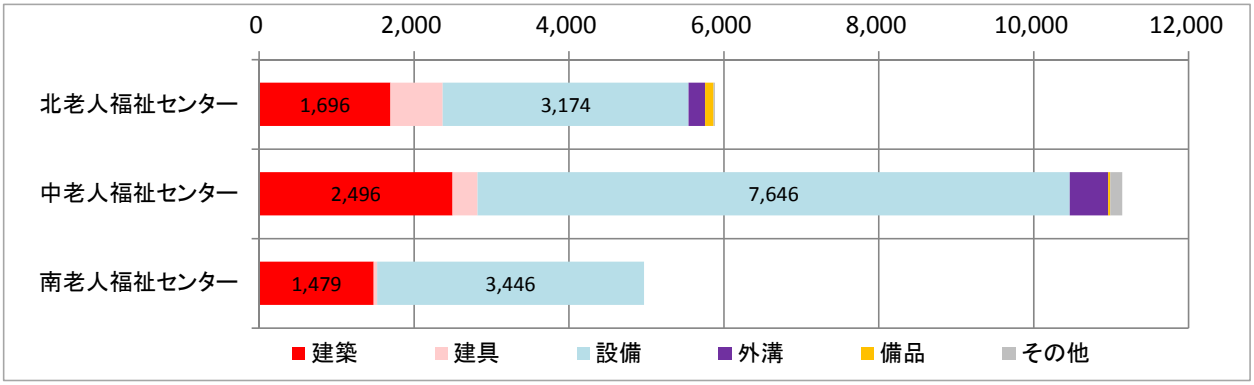

■デイサービスセンター・グループホーム

単位：千円

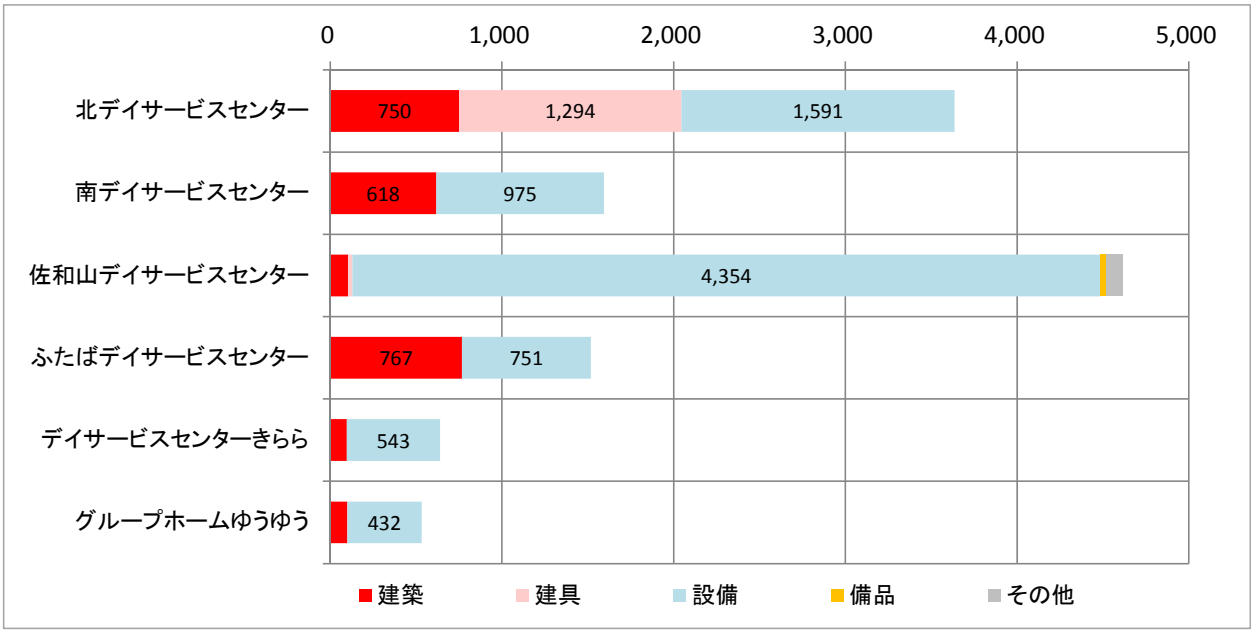

※「建築」には床・タイル、屋根、室内壁等の改修等、「建具」にはドア、サッシ、手すり等に関する改修等、「設備」には給排水、トイレ等、空調、照明、消防等の各設備に係る改修等が含まれる。

（3）施設の劣化状況

本市では、平成 27 年度から平成 29 年度にかけて、市内の公共建築物を対象とした定期点検（建築基準法第 12 条に基づく点検）を実施しており、併せて劣化診断調査を行っています。これらの点検・調査の結果に基づく施設ごとの劣化状況は以下の通りとなっています。

①定期点検の実施概要

・一級建築士または二級建築士、国土交通大臣が定める資格を有する者が行う。
・点検方法は目視観察および打診程度とする。
・劣化等の状況については以下の基準により判定を行う。

A：特に措置を要しない
B：軽微な対応を要するまたは引き続き観察を続ける
C：精密調査を要する
D：補修・改善等を要する

②各施設の劣化状況

点検結果において、劣化状況がＢ～Ｄ判定とされている項目を以下に整理します。

■北老人福祉センター

部位		点検項目	判定・劣化状況
A. 敷地･地盤関係	敷地･地盤	地盤の状況	D：沈下による竪樋受の沈み・ずれ
		敷地の状況	B：池に水溜りあり
	空地･通路等	舗装等の劣化・損傷状況	B：一部クラックあり
	工作物等	擁壁・がけ等の劣化・損傷状況	D：コンクリートブロック積の擁壁あり
B. 外壁関係	建物躯体(外部から)	建物躯体の劣化・損傷状況	B：一部クラックあり
	外装仕上材等	タイル、モルタル等の劣化状況	B：一部タイルに浮き、クラックあり
		シーリング材等の劣化状況	D：シーリングに一部劣化あり
	窓･サッシ等	サッシ等の劣化・損傷状況	D：サッシ方立カバーの欠落あり
			B：鉄扉にチョーキングが見られる
C. 屋上・屋根	屋上･屋根面	パラペット等の劣化・損傷状況	D：立上り部、笠木部にクラックあり
		排水状況	D：ドレン詰りによる水溜り、竪樋の破損
		屋根葺材等の劣化・損傷状況	B：瓦の一部に欠け
D. 建物内部	内装･収納物等	内装材の状況（仕上材）	D：浴室タイル浮き、壁クロスの剥がれ
E. 避難施設等	排煙設備	防火区画・排煙設備の状況	D：復帰ワイヤー破損
			D：排煙オペレータの作動不良
	その他の設備等	非常用照明装置の状況	D：不点灯

■中老人福祉センター

部位		点検項目	判定・劣化状況
A. 敷地･地盤関係	敷地･地盤	地盤の状況	B：舗装面・U字溝等の沈下
B. 外壁関係	外装仕上材等	タイル、モルタル等の劣化状況	D：タイル等にクラックあり
	窓･サッシ等	サッシ等の劣化・損傷状況	B：障子すべりに経年劣化
	看板･室外機等	錆、腐食等はないか	D：機械設備架台に錆
C. 屋上・屋根	屋上･屋根面	排水状況	D：ドレンの詰まりあり
		屋根葺材等の劣化・損傷状況	B：屋根塗装の劣化、錆
	機器･工作物	劣化・損傷状況	C：設備パネルの欠落
D. 建物内部	内装･収納物等	内装材の状況（天井部材）	D：天井ボードのズレ等
		内装材の状況（仕上材）	D：クロス剥がれ、タイルのクラック
		家具・機器類の状況	B：天井扇が破損
	躯体等(内部から)	建物躯体の劣化・損傷状況	D：屋外便所ブレスに錆
	居室の採光･換気	換気設備の状況	D：故障個所、異音発生個所あり
	雨漏り･漏水等	雨漏りの状況	B：機械室壁面に雨漏り痕
			D：大集会室天井ボードに雨漏り痕、穴
E. 避難施設等	避難経路等	避難出口・通路の状況	D：屋外階段に錆
	排煙設備	防火区画・排煙設備の状況	D：オペレータの固定不良(作動問題なし)
	その他の設備等	非常用照明装置の状況	D：不点灯（器具故障、充電池劣化等）

■屋内ゲートボール場

部位		点検項目	判定・劣化状況
A. 敷地･地盤関係	－	－	－
B. 外壁関係	建物躯体(外部から)	建物躯体の劣化・損傷状況	D：鉄骨に錆
			D：打放しＲＣ柱に露筋
	窓･サッシ等	サッシ等の維持保全状況	D：ガラリ窓にひび割れ
C. 屋上・屋根	屋上･屋根面	排水状況	D：竪樋養生管に錆
		屋根葺材等の劣化・損傷状況	B：折板フレームの破損
D. 建物内部	－	－	－
E. 避難施設等	－	－	－

※Ｂ～Ｄの判定項目がない部位、点検該当項目がない部位については「－」を表示

■南老人福祉センター・南デイサービスセンター

部位		点検項目	判定・劣化状況
A. 敷地･地盤関係	空地･通路等	舗装等の劣化・損傷状況	D：タイルクラック、浮きあり
			B：土間-縁石隙間あり
	工作物等	屋外機器の劣化・損傷状況	D：空調室外機冷媒管の破損
		その他	D：外灯カバー破損
			B：基礎-犬走り隙間あり
B. 外壁関係	建物躯体(外部から)	土台および基礎の状況	B：基礎にクラックあり
	窓･サッシ等	サッシ等の維持保全状況	D：建具開閉の不具合
		サッシ等の劣化・損傷状況	D：鋼製扉の錆
C. 屋上・屋根	－	－	－
D. 建物内部	内装･収納物等	内装材の状況（仕上材）	C：壁タイル浮き、タイル目地クラック
E. 避難施設等	避難経路等	避難出口・通路の状況	D：照明不点灯あり

※Ｂ～Ｄの判定項目がない部位、点検該当項目がない部位については「－」を表示

■北デイサービスセンター

部位		点検項目	判定・劣化状況
A. 敷地･地盤関係	敷地･地盤	地盤の状況	D：地盤沈下による側溝等の下がり
	空地･通路等	舗装等の劣化・損傷状況	B：一部クラックあり
B. 外壁関係	建物躯体(外部から)	建物躯体の劣化・損傷状況	D：クラック、白華現象あり
	外装仕上材等	タイル、モルタル等の劣化状況	B：一部タイルの剥落･クラック･白華あり
	窓･サッシ等	サッシ等の劣化・損傷状況	B：外部廻り鉄扉のチョーキングあり
C. 屋上・屋根	屋上･屋根面	排水状況	D：ドレン詰りによる水溜り、竪樋の破損
D. 建物内部	内装･収納物等	内装材の状況（仕上材）	C：壁タイル浮き、タイル目地クラック
	雨漏･漏水等	雨漏りの状況	B：テラスからの水侵入跡あり(修繕済)
E. 避難施設等	排煙設備	防煙区画・排煙設備の状況	D：排煙窓開かない箇所あり
	その他設備等	非常用照明装置の状況	D：点灯しない箇所あり

■佐和山デイサービスセンター

部位		点検項目	判定・劣化状況
A. 敷地･地盤関係	空地･通路等	舗装等の劣化・損傷状況	C：スロープ部分、タイルの割れ
	工作物等	塀等の劣化・損傷状況	B：目隠し壁鉄部の錆
		屋外機器の劣化・損傷状況	B：煙突の一部に錆が発生
B. 外壁関係	外装仕上材等	タイル、モルタル等の劣化状況	B：腰壁コンクリートの塗装剥がれ
		パネル面の劣化・損傷状況	B：ＡＬＣ壁のクラック
	窓･サッシ等	サッシ等の維持保全状況	D：勝手口ドアチェックの外れ
C. 屋上・屋根	屋上･屋根面	排水状況	B：樋のへこみ、樋のあふれ
		屋根葺材等の劣化・損傷状況	C：屋根材の塗装剥がれ
	機器･工作物	劣化・損傷状況	B：錆が発生
	煙突	劣化・損傷状況	B：煙突の一部に錆が発生
D. 建物内部	内装･収納物等	内装材の状況	C：廊下床クラック、トイレブース剥がれ
			B：廊下壁の一部欠落、脱衣室床の経年劣化
	雨漏り･漏水等	雨漏りの状況	C：食堂、便所等での雨漏り（大雨時）
	その他		D：車椅子便所の手摺ボルトの抜け
			C：浴室の建具、一部錆が発生
E. 避難施設等	－	－	－

※Ｂ～Ｄの判定項目がない部位、点検該当項目がない部位については「－」を表示

■ふたばデイサービスセンター

部位		点検項目	判定・劣化状況
A. 敷地･地盤関係	工作物等	塀等の劣化・損傷状況	B：植栽塀にクラック・白華あり
B. 外壁関係	外装仕上材等	パネル面の劣化・損傷状況	D：外壁サイディングにクラック
	窓･サッシ等	サッシ等維持保全状況	D：引戸戸車劣化による開閉不具合
C. 屋上・屋根	－	－	－
D. 建物内部	内装・収納物等	内装材の状況	D：天井ボードに空調機からの漏水跡
			D：床仕上材クラック、浴槽タイルの割れ
		家具・機器類の状況	D：造付棚扉、スピーカー支持金具の破損
	居室の採光･換気	換気設備の状況	B：作動に問題ないが異音あり
	雨漏り･漏水等	雨漏りの状況	C：天井ボードに漏水跡(強風時に雨漏)
E. 避難施設等	－	－	－

※Ｂ～Ｄの判定項目がない部位、点検該当項目がない部位については「－」を表示

■デイサービスセンターきらら

部位		点検項目	判定・劣化状況
A.敷地･地盤関係	敷地・地盤	地盤の状況	B：舗装沈下、ひび割れ傾斜等
	空地・通路等	舗装等の劣化・損傷状況	B：舗装沈下･ひび割れ、駐車場白線劣化等
B.外壁関係	－	－	－
C.屋上・屋根	－	－	－
D.建物内部	内装・収納物等	内装材の状況	B：風除室、突き板剥がれ
			B：福祉用具展示室、天井下がり
			B：食堂：壁クロスひび、巾木めくれ
	躯体等(内部から)	建物躯体の劣化・損傷状況	B：機械室床、クラックあり
E.避難施設等	その他の設備等	非常用照明装置の状況	D：風除室、非常照明バッテリー切れ

※B～Dの判定項目がない部位、点検該当項目がない部位については「－」を表示

■グループホームゆうゆう

部位		点検項目	判定・劣化状況
A.敷地･地盤関係	敷地・地盤	地盤の状況	B：舗装沈下、ひび割れ傾斜等
	空地・通路等	舗装等の劣化・損傷状況	B：舗装沈下･ひび割れ、駐車場白線劣化
	工作物等	塀等の劣化・損傷状況	B：室外機置場、遮音板鉄骨の錆
B.外壁関係	窓・サッシ等	サッシ等の維持保全状況	D：排煙窓、動作異常
			D：浴室網戸、開閉不良
C.屋上・屋根	－	－	－
D.建物内部	内装・収納物等	内装材の状況	B：床ビニルタイル・クロス剥がれ、
	躯体等(内部から)	建物躯体の劣化・損傷状況	B：機械室床、クラックあり
E.避難施設等	排煙設備	防煙区画・排煙設備の状況	B：トイレ排煙窓開閉不良
	その他の設備等	非常用照明装置の状況	D：和室、非常照明バッテリー切れ

※B～Dの判定項目がない部位、点検該当項目がない部位については「－」を表示

3-7　管理運営に係るコスト情報の把握

(1) 施設別財務書類の作成方法

「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」(総務省、平成 26 年 4 月)に基づき、施設ごとに貸借対照表、行政コスト計算書を作成しました。対象期間は平成 29 年度とし、貸借対照表の基準日は平成 30 年 3 月 31 日です。

科目ごとの主な作成方法等は次のとおりです。

【貸借対照表】

■有形固定資産、減価償却費

固定資産台帳より対象施設に関連した固定資産（土地、建物、物品）を抽出し算定。土地は帳簿価額、建物は再調達価額から減価償却累計額を差し引いた価額を計上。物品については、物品台帳に掲載されている帳簿価額 50 万円以上のものについて、減価償却累計額を差し引いた価額を計上。

■地方債

施設整備時に発行した地方債の残高を計上。残高のある施設は以下の通り。

施設	H29 年度末残高(元金)	償還完了予定年度
北老人福祉センター	15,740,408 円	平成 30 年度（2018 年度）
佐和山デイサービスセンター	39,480,366 円	平成 32 年度（2020 年度）
ふたばデイサービスセンター	47,320,608 円	平成 42 年度（2030 年度）
デイサービスセンターきらら	52,574,089 円	平成 33 年度（2021 年度）

【行政コスト計算書】

■人件費、物件費

すべての施設が指定管理による運営を行っているため、職員給与費等の人件費は計上せず、物件費として指定管理料（単年度分）を計上。なお、デイサービスセンターとグループホームの各施設については利用料金制で指定管理料の支払いは発生していないため、物件費は計上していない。

■減価償却費、維持補修費

固定資産台帳（建物）の当期償却額を計上。維持補修費については、年間の修繕費のうち市が負担した金額を計上。

■使用料

デイサービスセンターとグループホームの各施設については、指定管理者が市に納める納付金を経常収益（使用料）として計上。

（2）貸借対照表

貸借対照表は、財務書類の作成基準日における、各施設の資産、負債等の状況を整理したもので、建物および土地、備品など資産の保有状況や、当該施設に係る地方債等の負債の状況を総括的に示しています。

各施設ともに、土地・建物は市有財産となっており、固定資産台帳での帳簿価額を計上しています。負債については、地方債の未償還金がある北老人福祉センター、佐和山デイサービスセンター、ふたばデイサービスセンター、デイサービスセンターきららの各施設において計上しています。

＜表　貸借対照表（老人福祉センター）＞

（単位：千円）

科目＼施設名称	北老人福祉センター	中老人福祉センター 屋内ゲートボール場	南老人福祉センター
【資産の部】	398,612	317,260	77,182
固定資産	398,612	317,260	77,182
有形固定資産	398,612	317,260	77,182
事業用資産	398,612	317,260	77,182
土地	84,942	273,304	7,029
建物	503,870	220,660	226,300
建物減価償却累計額	△190,200	△176,704	△156,147
物品	-	-	-
物品減価償却累計額	-	-	-
無形固定資産	-	-	-
投資その他の資産	-	-	-
流動資産	-	-	-
現金預金	-	-	-
その他	-	-	-
【負債の部】	15,740	-	-
固定負債	15,740	-	-
地方債	15,740	-	-
長期未払金	-	-	-
退職手当引当金	-	-	-
その他	-	-	-
流動負債	-	-	-
1年以内償還予定地方債	-	-	-
賞与等引当金	-	-	-
その他	-	-	-
【純資産の部】	382,872	317,260	77,182
純資産	382,872	317,260	77,182

※固定資産台帳上の取得原価は再調達原価による評価のため、実際の建築費とは金額が異なる場合がある。

＜表　貸借対照表（デイサービスセンター・グループホーム）＞

（単位：千円）

科目＼施設名称	北デイサービスセンター	南デイサービスセンター	佐和山デイサービスセンター	ふたばデイサービスセンター	デイサービスセンターきらら	グループホームゆうゆう
【資産の部】	69,198	15,253	132,778	126,453	184,054	126,090
固定資産	69,198	15,253	132,778	126,453	184,054	126,090
有形固定資産	69,198	15,253	132,778	126,453	184,054	126,090
事業用資産	68,130	15,253	132,778	126,453	184,054	126,090
土地	64,631	7,926	33,571	54,684	79,112	73,538
建物	7,970	14,170	196,450	125,690	195,060	97,680
建物減価償却累計額	△4,471	△6,843	△97,243	△53,921	△90,118	△45,128
物品	1,068	-	-	-	-	-
物品減価償却累計額	-	-	-	-	-	-
無形固定資産	-	-	-	-	-	-
投資その他の資産	-	-	-	-	-	-
流動資産	-	-	-	-	-	-
現金預金	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
【負債の部】	-	-	39,480	47,321	52,574	-
固定負債	-	-	39,480	47,321	52,574	-
地方債	-	-	39,480	47,321	52,574	-
長期未払金	-	-	-	-	-	-
退職手当引当金	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
流動負債	-	-	-	-	-	-
1年以内償還予定地方債	-	-	-	-	-	-
賞与等引当金	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
【純資産の部】	69,198	15,253	93,298	79,133	131,480	126,090
純資産	69,198	15,253	93,298	79,133	131,480	126,090

※固定資産台帳上の取得原価は再調達原価による評価のため、実際の建築費とは金額が異なる場合がある。

（3）行政コスト計算書

行政コスト計算書は、行政サービスの提供コストである費用と、収益の状況を 1 年間（平成 29 年度）について施設ごとに示したものです。

老人福祉センターについては、経常費用として物件費（指定管理料）、減価償却費（固定資産台帳における当期分の償却額）、維持補修費を計上しています。

＜表　行政コスト計算書（老人福祉センター）＞

（単位：千円）

科目＼施設名称	北老人福祉センター	中老人福祉センター 屋内ゲートボール場	南老人福祉センター
経常費用	23,724	18,149	14,553
業務費用	23,724	18,149	14,553
人件費	-	-	-
職員給与費	-	-	-
賞与等引当金繰入額	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-
その他	-	-	-
物件費等	23,724	18,149	14,553
物件費（※指定管理料）	12,213	10,887	7,764
減価償却費	11,188	6,292	6,789
維持補修費	323	970	-
その他	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-
支払利息	-	-	-
徴収不能引当金繰入額	-	-	-
保険料	-	-	-
移転費用	-	-	-
補助金・負担金等	-	-	-
社会保障給付	-	-	-
他会計への繰出金	-	-	-
その他	-	-	-
経常収益	-	-	-
使用料	-	-	-
施設使用料	-	-	-
付随事業使用料	-	-	-
市有地占用料	-	-	-
その他	-	-	-
財産収入	-	-	-
純経常行政コスト	23,724	18,149	14,553
臨時損失	-	-	-
災害復旧事業費	-	-	-
資産除売却損	-	-	-
その他	-	-	-
臨時利益	-	-	-
資産売却益	-	-	-
その他	-	-	-
純行政コスト	23,724	18,149	14,553

デイサービスセンター・グループホームについては、経常費用として減価償却費（固定資産台帳における当期分の償却額）、維持補修費による費用を計上しています。また、経常収益として指定管理者からの納付金を計上しています。

＜表　行政コスト計算書（デイサービスセンター・グループホーム）＞

（単位：千円）

科目＼施設名称	北デイサービスセンター	南デイサービスセンター	佐和山デイサービスセンター	ふたばデイサービスセンター	デイサービスセンターきらら	グループホームゆうゆう
経常費用	4,475	808	6,483	4,148	6,437	3,654
業務費用	4,475	808	6,483	4,148	6,437	3,654
人件費	-	-	-	-	-	-
職員給与費	-	-	-	-	-	-
賞与等引当金繰入額	-	-	-	-	-	-
退職手当引当金繰入額	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
物件費等	4,475	808	6,483	4,148	6,437	3,654
物件費（※指定管理料）	-	-	-	-	-	-
減価償却費	263	428	6,483	4,148	6,437	3,223
維持補修費	4,212	381	-	-	-	431
その他	-	-	-	-	-	-
その他の業務費用	-	-	-	-	-	-
支払利息	-	-	-	-	-	-
徴収不能引当金繰入額	-	-	-	-	-	-
保険料	-	-	-	-	-	-
移転費用	-	-	-	-	-	-
補助金・負担金等	-	-	-	-	-	-
社会保障給付	-	-	-	-	-	-
他会計への繰出金	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
経常収益	1,189	579	1,041	572	1,174	614
使用料	1,189	579	1,041	572	1,174	614
施設使用料（※市への納付金）	1,189	579	1,041	572	1,174	614
付随事業使用料	-	-	-	-	-	-
市有地占用料	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
財産収入	-	-	-	-	-	-
純経常行政コスト	3,286	230	5,442	3,576	5,263	3,040
臨時損失	-	-	-	-	-	-
災害復旧事業費	-	-	-	-	-	-
資産除売却損	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
臨時利益	-	-	-	-	-	-
資産売却益	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
純行政コスト	3,286	230	5,442	3,576	5,263	3,040

（4）各施設の単位当たり行政コスト

各施設の運営にかかる行政コストについて、単位当たり（利用者一人当たり、延床面積当たり）で比較したものを以下に示します。

＜表　各施設の単位当たり行政コスト＞

指標＼施設名称	北老人福祉センター	中老人福祉センター 屋内ゲートボール場	南老人福祉センター
総行政コスト（千円）	23,724	18,149	14,553
年間利用者数（H29：延人数）	18,142	46,498	7,414
延床面積（㎡）	1,169.0	2,083.0	613.0
利用者一人当たり総行政コスト（円/人）	1,308	390	1,963
面積当たり総行政コスト（円/㎡）	20,295	8,713	23,741

※総行政コストは行政コスト計算書の「経常費用」に「臨時損失」を加算したもの

※南老人福祉センターの延床面積は、南デイサービスセンターとの合計面積

指標＼施設名称	北デイサービスセンター	南デイサービスセンター	佐和山デイサービスセンター
総行政コスト（千円）	4,475	808	6,483
年間利用者数（H29：延人数）	7,940	5,780	10,686
延床面積（㎡）	739.8	613.0	545.9
利用者一人当たり総行政コスト（円/人）	564	140	607
面積当たり総行政コスト（円/㎡）	6,049	1,319	11,876

※総行政コストは行政コスト計算書の「経常費用」に「臨時損失」を加算したもの

※南デイサービスセンターの延床面積は、南老人福祉センターとの合計面積

指標＼施設名称	ふたばデイサービスセンター	デイサービスセンターきらら	グループホームゆうゆう
総行政コスト（千円）	4,148	6,437	3,654
年間利用者数（H29：延人数）	6,245	10,257	3,211
延床面積（㎡）	399.5	653.6	326.7
利用者一人当たり総行政コスト（円/人）	664	628	1,138
面積当たり総行政コスト（円/㎡）	10,382	9,849	11,186

4　老人福祉センターに関する市民意向の把握

4-1　市民アンケート調査の実施概要

老人福祉センターの今後のあり方を検討するための基礎資料として、センターの利用状況や今後のあり方についての市民意見等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

＜表　アンケート調査の実施概要＞

<table>
<tr><td>調査対象</td><td colspan="2">50 歳代から 80 歳代の市民 2,000 名（住民基本台帳からの無作為抽出）
※50 歳代は施設の利用対象ではないものの、将来の利用者層となることを考慮し、調査対象に含めることとした。</td></tr>
<tr><td>対象者数</td><td colspan="2">50 歳代：1,000 人
60 歳代～80 歳代：1,000 人</td></tr>
<tr><td>調査時期</td><td colspan="2">平成 30 年 1 月</td></tr>
<tr><td>調査方法</td><td colspan="2">調査票による本人記入方式（調査票は郵送により配布・回収）</td></tr>
<tr><td>調査内容</td><td>【50 歳代】
■回答者の属性など
・居住地域、性別、年齢、就業状況　等

■60 歳以降の暮らし方について
・仕事の継続、時間の使い方
・趣味や余暇活動の内容　等

■老人福祉センターに対する関心
・センターの認知度
・今後利用してみたいか
・利用しない理由
・利用したいサービス

■老人福祉センターのあり方
・施設利用者の制限･多世代利用について
・充実してほしい施設・場</td><td>【60 歳代～80 歳代】
■老人福祉センターの利用経験
・利用の有無
・今後利用してみたいか
・利用しない理由
・利用したいサービス

■3 施設それぞれの利用状況
・利用頻度、利用目的、満足度等

■老人福祉センターのあり方
・施設利用者の制限･多世代利用について
・魅力ある施設にするための取組み

■回答者の属性など
・居住地域、性別、年齢、就業状況、
老人クラブ加入状況　等</td></tr>
<tr><td>回収結果</td><td>調査票配布数：1,000 通（うち未着 4 通）
回収総数：471 票（47.3%）
有効回答数：466 票（46.8%）</td><td>調査票配布数：1,000 通（うち未着 3 通）
回収総数：584 票（58.6%）
有効回答数：583 票（58.5%）</td></tr>
</table>

4-2　アンケート結果

（1）施設の利用経験・認知度・利用意向

①施設の利用経験・認知度【60 歳代～80 歳代】

利用したことがある人は全体の 1 割強、利用したことがない人は約 8 割となっています。また、老人福祉センターの存在を知らない人は 3 割程度を占めています。

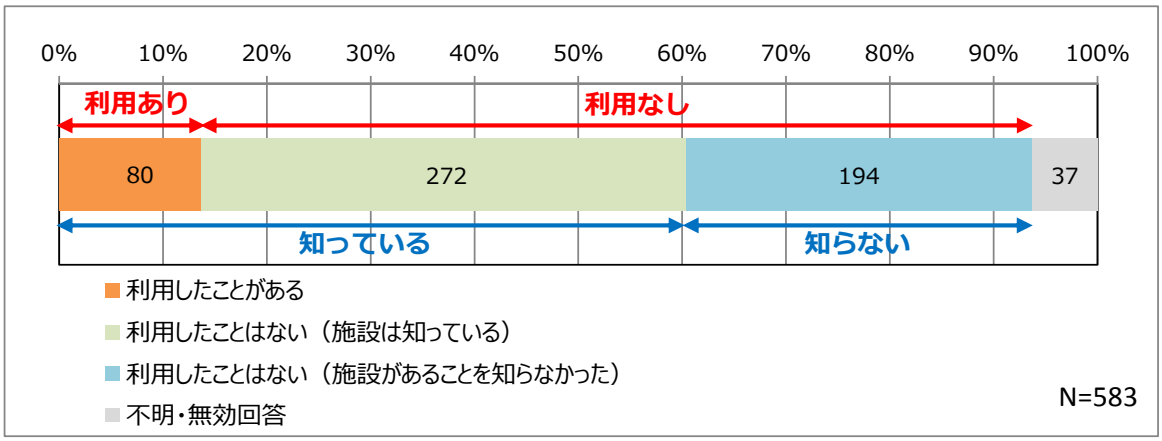

②施設の認知度・利用意向【50 歳代】

50 歳代では、老人福祉センターの存在を知っている人は 6 割程度となっています。ぜひ利用してみたいとの回答は 1 割弱、利用したいとは思わないとの回答は 3 割弱を占めています。

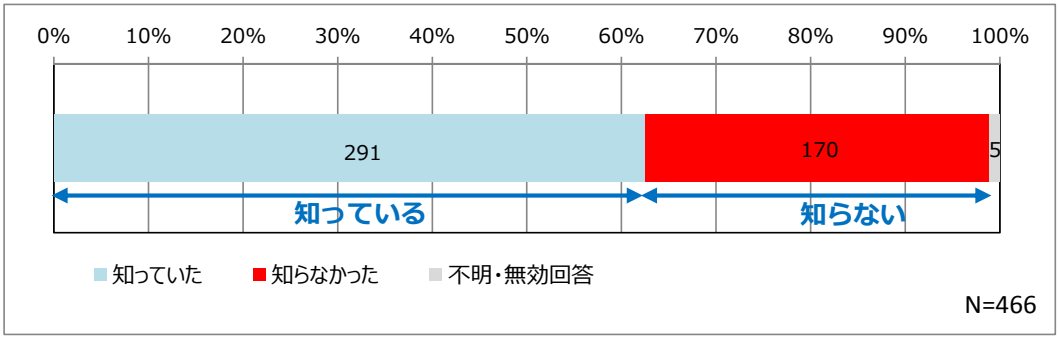

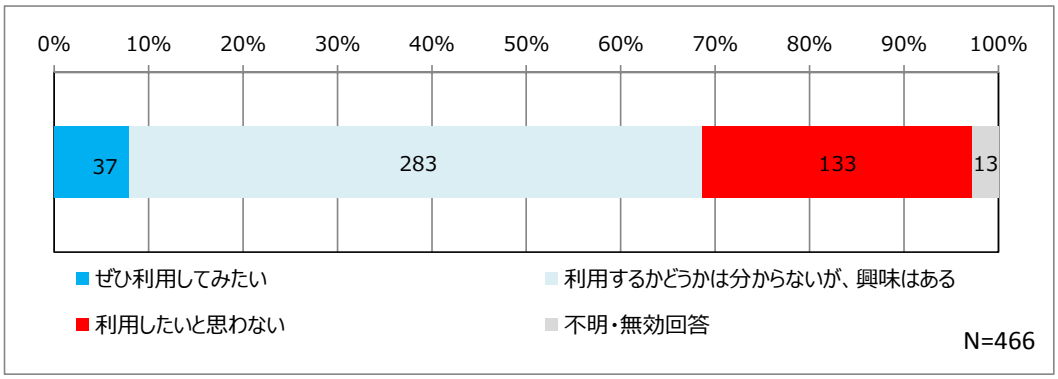

③年齢層別に見た利用経験・利用意向【60 歳代～80 歳代】

施設の利用は 70 歳代から 80 歳代前半までが多く、60 歳代前半と 80 歳代後半では、利用意向のない人の割合が高い傾向が見られます。

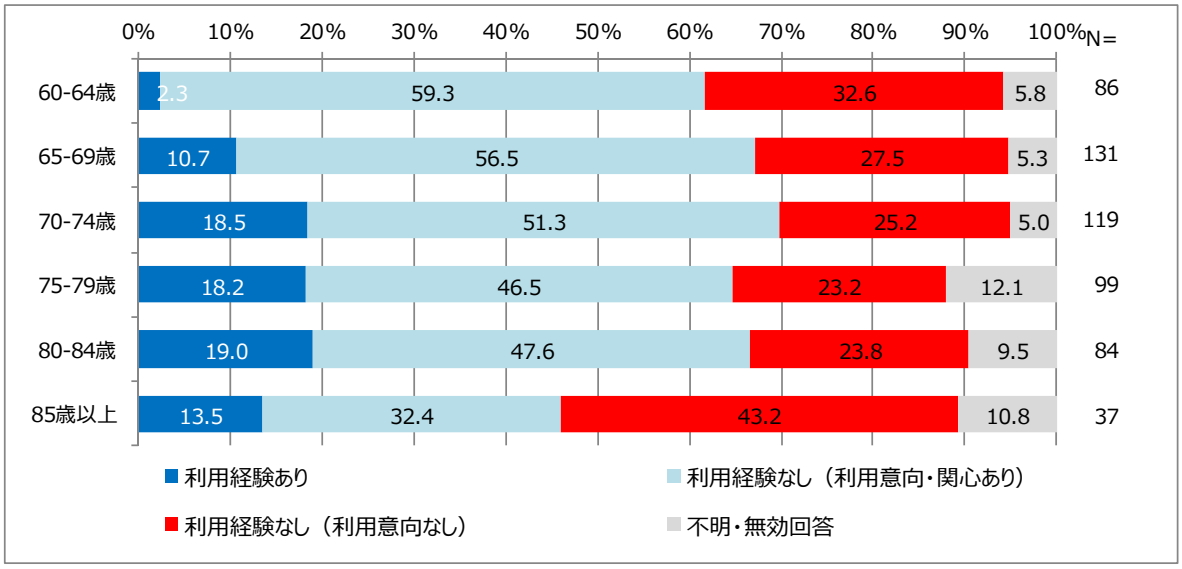

④老人クラブ加入状況別に見た利用経験・利用意向【60 歳代～80 歳代】

老人クラブに加入している(加入していた)人では施設を利用する人の割合が高い傾向が見られ、老人クラブへの加入経験がない人では、利用意向を持たない人が 3 割を占めています。

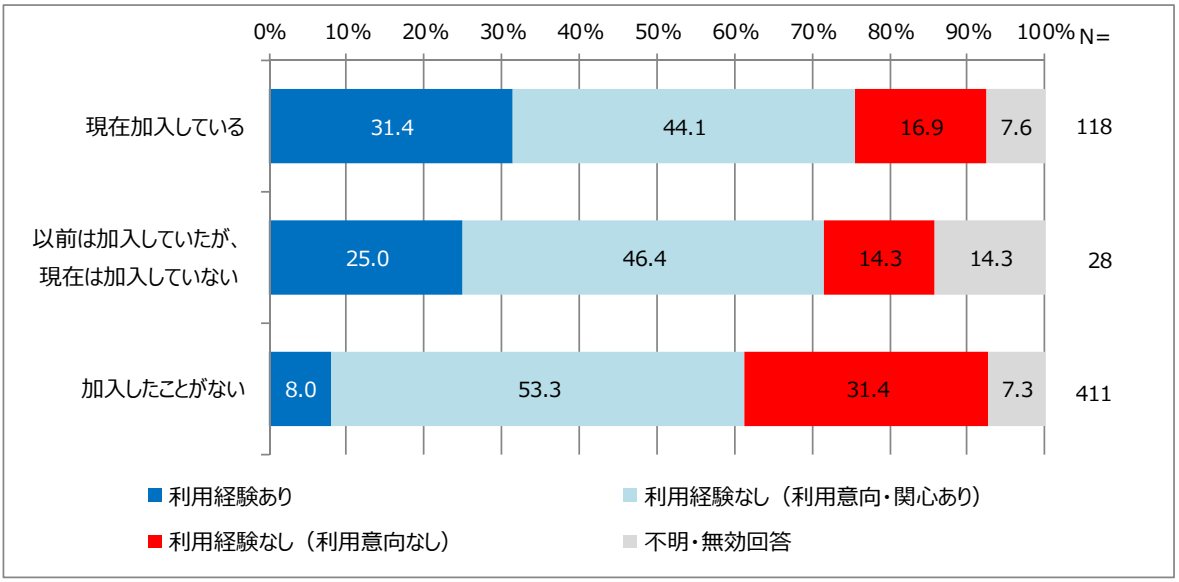

（2）施設を利用したいと思わない理由

①利用したいと思わない理由【60 歳代～80 歳代】

利用する機会がないとの回答が特に多いほか、時間の余裕がない、家から遠くて行きづらい等の回答が挙がっています。

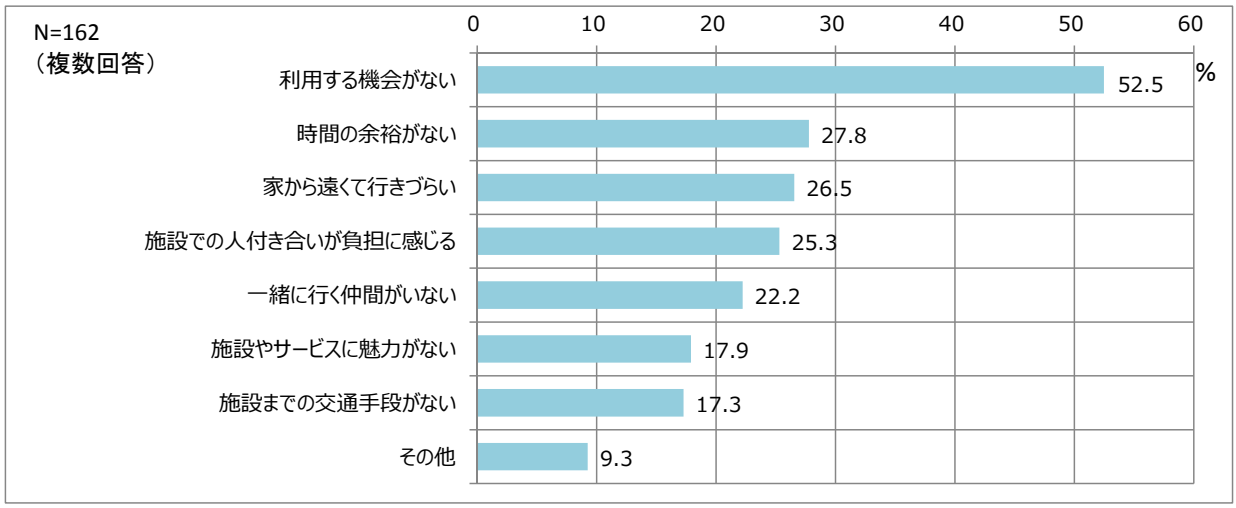

②利用したいと思わない理由【50 歳代】

施設での人付き合いが負担に感じるとの回答が特に多いほか、利用の必要性がない、施設やサービスに魅力がない等の回答が挙がっています。

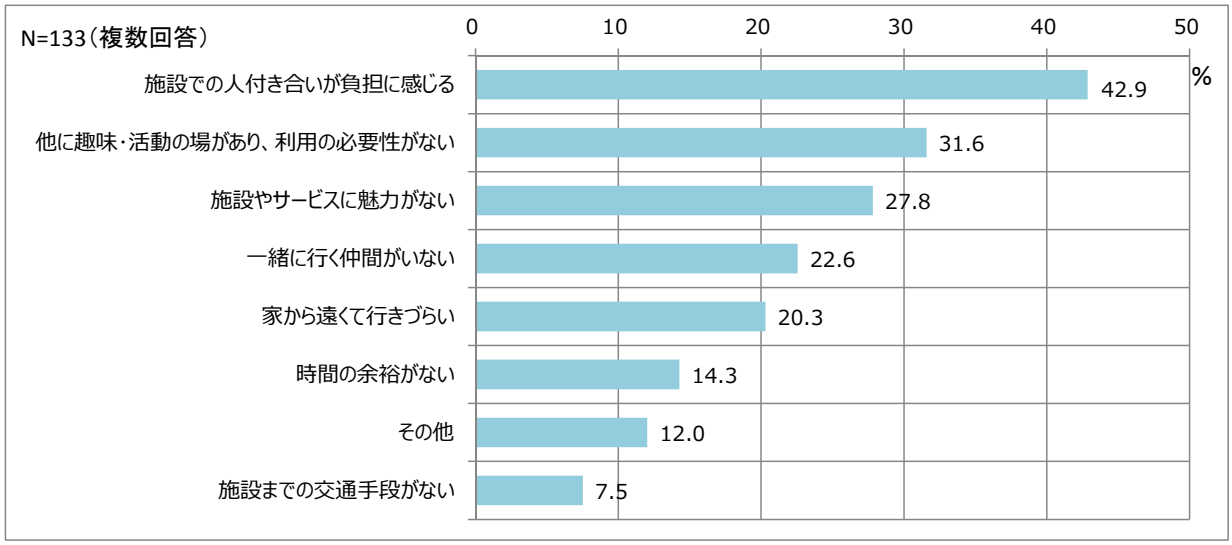

（3）利用してみたいサービス

①利用してみたいサービス【60 歳代～80 歳代】

健康づくりに関する内容（健康器具、健康体操、健康相談等）が上位に挙がっているほか、交流の場としての利用も多く選択されています。

浴室利用やクラブ・サークルでの利用は下位の項目となっています。

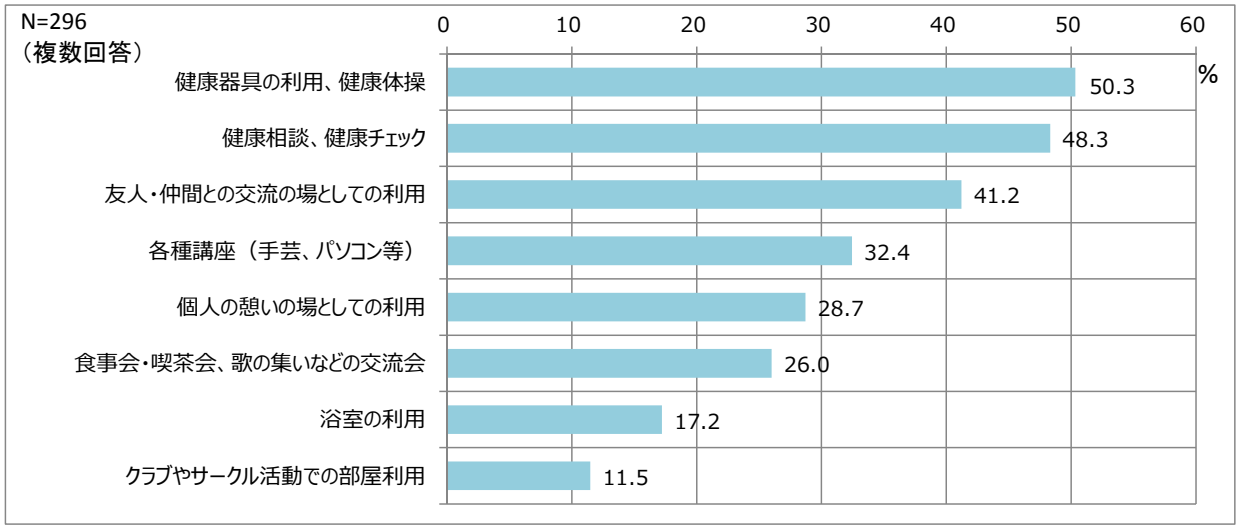

②利用してみたいサービス【50 歳代】

交流の場としての利用のほか、健康づくりに関する内容（健康器具、健康体操、健康相談等）が上位に挙がっています。

浴室利用やクラブ・サークルでの利用は下位の項目となっています。

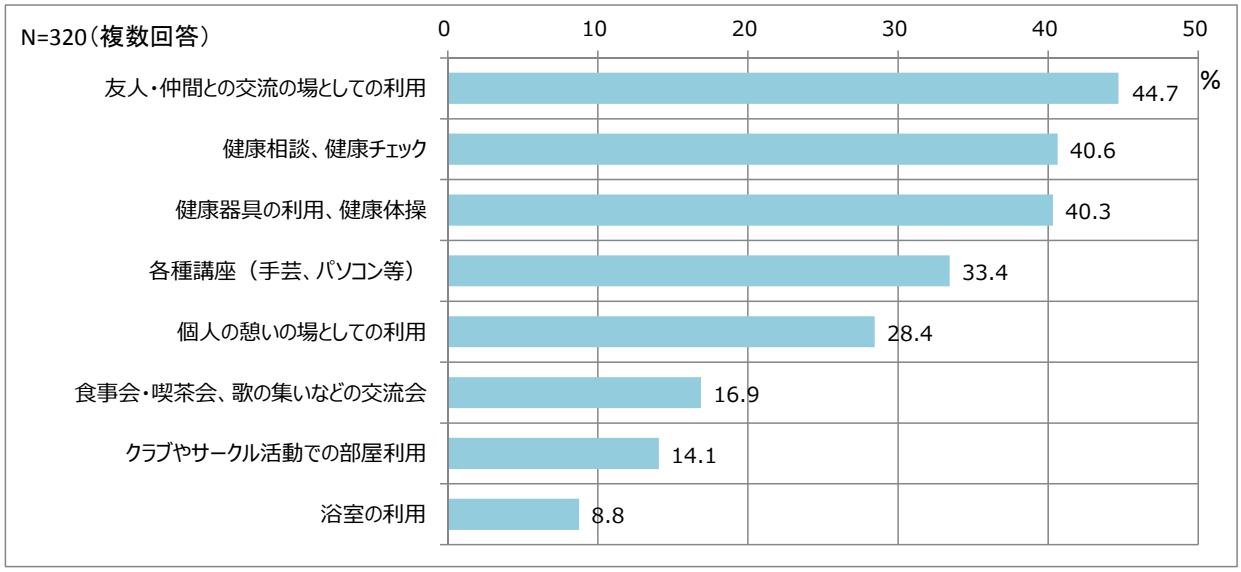

（4）各施設の利用状況等

①各施設の利用の目的【60 歳代～80 歳代】

中老人福祉センターでは、クラブ・サークル利用、友人等との交流の場、健康器具・健康体操、ゲートボール場利用などが上位の利用目的となっています。

北老人福祉センターでは、友人等との交流の場としての利用が多いほか、健康器具・健康体操、クラブ・サークル利用、個人の憩いの場、各種講座などが上位の項目となっています。

南老人福祉センターでは、クラブ・サークル利用が特に多いほか、各種講座、友人等との交流の場などが上位の項目となっており、健康づくりに関するものについては下位となっています。

浴室利用については中、北両センターともに下位の項目となっています。

【中老人福祉センター】

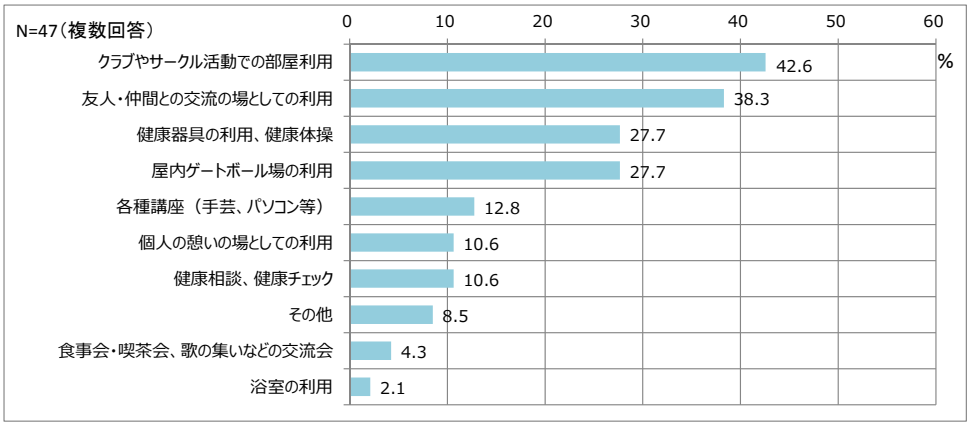

【北老人福祉センター】

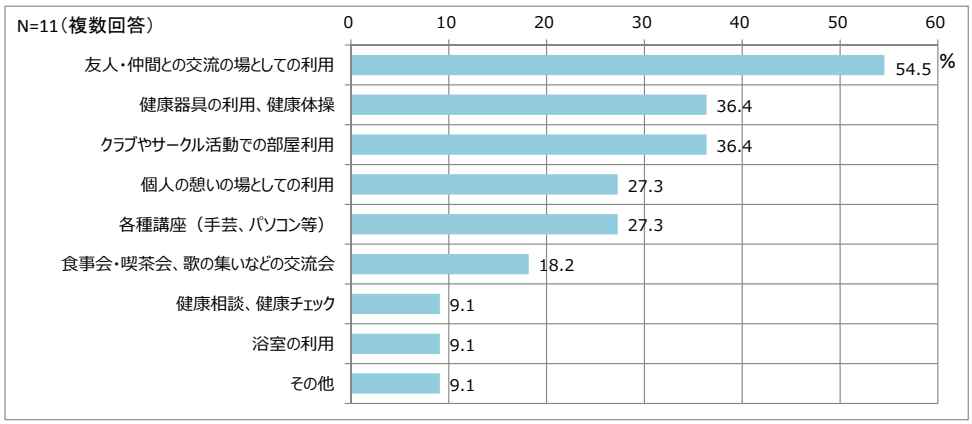

【南老人福祉センター】

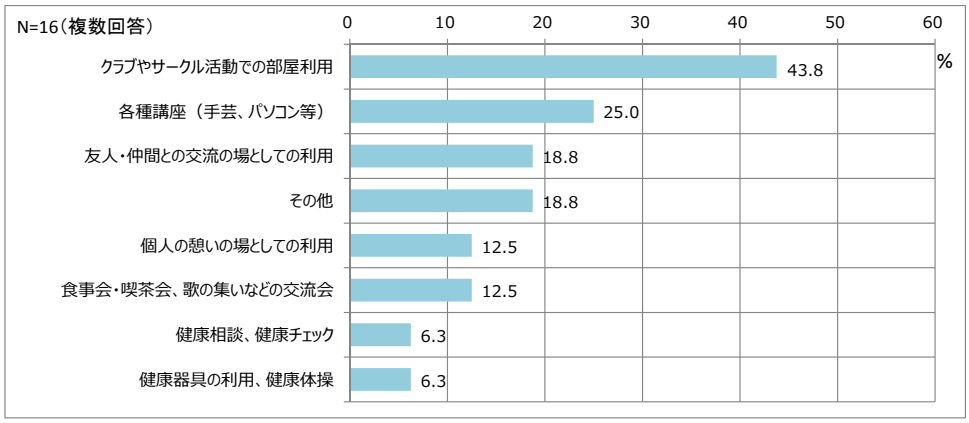

②各施設までの交通手段【60 歳代～80 歳代】

中老人福祉センターと南老人福祉センターでは、車（自分で運転）が高い割合を占めており、北老人福祉センターでは、車のほか、自転車や徒歩なども見られます。

【中老人福祉センター】

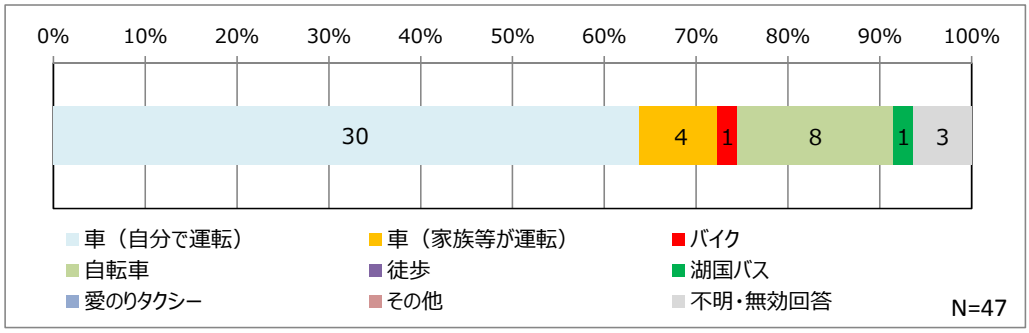

【北老人福祉センター】

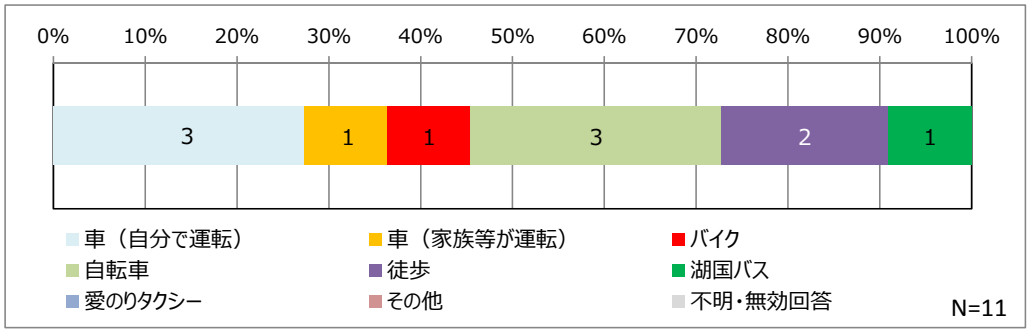

【南老人福祉センター】

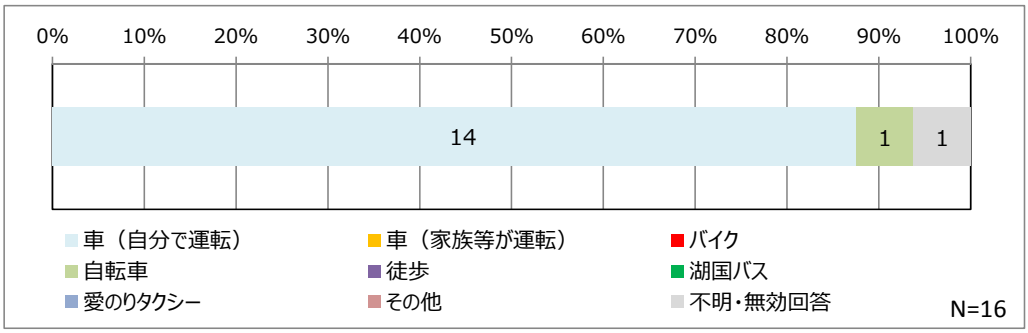

③施設を利用して不満に思っていること【60 歳代～80 歳代】

中老人福祉センターでは、駐車場に関すること、特定の人・グループが占有していること、利用方法が分かりにくいことなどが不満の上位項目となっています。

北老人福祉センターでは、興味のある催しが少ないこと、南老人福祉センターでは、デイサービスセンターとの一体施設であることも相まって、自由にくつろげる場所が少ないことなどが上位に挙がっています。

【中老人福祉センター】

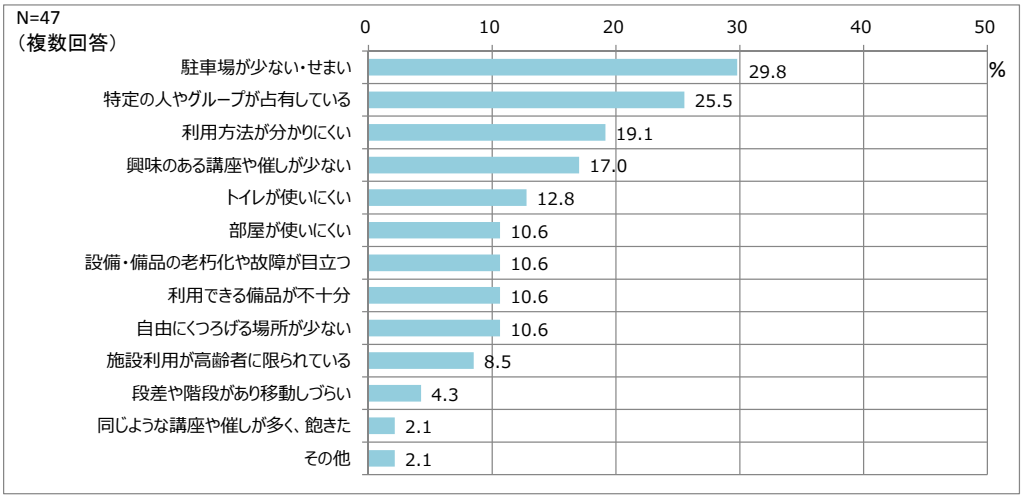

【北老人福祉センター】

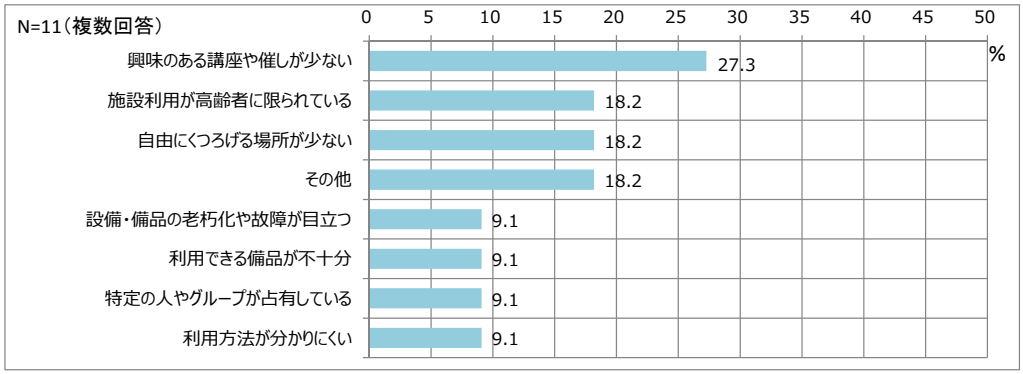

【南老人福祉センター】

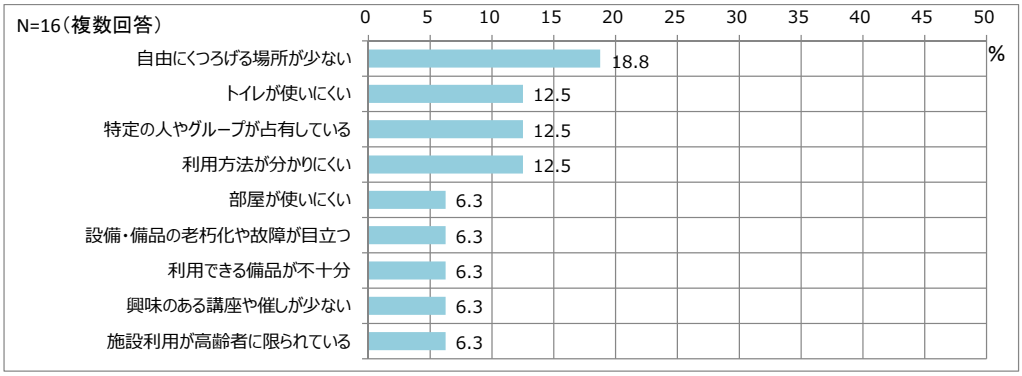

（5）利用者の年齢制限に対する考え

①利用者の年齢制限について【60 歳代～80 歳代】

年齢制限の見直し（多世代利用）に賛同する意見は全体の約 55%、引き続き 60 歳以上に限定すべきとの意見は約 25%を占めています。

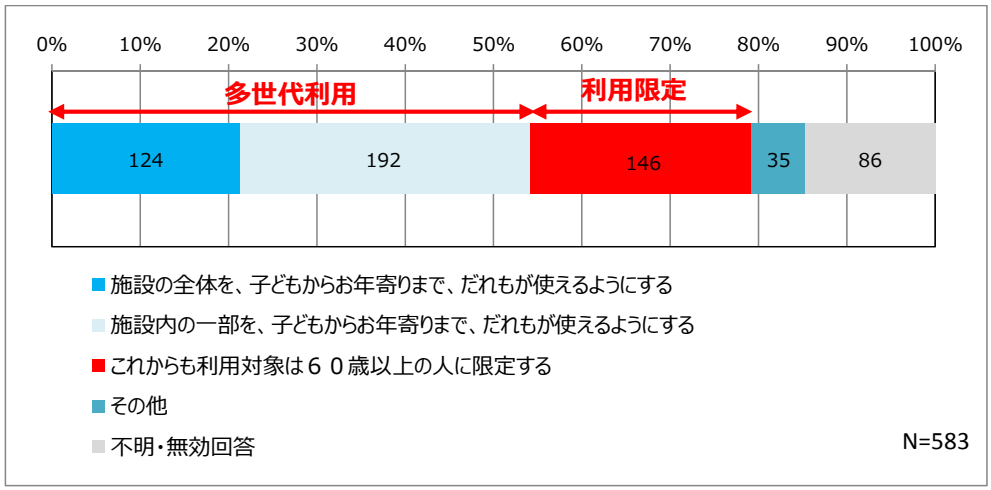

②施設の多世代利用について【北老人福祉センターの利用者】

年齢制限の見直し（多世代利用）に賛同する意見は 9 名、引き続き 60 歳以上に限定すべきとの意見は 1 人となっています。

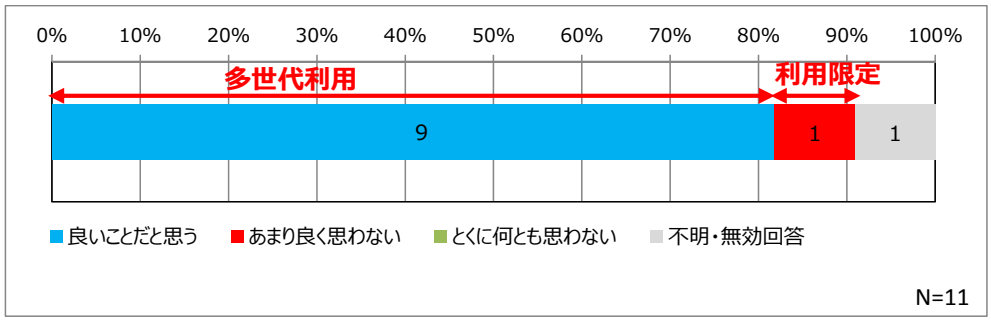

③利用者の年齢制限について【50 歳代】

50 歳代においては、施設の多世代利用に賛同する意見は全体の 7 割、引き続き 60 歳以上に限定すべきとの意見は 2 割を占めており、60 歳以上の現利用者層に比べると多世代利用に関して前向きな意見が多くなっています。

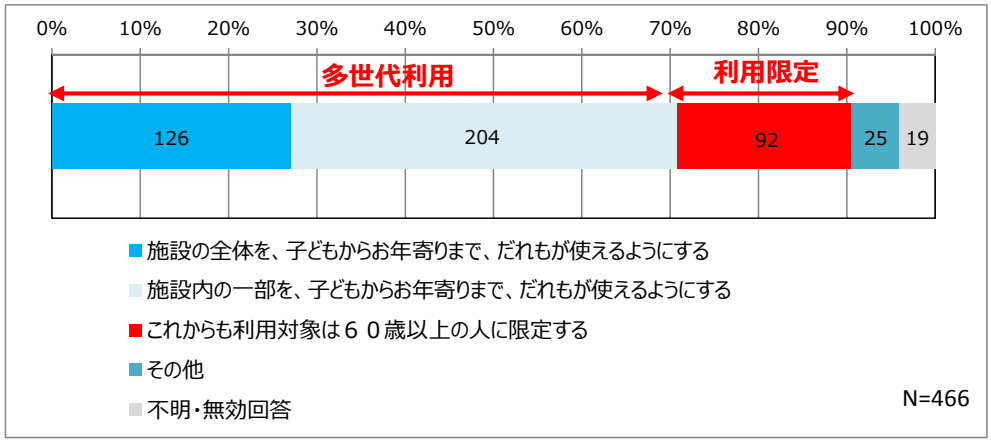

（6）魅力ある施設に向けて、今後期待する取り組み

クラブ・サークルに入っていない人でも気軽に来られる場にするとの回答が最も多く、次いで、施設までの交通利便性の向上、講座・催しの充実などが挙がっています。

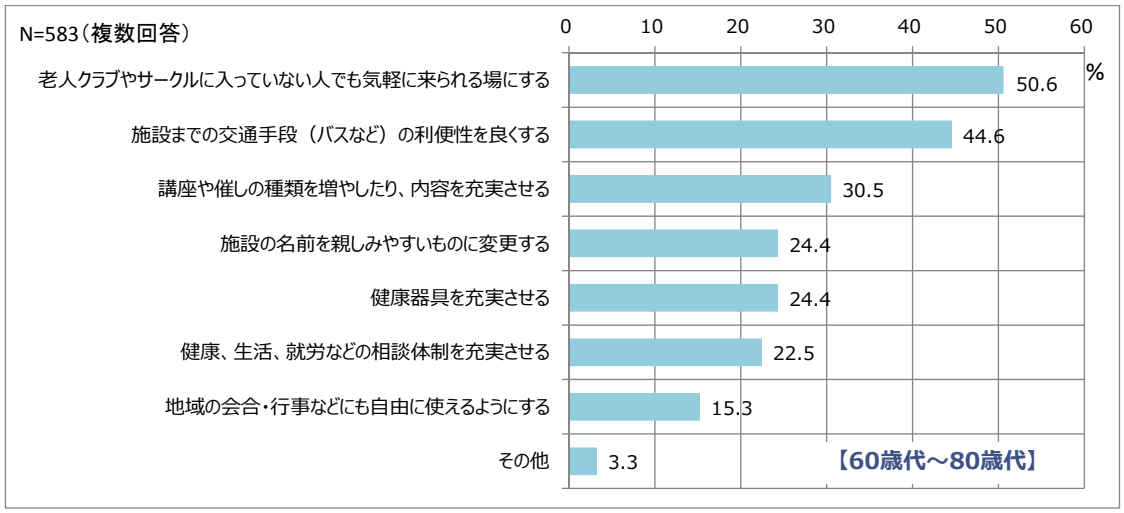

（7）充実してほしい施設や場

高齢者が日常の暮らしに求める施設・場としては、遊歩道などの散歩できる環境、図書館、公園・広場、スポーツ施設といったニーズが高い一方で、老人福祉センターは文化施設やフィットネスクラブなどと並んで中位の項目となっています。

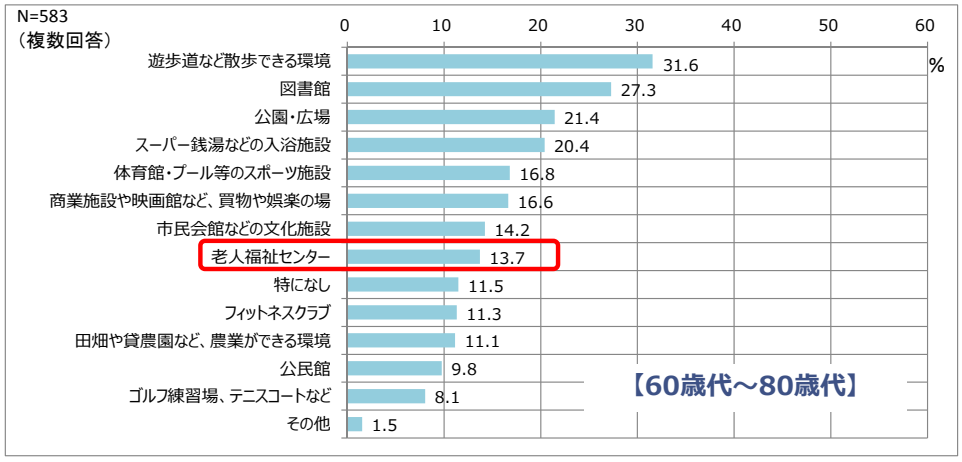

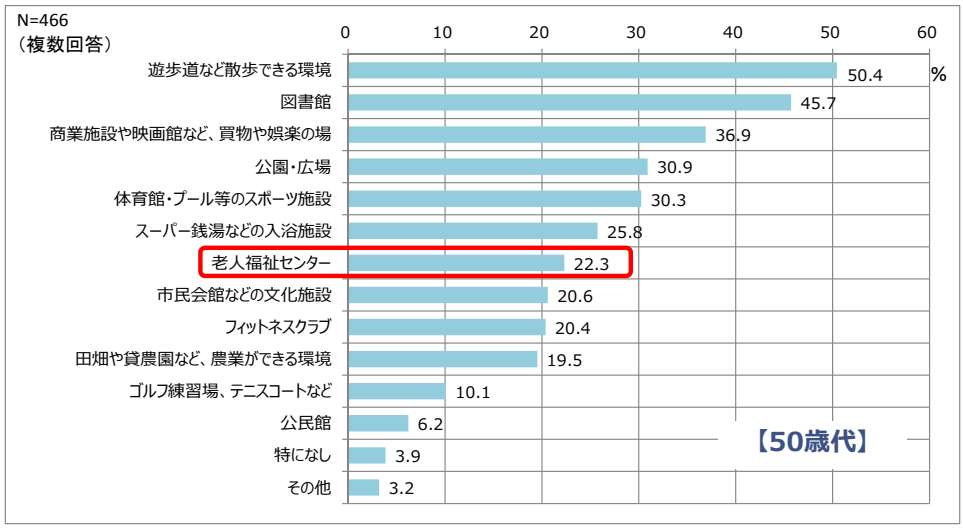

（8）高齢者の就業状況

60 歳代前半では週 5 日以上働いている人の割合が 5 割近くを占めています。

働いていない人の割合は、60 歳代前半で 3 割、60 歳代後半で 5 割、70 歳代から 80 歳代前半で 7～8 割程度となっています。

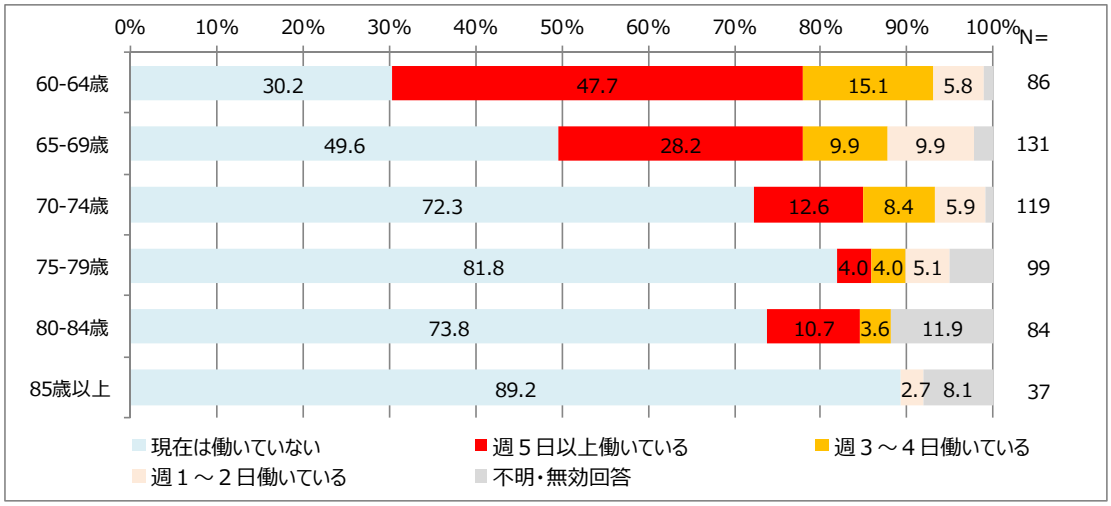

（9）50 歳代の働き方・余暇活動等に関するニーズ

①60 歳を過ぎてからの働き方に対する希望【50 歳代】

週 5 日以上、週 3～4 日などの回答が大半を占め、60 歳を過ぎてからの就労意欲は高くなっています。

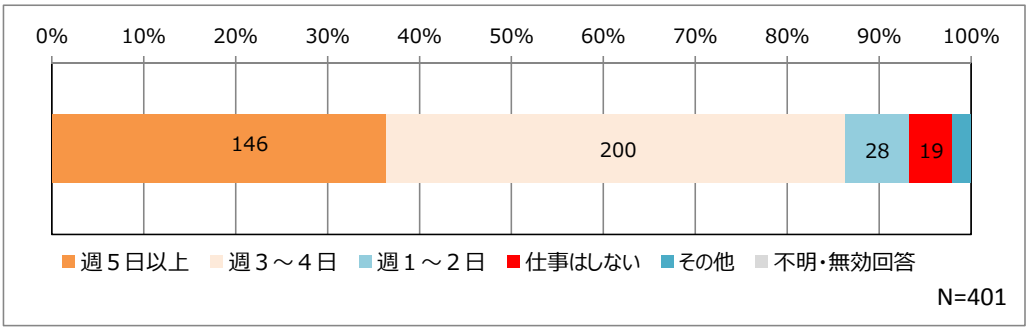

②仕事以外に時間を使いたいこと【50 歳代】

趣味や娯楽などの余暇活動が最も多く、次いで健康づくりなどが選択されています。

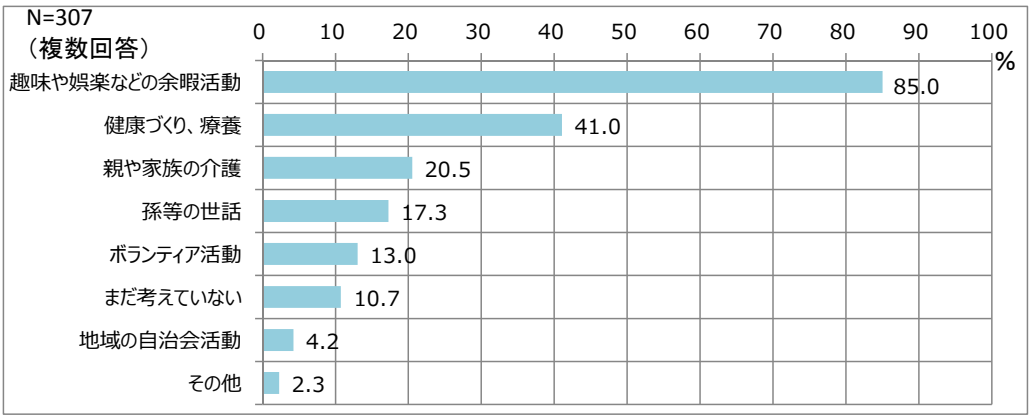

4-3　その他関連するアンケート結果

（1）指定管理者による施設利用者へのアンケート結果

中老人福祉センターにおいて実施した利用者アンケート結果を見ると、利用目的は「クラブに入っているから」との回答が特に多く、クラブ・サークル活動を主な目的として来訪される方が多いことが伺えます。センターのことを知ったきっかけは「友達から聞いた」、「趣味の活動を通じて」といった回答が多く、知り合いや口コミなどを通じて利用するようになる方が多いことが伺えます。

また、施設名に「老人」と入っていることについては、抵抗を感じる人と感じない人の割合がほぼ同程度となっています。

■中老人福祉センターでの利用者アンケート結果（平成 28 年度）

□年齢・性別

	男性	女性	計
60-65歳	1	7	8
66-70歳	10	19	29
71-75歳	13	21	34
76-80歳	14	22	36
81歳以上	6	9	15
不詳	0	3	3
計	44	81	125

□利用頻度

	男性	女性	計
ほぼ毎日	1	1	2
週に1-3回	36	41	77
月に1-2回	7	37	44

□老人クラブへの加入状況

	男性	女性	計
加入している	14	19	33
加入していない	24	41	65

□センターの利用目的（複数回答）

	男性	女性	計
クラブに入っているから	31	60	91
健康器具の利用	7	11	18
友達とのおしゃべり等	12	13	25
自由にくつろげるから	11	6	17
家にいてもすることがない	2	2	4
風呂があるから	5	6	11
健康を保つため	8	24	32
その他	2	3	5

□センターのことを知ったきっかけ

	男性	女性	計
市の広報誌、チラシ	3	6	9
友達から聞いた	22	43	65
老人クラブの活動を通じて	8	9	17
福祉関係機関から聞いた	0	3	3
趣味の活動を通じて	13	21	34
その他	2	0	2

□施設名に「老人」と入っていることに抵抗を感じるか

	男性	女性	計
大いに感じる	4	9	13
感じる	0	14	14
少し感じる	7	18	25
感じない	27	22	49

□利用促進のために必要なこと

	男性	女性	計
市民に対する広報の充実	18	15	33
交通の便の向上	3	19	22
楽しめる行事の充実	6	18	24
健康関連の事業の充実	4	10	14
老人クラブとの連携強化	3	2	5
新しいクラブをつくる	2	2	4

（2）入浴施設利用者へのアンケート結果

平成 30 年 4 月に、北老人福祉センターと中老人福祉センターの入浴施設を利用された方を対象として実施したアンケート結果を見ると、入浴の利用頻度については「毎回」が約 7 割と多くなっています。

また、老人福祉センターの入浴施設を利用する目的としては、「家のお風呂よりも広いから」、「他の利用者と親睦を図りたいから」、「無料で入れるから」等の理由が多く見られます。また、少数ではあるものの、「家のお風呂にひとりで入ることに不安があるから」、「家にお風呂がないから（故障していて入れない）」といった理由も見られます。

■北老人福祉センター、中老人福祉センターでの入浴施設利用者アンケート結果（平成 30 年度）

Ｑ１：どのくらいの頻度で老人福祉センターのお風呂を利用していますか。

回答	回答数（人）	割合
毎回	３５	７３％
１週間に１回くらい	８	１７％
２週間に１回くらい	５	１０％
３週間に１回くらい	０	―
月に１回くらい	０	―
それ以上の間隔	０	―
	４８	１００％

Ｑ２：老人福祉センターのお風呂を利用される理由は何ですか。（複数選択可）

回答	回答数（人）	割合
クラブ活動の後で汗を流したいから	３	３％
他の利用者と親睦を図りたいから	２８	２４％
無料で入れるから	２７	２３％
家のお風呂よりも広いから	３９	３４％
家のお風呂にひとりで入ることに不安があるから	１５	１３％
家にお風呂がないから（故障していて入れない）	４	３％
その他	０	―
	１１６	１００％

4-4　アンケートを踏まえた課題整理

アンケート結果を踏まえ、老人福祉センターのあり方に関する課題を以下に整理します。

■施設の認知度が不足するとともに、利用者が固定化している

- 老人福祉センターの認知度は 6 割程度で、3-4 割の市民には施設の存在が知られていない。自由意見では施設の周知・PR の不足に対しての意見が特に多い。また、施設の利用方法についても分かりにくい等の指摘がある。
- 施設の利用率は、70 歳代と 80 歳代前半で 2 割程度、60 歳代後半と 80 歳代後半で 1 割程度であり、頻度高く利用される方も多い。特定の人・グループが占有しているといった不満意見も見られる。
- 施設利用のきっかけは、友人等からの口コミや趣味の活動を通じた来訪などが多い。

■仲間づくり・人付き合いに対する不安、交通アクセス等が利用上のハードルとなっている

- 利用経験のない方にとっては、施設での人付き合いが負担に感じる、一緒に行く仲間がいないといったことが利用上のハードルとなっている。
- 来訪手段の多くは車であり、車を利用できない人にとっては使いにくい施設となっている。特に施設から離れた地域に居住する方にとっては、遠くて行きづらいといったことが利用上のハードルとなっている。
- 今後期待する取り組みとして、クラブやサークルに入っていない人でも気軽に利用できる環境づくりや、施設までの交通手段の利便性向上などを求める意見が多い。

■利用年齢の制限や施設名の変更など、施設運営の基本的な部分について見直しが必要

- 60 歳から利用可能であるが、60 歳代前半については就業中の人も多く利用は少ない。
- 施設名に「老人」と入っていることなどから、施設を利用することに対してのイメージが損なわれている面がある。
- 高齢者が日常の暮らしに求める施設・場としては、遊歩道などの散歩できる環境、図書館、公園・広場、スポーツ施設といったニーズが高い一方で、老人福祉センターはこれらの施設・場と比べて重要視されておらず、高齢者限定の施設として存続させることについては再考の余地がある。
- 施設利用の年齢制限の見直し（多世代利用）については前向きな意見が多い。一方で利用者層を限定すべきとの意見も一定数見られることから、配慮が必要である。

■提供するサービスや、施設が有する機能について見直しが必要

- 既存利用者の利用目的の多くは、クラブやサークル活動のほか、友人・仲間との交流、健康づくりなどである。一方で、未利用者においては、健康づくり関連や交流の場としての利用意向が多く、クラブ・サークルでの利用意向については下位の項目となっている。
- 浴室の利用については、既存利用者の利用目的、未利用者が利用したいサービス、いずれにおいても下位の項目となっており、「家のお風呂よりも広い」、「無料で入れる」といった利用理由が多い。一方、少数ではあるが「家のお風呂にひとりで入ることに不安がある」、「家にお風呂がない（故障含む）」といった人も見られるため、一定の配慮が必要である。

5　高齢福祉施設に関する課題の整理

5-1　老人福祉センターに関する課題

（1）施設の設置目的・役割等から見た課題

老人福祉センターは、高齢者が健康で明るい生活を営む上での相談対応、健康増進、教養向上、交流・レクリエーションといった機会やサービスを提供する施設です。また、「地域包括支援センター」としての位置づけなど、本市の高齢福祉や介護福祉行政において重要な役割を担っている側面もあります。

今後、高齢者数のさらなる増加が見込まれ、特に単身高齢者数も増加傾向にある中、老人福祉センターの果たす役割はさらに大きくなると考えられることから、引き続き適正に管理していく必要があります。

また、老人福祉センターは 60 歳以上の市民を対象とした施設ですが、施設が設置された当時に比べると社会状況や高齢者のニーズは変化しており、今後も高齢者利用に特化した施設として維持し続ける必要性は低くなっています。

こうした中で、北老人福祉センターでは部分的に多世代利用が可能なスペースを設置しているほか、アンケートでも施設の多世代利用化について前向きな意見が多く見られたことなどを踏まえ、今後の施設の運用方法については適宜見直しを図ることが考えられます。

（2）施設の適正管理に係る課題

各施設ともに建設後 20 年から 30 年程度が経過しており、今後は老朽化対策を適切に行っていく必要があります。

これらの修繕等にかかるコストは老朽化に伴って増加が見込まれますが、施設は無料施設であることから、これらのコストはすべて市の財政負担により賄っていくこととなります。今後の厳しい財政状況の中にあっては、利用状況とのバランスを踏まえた上で、提供するサービスや、施設が有する機能について適切に見直しを図るなど、効率的な維持管理を行っていく必要があります。こうした中で、北老人福祉センターと中老人福祉センターに設置されている浴室については、設備の修繕等にかかるコストが必要となる一方で、施設全体の利用状況から見ると利用者が限定されていることや、入浴中の事故リスクといった管理上の課題もあることから、見直しを図っていくことが考えられます。

（3）施設の利用促進に係る課題

アンケート結果等を踏まえると、市民に対する施設の認知度が不足しているとともに、利用が一部の市民に偏っている面が見られます。今後は運営方法等について必要な見直しを図るなど、幅広い市民がサービスを享受できるような工夫が求められます。

また、利用経験のない人にとっては、施設での仲間づくりや人付き合いに対する不安、施設までのアクセス手段の確保、施設名称に対するマイナスのイメージといった点が利用上のハードルとなっており、これらの解消に向けた取組みが必要となっています。

5-2　デイサービスセンター・グループホームに関する課題

（1）介護福祉事業における行政の役割から見た課題

デイサービスセンター・グループホームは、過去には行政主導で施設の設置・運営が行われてきましたが、平成 12 年の介護保険法施行後は、民間事業者等が設置・運営する介護福祉施設が大きく増えている状況にあり、市のデイサービスセンター・グループホームの周辺にも立地しています。

また、デイサービスセンター・グループホームは、施設の設置から運営まですべて民間事業者等で行うことが可能となっている中、市が設置者（事業主体）であるが故に、修繕や更新等のコストや、事業リスクについては市が継続的に負担する必要があり、公民の役割分担の面からは非効率な状況となっています。

以上のように、民間施設が充足した現状を踏まえると、デイサービスセンター・グループホームの設置・運営を市の事業として今後も実施する必要性は低い状況となっています。

（2）民間施設との競合に係る課題

デイサービスセンター・グループホームの指定管理では、事業者（指定管理者）は利用料金収入によって施設の運営コストを賄い、市に対しては一定額の納付金を納めることとなっています。ただし、施設の設置・保有の主体はあくまで市であることから、大規模な修繕や改修等のコスト負担や、その他事業運営に係るリスクはすべて市が負うことになります。

これに対し、民間事業者等が設置・運営する施設は、施設整備のイニシャルコスト（土地・建物・備品等の購入費）や、修繕・改修等のコスト、固定資産税等の負担、事業運営に係るリスク負担をすべて事業者側が負うことになります。また、サービスの内容は基本的に市の施設と民間施設で大きな違いはないことから、民間側から見ると不公平な状況が生じています。

（3）サービス向上の観点から見た課題

民間事業者等の観点から見ると、指定管理者制度のもとでの運営は期間が限られることから、職員の雇用をはじめ、安定して質の高いサービスを提供する上では制約となります。これに対し、民間事業者等が自ら施設を所有し、事業主体となることによって、施設の運営基盤が安定し、ノウハウや人材等の経営資源を最大限に活用できることから、サービスの向上につながることも期待されます。

なお、指定管理者制度を今後も継続するとした場合、指定管理者の公募選定が定期的に必要となります。公募の結果次第では別の事業者が指定管理者として選定され、利用者にとっては環境が大きく変わることでサービス低下につながる場合も考えられます。また、公募時に選定事業者が決まらない事態も想定されるため、市直営による運営を余儀なくされるリスクを抱えることとなります。

（4）移管の進め方に関する課題

以上のような観点をもとに、今後民間事業者等への移管を行うとした場合は、施設の特性や経緯等を踏まえて適切な移管方法を選択する必要があります。

特に、各施設ともに既存の利用者がいる施設であるため、サービスが今後とも安定的に継続できるような配慮が求められます。また、移管にあたって必要となる修繕の実施や、移管時期の調整などについて民間事業者等との調整を図っていく必要があります。

6　高齢福祉施設の方向性

6-1　老人福祉センターの方向性

老人福祉センターは、本市の高齢福祉施策において重要な施設であることから、指定管理者との連携のもとに、今後も施設を適正に維持管理していきます。また、課題となっている事項については適宜対応を図ります。

方向性　1　サービスや機能の最適化

○　高齢者にとって必要なサービスを引き続き提供するとともに、多世代利用も想定した運営方法や利用条件等の見直しを図ります。
○　各施設において提供するサービスの内容は、市民の利用ニーズや社会状況の変化等を踏まえて柔軟に見直すこととし、施設の機能についてもサービスの内容に合わせた形で最適化を図ります。
○　北老人福祉センターと中老人福祉センターに設置されている浴室については廃止の方向とした上で、既存の利用者に対し、丁寧な説明と周知を行います。

方向性　2　適正な維持管理の実施

○　施設の日常的な維持管理については、指定管理者との連携の下で適正に実施します。
○　各施設ともに、建物や設備等の保全を計画的に行い、老朽化等の状況を踏まえて必要な長寿命化対策を実施することで、ライフサイクルコストの低減を図ります。
○　南老人福祉センターについては、併設された南デイサービスセンターのあり方を踏まえながら、適正な維持管理を行います。

方向性　3　施設の利用促進

○　施設の認知度向上を図るため、市民に対する周知・ＰＲ機会の充実を図ります。
○　新規の利用希望者に対しては、利用方法に関する説明会や利用体験イベントといった機会を設けるなど、利用の拡大に努めます。
○　北老人福祉センターと南老人福祉センターについては、施設の愛称の周知に努め、イメージの向上を図ります。中老人福祉センターについても愛称の導入について検討します。

6-2　デイサービスセンター・グループホームの方向性

デイサービスセンター・グループホームについては、民間において広くサービスが行われており、市が主体となって介護サービス事業を行う必要性が低下したこと、市に代わって民間の事業主体となることでサービス向上が期待できることなどを踏まえ、民間事業者等への移管を進めます。

なお、移管にあたっては、既存の利用者にとってのサービスの維持・向上につながるよう、十分配慮します。

方向性　1　民間事業者等への施設の移管

○　民間事業者等への施設の移管を行い、民間のノウハウ等の経営資源を有効に活用し、より良いサービスの提供につなげていきます。

○　移管方法については、譲渡や貸付などが選択肢として考えられますが、民間事業者等の裁量を最大化する観点から譲渡を基本として検討を行います。また、移管を有償とした場合には財産処分に伴う国への納付金等の負担が生じるため、無償とすることを基本とします。

○　その他、移管にあたっての具体的な手順や条件等については、市と民間双方にとってのメリットが最大化できるよう、施設ごとの特性を踏まえた上で十分な検討・調整を行います。

方向性　2　利用者が引き続き安心して利用できる環境の確保

○　既存の利用者にとって、施設の利用環境が大きく変わることのないよう、移管の条件等を検討する上では十分に配慮します。

○　また、移管後においても民間事業者等と適切に連携を図りながら、利用者が引き続き安心して利用できる環境を確保できるよう努めます。

方向性　3　適正な維持管理の実施

○　施設の日常的な維持管理については、指定管理者との連携の下で適正に実施します。

○　移管の時期も視野に入れた上で、施設ごとの老朽化状況を踏まえ必要な修繕等を実施します。

7　施設の保全計画

7-1　施設の保全に関する基本的な考え方

老人福祉センターについては、施設を引き続き適正に維持管理していくため、建物や設備等の保全を計画的に行います。

デイサービスセンター・グループホームについては、民間事業者等への移管の方針を踏まえた上で、必要となる修繕等の内容や実施時期を検討し、効率的・効果的な保全を行います。

(1) 対策の優先順位の考え方

建物については、各施設の劣化診断調査結果(判定レベルＡ～Ｄの 4 段階の評価)とその修繕に関する緊急度や利用者の安全面、施設の利用状況等を勘案し、優先順位を判断します。

設備については、経過年数や保守点検結果、故障した場合に及ぼす影響の大きさ等を考慮し優先順位を判断します。

(2) 使用目標年数の設定

高齢福祉施設はすべて鉄筋コンクリート造または鉄骨造の建物であることから、施設の使用目標年数は、下表に示す構造体の計画供用期間の等級から標準供用級を採用し、65 年に設定します。

「建築工事標準仕様書・同解説　ＪＡＳＳ５　鉄筋コンクリート工事」(日本建築学会)
計画供用級別コンクリートの耐久設計基準強度および計画供用期間

計画供用期間の級	耐久設計基準強度(N/mm) *1	計画供用期間 *2
短期供用級	18	およそ30年
標準供用級	24	およそ65年
長期供用級	30	およそ100年
超長期供用級	36	およそ200年

*1 耐久設計基準強度:構造体および部材の計画供用期間に応ずる耐久性を確保するために必要とするコンクリートの圧縮強度の基準値

*2 計画供用期間　:建築物の計画時または設計時に、建築主または設計者が設定する建築物の予定供用期間

7-2　保全計画

劣化診断調査に基づく各施設の保全計画を以下に示します。

使用目標年数の期間において、各施設の建物や設備を適正に維持管理していくため、建築（屋根、外壁等）、電気設備、機械設備の部位ごとの修繕・更新等の周期に応じた対策を計画的に行います。

また、劣化診断調査において「D判定（補修・改善等を要する）」となった項目については、利用上の安全に関わるものや躯体の長寿命化につながるものを中心に、計画期間の前半において優先的に対策を実施します。

（1）老人福祉センターの対策費用（10 年間）

■北老人福祉センター

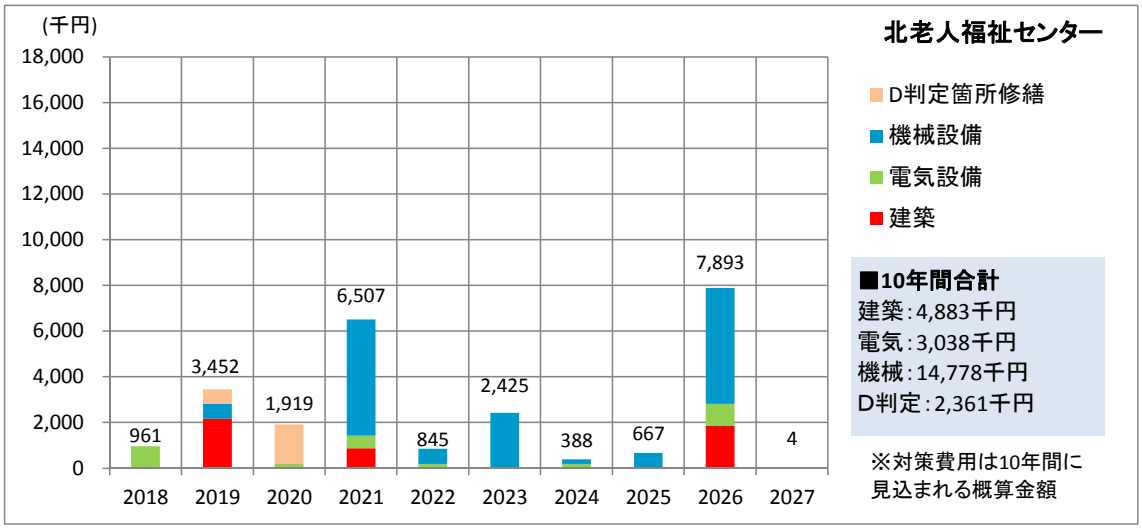

【D判定箇所修繕】コンクリートブロック擁壁改修、非常用照明バッテリー交換　等

■中老人福祉センター

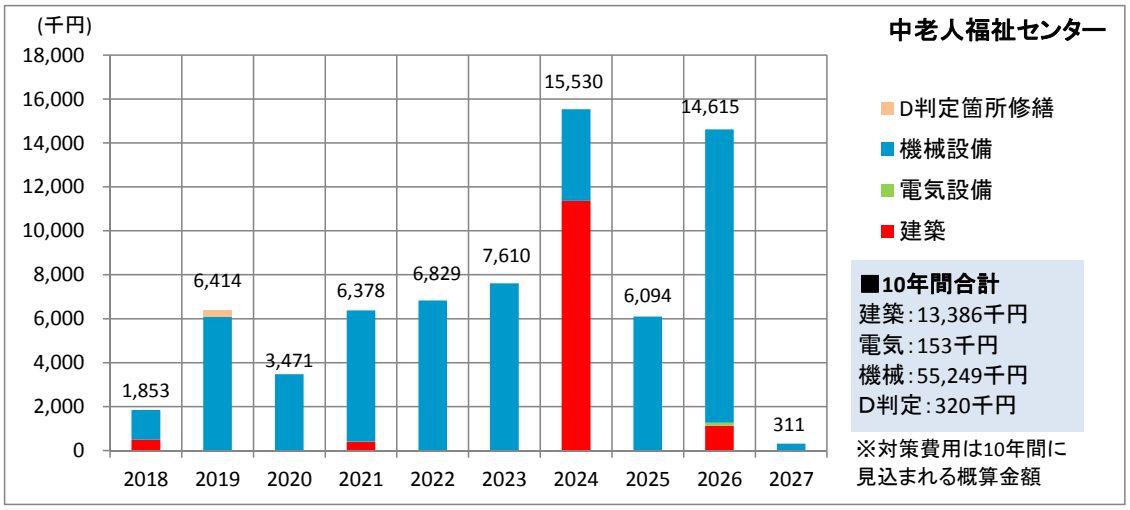

【D判定箇所修繕】非常用照明バッテリー交換　等

■屋内ゲートボール場

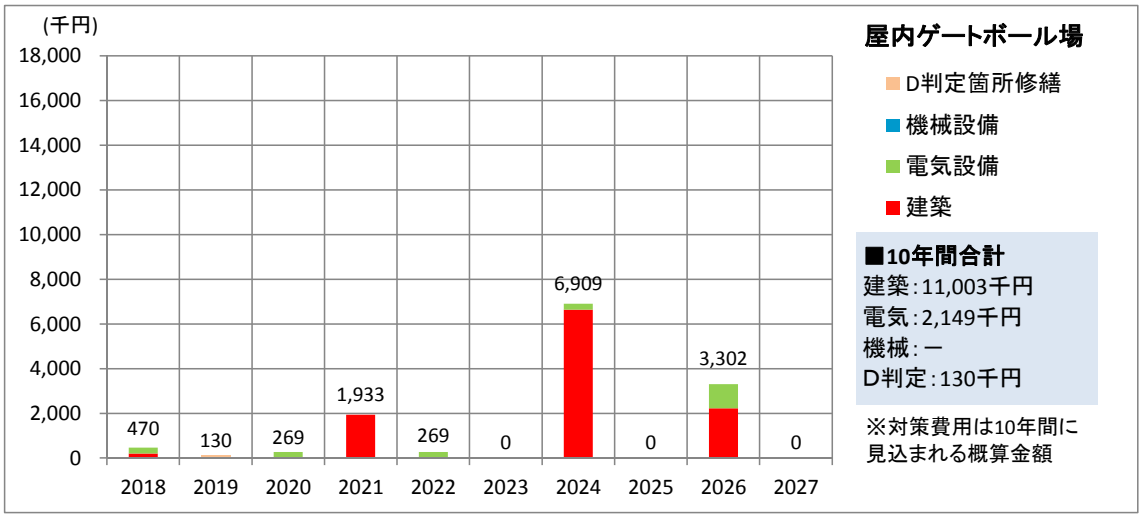

【D判定箇所修繕】柱露筋部分の補修、ガラス破損交換　等

■南老人福祉センター（南デイサービスセンター含む）

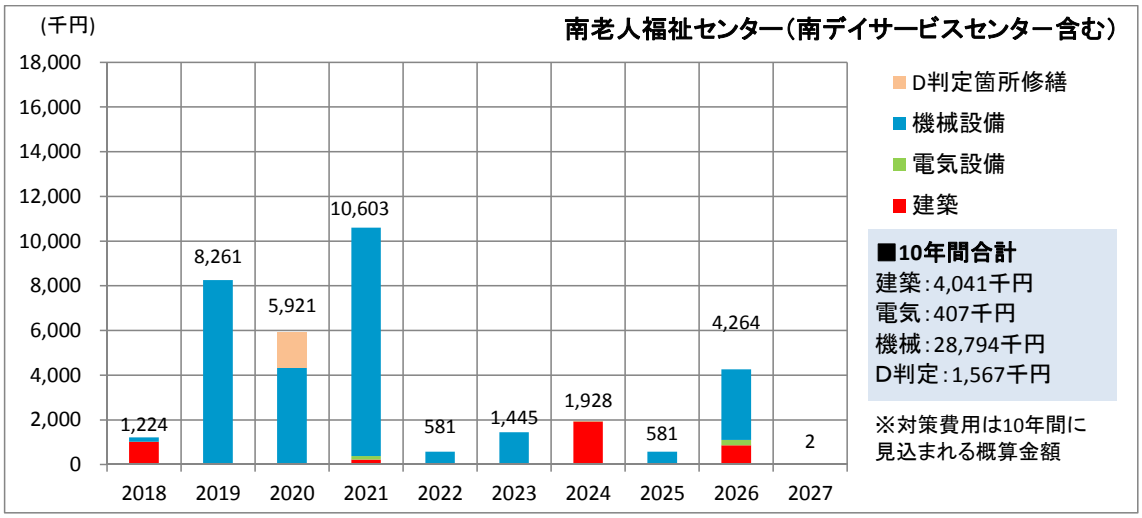

【D判定箇所修繕】浴槽タイルクラック補修、空調室外機冷媒管の破損対応　等

（2）デイサービスセンター・グループホームの対策費用（10 年間）

■北デイサービスセンター

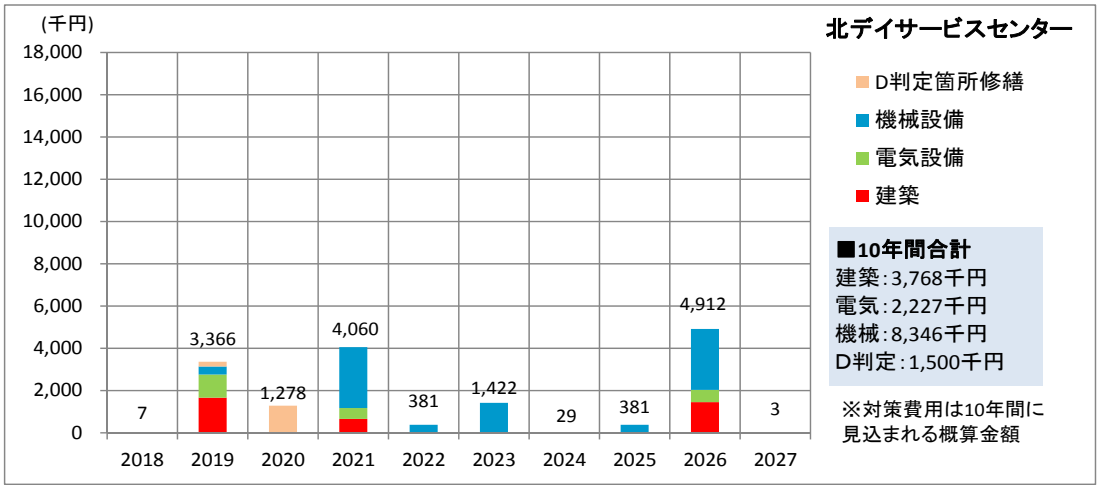

【D判定箇所修繕】外壁クラック補修、床下地補修、非常用照明バッテリー交換　等

■佐和山デイサービスセンター

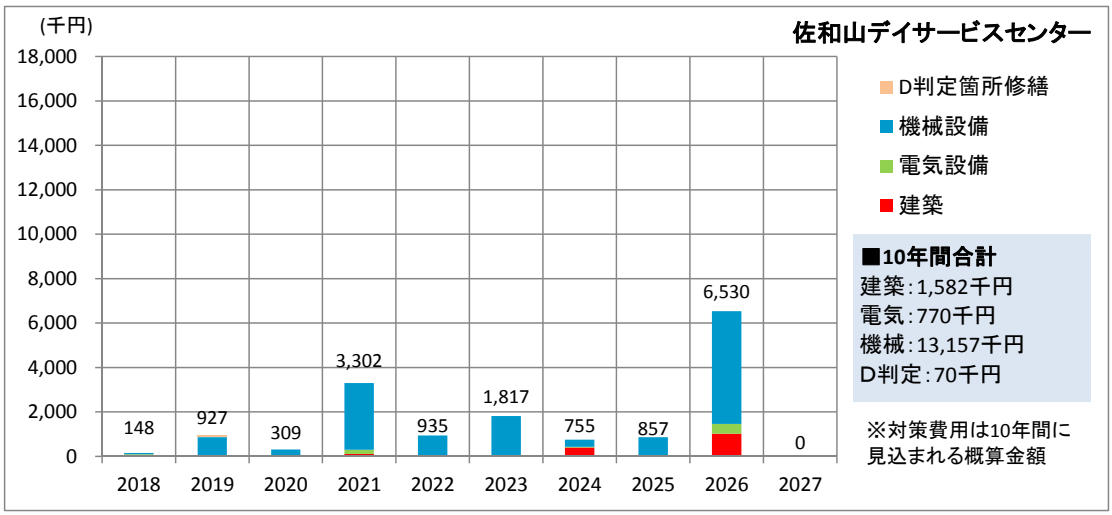

【D判定箇所修繕】跳ね上げ式手摺補修（身障者トイレ）　等

■ふたばデイサービスセンター

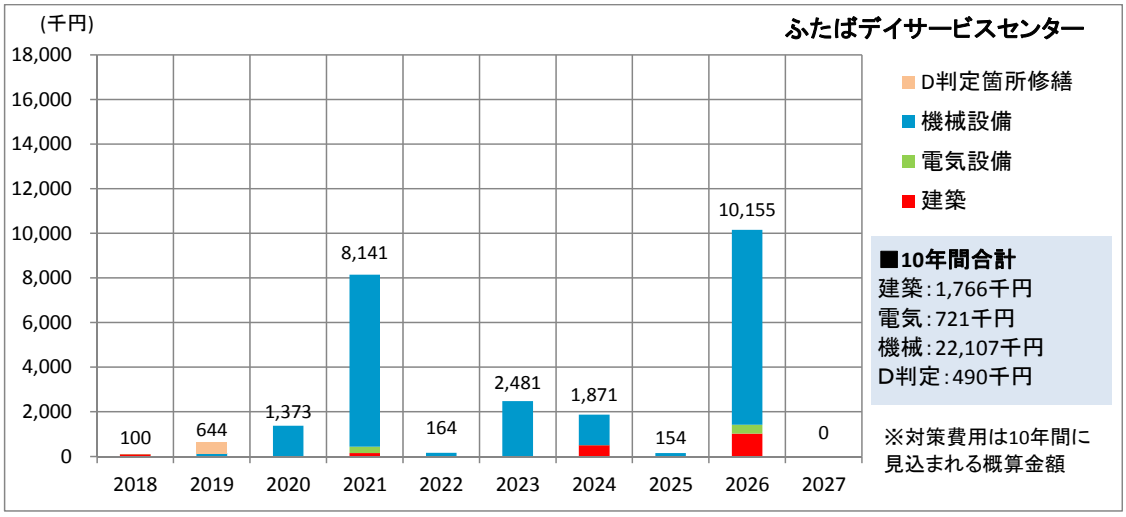

【D判定箇所修繕】外壁サイディングクラック補修、床クラック補修（内部床、浴室）　等

■デイサービスセンターきらら

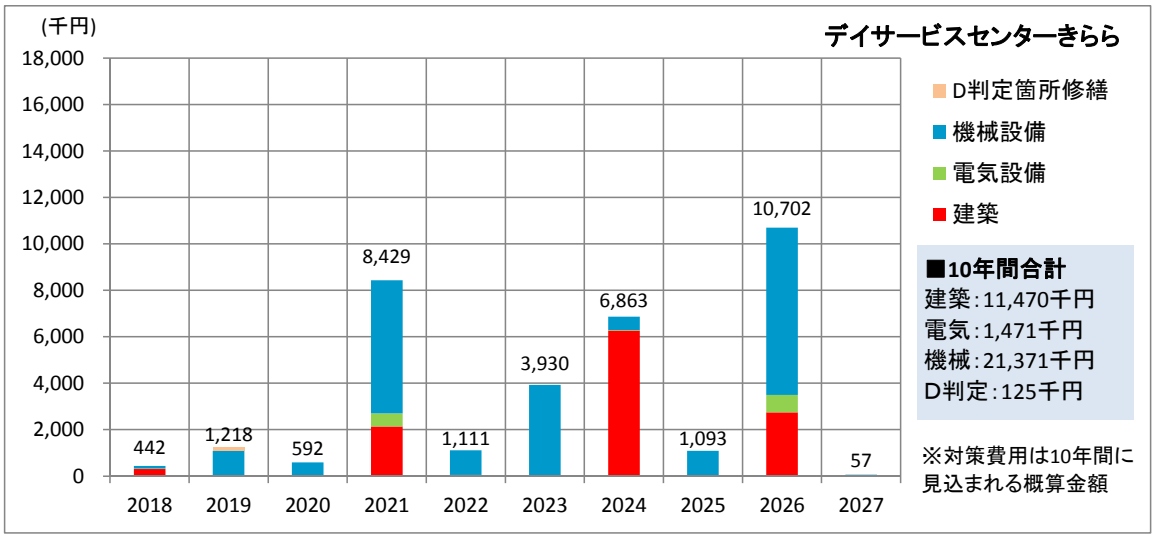

【D判定箇所修繕】非常用照明バッテリー交換　等

■グループホームゆうゆう

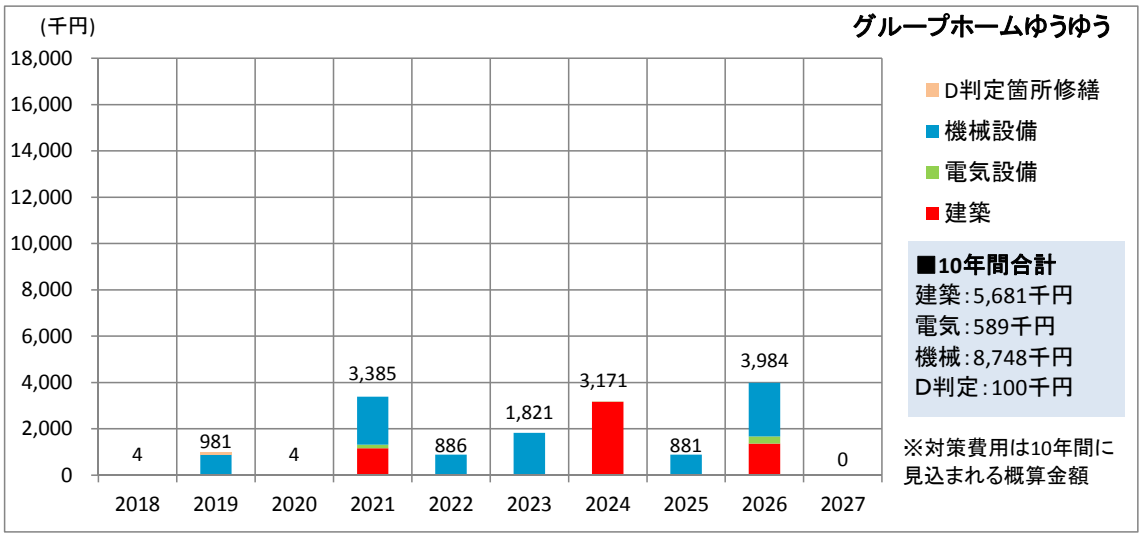

【D判定箇所修繕】非常用照明バッテリー交換　等